

官報

号外

平成三十年五月十五日

○第百九十六回 衆議院會議録 第二十六号

平成三十年五月十五日(火曜日)

議事日程 第二十号

平成三十年五月十五日

午後一時開議

- 第一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 不正競争防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 不正競争防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案(内閣提出)
- 文部科学省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

日程第一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。内閣委員長山際大志郎君。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○山際大志郎君登壇

ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等運営権者が地方自治法上の公の施設の指定管理者を兼ねる場合の利用料金に関する特例等を創設すること、内閣総理大臣に対する特定事業に係る支援措置の内容等の確認に係る制度を設ける等の措置を講ずるものであります。

平成三十年五月十五日 衆議院會議録第二十六号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案

す。本案は、去る四月十二日本會議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、十八日梶山國務大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十日から質疑に入り、五月十一日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、本案に対し、立憲民主党・市民クラブから、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者が、特定事業に係る支援措置の内容等について確認を求めることができる一元的な窓口を、内閣総理大臣から民間資金等活用事業推進委員会に改めること等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論を行い、採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 不正競争防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、不正競争防止法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。経済産業委員長稲津久君。

不正競争防止法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○稲津久君登壇

ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、第四次産業革命のもと、データの利活用を促進するための事業環境を整備するほか、知的財産や標準の分野において、ビッグデータ等の情報技術の進展を新たな付加価値の創出につなげるために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は、データの不正取得、使用等に対する民事上の救済措置の創設、日本産業規格、JISの対象へのデータ、サービス等の追加及び全ての中小企業への特許料等の軽減措置の拡大等であります。

本案は、去る四月十七日本委員会に付託され、翌十八日世耕経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十一日、質疑を行い、質疑終局後、討論、採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。国土交通委員長西村明宏君。

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

○西村明宏君登壇
たがいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本案は、海外のインフラ事業への我が国事業者の参入の促進を図るために必要な措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、
第一に、国土交通大臣が、海外インフラ事業への我が国事業者の参入の促進の意義や、参入の促進の方法に関する基本的な事項等を定める基本方針を策定すること、
第二に、独立行政法人等に、海外インフラ事業に関する調査、設計、運営などの業務を行わせること、

第三に、国土交通大臣による情報提供、指導、助言や関係者間の連携について定めることなどであります。

本案は、去る四月十九日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。
本委員会におきまして、五月九日石井国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十一日、質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

文部科学省設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、文部科学省設置法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。文部科学大臣林方正君。

〔国務大臣林方正君登壇〕
○国務大臣(林方正君) 文部科学省設置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

近年、少子高齢化やグローバル化の進展など、社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等の幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化政策の展開がより一層求められております。

こうした中、昨年六月に成立した文化芸術基本法においては、文化政策と関連分野における施策との有機的な連携を図るための規定等が盛り込まれるとともに、文化に関する施策を総合的に推進するため、政府において、文化庁の機能の拡充等について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されたところであります。

この法律案は、当該規定に基づき、文化庁の機能強化を図り、文化に関する施策を総合的に推進するために必要な体制の整備を行うものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、文部科学省及び文化庁の任務について、現行の文部科学省設置法においては「文化の振興」と規定されているところを、より広く、「文化に関する施策の総合的な推進」等と改め、文化庁が中核となつて我が国の文化行政を総合的に推進していく体制を整備することとしております。

第二に、芸術教育に関する事務を文部科学省本省から文化庁に移管し、学校教育における人材育成からトップレベルの芸術家の育成まで、一体的な施策の展開を図ることとしております。

第三に、博物館に関する事務について、現行では、博物館制度全体は文部科学省本省が所管し、文化庁は美術館や歴史博物館といった一部の類型の博物館のみを所管しておりますが、これらを一括して文化庁の所管とすることにより、博物館行政の更なる振興等を図ることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

文部科学省設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) たがいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。櫻井周君。

〔櫻井周君登壇〕

○櫻井周君 立憲民主党の櫻井周です。
私は、立憲民主党・市民クラブを代表して、たがいま議題となりました文部科学省設置法の一部を改正する法律案について、林文部科学大臣及び梶山地方創生担当大臣に対して質問をさせていただきます。(拍手)
冒頭、政府・与党に申し上げなければなりません。

文部科学行政がゆがめられたのではないのかという国民の疑念について、昨日の予算委員会でも明らかになったのは、政府・与党には、一生懸命国民の皆様に説明しようとする姿勢がかけらもないということですよ。

一例を挙げます。
与党は、なぜ、この期に及んで愛媛県の中村知事の国会招致を拒否し続けるのですか。中村知事は先週、記者会見の中で、うそというものは、発言した人にとどまることなく、第三者、他人を巻き込んでいく、このようにおっしゃっていられます。全くそのとおりです。

財務省による決裁文書改ざん問題では、政府のつくうそに巻き込まれて、亡くなられた方まで出たのではないですか。まさに痛恨のきわみでございます。柳瀬秘書官と面会した愛媛県の職員は、国とのやりとりを正確に報告すべく、誠実にメモを作成されました。それを間違いではないのかと言っているに等しいではないですか。こんなことが断じて許されるはずありません。国と地方自治体との信頼関係を揺るがす事態だと言わざるを得ません。

これ以上、うそで第三者を巻き込まないでいただきたい。総理はうみを全部出し切っていないことを認められましたが、そもそも、そのうみの発生源、うみの親は誰なのですか。うみを出そうと思うなら、中村知事をお呼びすることをなぜ断るのですか。何か政府・与党にとつて都合の悪いことでもあるのですか。

証拠として次から次に文書が出てきているのに、本人だけが自供していない状況で、これが裁判なら認められないとの声が出ています。うそで第三者を巻き込み続ける不幸をこれ以上続けたいということなのでしょうか。
さらに、裁量労働制をめぐるデータ問題でも新たなミスが判明し、新たに二千五百社もの不適切なデータを削除するとの報道がありました。この調査結果は、労働政策審議会で議論の出発点とさ

このような安倍総理と与党の不誠実な姿勢を強く批判し、法案の質疑に入らせていただきます。

まず、文部科学省の任務である教育全般、特に道徳教育についてお尋ねをします。

そして、我が国の教育は、教育基本法第一条に示されているとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるものです。人格の完成及び国民の育成の基盤となるのが道徳性であり、その道徳性を養うことが道徳教育の使命です。

そして、今年度から小学校では道徳科が教科となり、成績評価の対象となりました。安倍内閣はこれまで熱心に道徳教育の強化に取り組んできましたが、うそと欺瞞に満ちた安倍内閣こそ、最も道徳教育が必要です。

さて 私にも小学生になる二人の娘がおります。小学校の春休みに「映画プリキュアスーパースターズ」を見たといふので、一緒に見に行きました。映画のストーリーは、うそをつかれた少年がそのことを恨みに思い、ウソバツカという怪物になって社会を大混乱に陥れるというものです。

国権の最高機関である国会において、大臣が、そして政府高官が公然とうそをつく現状では、豊かな人間性も道徳性も身につかないのではないですか。そして、うそをつかれた子供たちが、映画プリキユアのようにウソバーツ力になってしまふのではないかと懸念します。

次に、文化の意味についてお尋ねします。今回の法改正では、文化庁の所掌事務について、「文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。」を追加するとしています。ここで言う文化とは何でしょうか。

また、和食がユネスコ無形文化遺産に登録されましたが、これは食文化です。働き方改革の議論の中で変革が求められているものとして、企業文化というものもあります。

次に、芸術に関する教育についてお尋ねします。

今回の法改正では、芸術に関する教育に関する事務を文部科学省本省から文化庁に移管することで、文化庁として、学校教育における人材育成からトップレベルの芸術家の育成までの一体的な施策の展開を図るとしています。こうした取組の参

そこで、文部科学大臣にお尋ねします。

スポーツ庁によるトップアスリートの育成で

私は、スポーツと文化芸術は同じようにいかな
いと考えます。スポーツにはルールがあつて、勝
ち負けという結果も明快です。勝利に向けてど
のような練習が効果的なのか、科学的に解析で
きま

そこで、文部科学大臣にお尋ねします。
文化庁として、トップレベルの芸術家の育成を図るに当たり、技法の指導と多様な感性の育成をどのように実現していくのでしょうか。

れば、貴重な文化が次の世代に継承できないリスクがあります。

そこで、文部科学大臣にお尋ねします。
文化に関する社会教育をどのように展開していき
ますか。また、社会教育と社会教育施設としての
博物館と学校教育と地域の発展とをどのように
つなげていきますか。

保存している文化財の価値がわからないままに、多くのお金をかけて保存している場合もあります。もし、大して価値のないものの保存に多額のお金をかけていれば、税金の無駄遣いになります。

そこで、文部科学大臣にお尋ねします。

地方公共団体が保存している文化財について、文化財としての価値判定や文化財保存状況の情報共有、適切な保存方法など、文化庁が専門家として地方公共団体にアドバイスすべきと考えます。が、大臣の御所見をお伺いします。

今回の法改正は、京都への全面的な移転に向けてとなっています。京都移転の目的として、東京一極集中は正と地方創生の挙げられています。そこで、地方創生担当大臣にお尋ねします。

文化庁の京都への移転が東京一極集中の是正につながるのでしょうか。東京一極集中は、中央省庁が権限を開放さないことが大きな原因です。東

京一極集中の是正は、地方分権と地域主権、規制改革の推進が本筋ではないでしょうか。

文化庁が京都に移転すれば、関西地域の活性化にはつながるでしょうが、他の地域での地方創生にはつながらない可能性があります。もしかすると、関西以外の地域にとっては、東京にあった方が交通アクセスがよかった、京都に移転してかえって不便だということにもなりかねません。

そこで、地方創生大臣にお尋ねします。

文化庁の京都移転を、関西以外での地域の活性化にどのようにつなげていくのでしょうか。

今回の法改正が、京都への移転のために、東京と京都に分割されると文化庁が弱体化するおそれがある、だから京都移転に先立って文化庁の機能強化を図るというように解釈できます。

そこで、文部科学大臣にお尋ねします。

文化行政の強化のために京都に移転するのか、それとも、京都移転に耐えられるようにするために文化行政を強化するのか、どちらなのでしょう。京都移転のための文化行政強化というのであれば、目的と手段が逆転しているようにも考えられますが、文部科学大臣の御所見をお伺いします。

また、今回の法改正に伴う文化庁組織改編では、次長が一名から二名に、審議官も一名から二名に増員が予定されています。京都移転に伴って、京都と東京に次長と審議官をそれぞれ配置する必要があるというのには理解できます。しかし、結果として行政の肥大化につながる、すなわち行政改革と逆行することになりかねないと考えますが、文部科学大臣の御所見をお伺いします。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣林芳正君登壇)

○国務大臣(林芳正君) 櫻井議員から、十の質問がありました。

最初に、安倍内閣の道徳性についてお尋ねがありました。

特別の教科、道徳における児童生徒の評価につきましては、子供たちが授業において学んだことなどに基つき、一人一人の成長の様子を文章により評価するものであり、安倍内閣の道徳性等、学校外の者の道徳性を評価するためのものではないため、お尋ねの評価については控えさせていただきます。

次に、安倍内閣の多くのうそが子供たちの育ちに与える悪影響についてというお尋ねがございました。

御指摘については、それぞれの事案について関係者が丁寧に説明することが重要であると考えますが、いずれにしても、内閣としては、人づくりを始めとした諸課題の解決に向けて一つ一つ着実に取り組み、成果を上げることを通じて、国民から信頼される行政に努めてまいりたいと考えております。

次に、文化という言葉の定義等のお尋ねであります。文化という言葉の意味内容は多岐にわたることから、その全てを包含して定義することは困難ですが、答申等においては、人間の自然とかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身につけていく立ち居振る舞いや、衣食住を始めとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活にかかわる総体等と解説されているところであります。

本法案における文化の概念についても、同様に、音楽、美術、演劇等の芸術や、音楽、歌舞伎等の伝統芸能、華道、茶道、食文化等の生活文化、国民娯楽、出版、レコード、文化財など、さまざまな分野を幅広く含むものと整理しております。

次に、スポーツ庁によるトップアスリートの育成における成果のお尋ねであります。スポーツ庁は、平成二十七年に、スポーツに関する施策の総合的な推進を図ることを任務として設置されたものです。

スポーツ庁では、スポーツ実施率の向上や子供

のスポーツ機会の充実などによるスポーツの裾野の拡大、トップアスリートに対する各競技団体の日常的、継続的な強化活動や、次世代アスリートの発掘、育成等への支援や、スポーツ医科学、情報等を活用した多方面からの専門的な支援、さらにはドーピング防止活動の推進等に総合的に取り組んでおります。

トップアスリートの育成については、本年開催されました平昌冬季オリンピック大会では冬季大会として過去最高のメダル数を獲得し、また、平昌冬季パラリンピック大会でも前回大会を上回るメダル数を獲得するなど、成果を上げているところでございます。

次に、トップレベルの芸術家の育成についてのお尋ねであります。我が国の文化芸術の発展のためには、文化芸術に関する人材育成が極めて重要です。その際、これまでの技法の習得だけでなく、才能が大いに開花をする若い段階に国内外のトップレベルの芸術家から直接学び、次代を先取りする創造性や感性を大いに伸ばしていくことが重要と考えております。

文化庁としては、才能豊かな新進芸術家等の育成に向けて、実践的かつ高度な技術、知識を習得するための研修や、国際的な交流の機会を提供する施策を展開しており、今後とも、これらを通じてトップレベルの芸術家の育成に積極的に取り組んでまいります。

次に、文化に関する社会教育をどのように展開していくかのお尋ねであります。博物館においては、これまでも社会教育活動の一環として、博物館の資源を生かした、教育普及や地域へのアウトリーチ活動などを展開してきたところであります。

本改正により、博物館行政が文化庁に移管されることとなりますが、今後とも、社会教育を担当する文部科学省本省ともしっかり連携しつつ、文化庁としても、博物館における社会教育活動の振興、学校教育との連携、地域活動の活性化を進めてまいります。

次に、文化財に関する地方公共団体へのアドバイスについてのお尋ねであります。これまで文化庁では、地方の文化財について、地方公共団体の求めに応じて文化財調査官を派遣し、その保存、活用に関する専門的、技術的な指導助言を行ってきたところであります。

また、今国会においては、文化財の次世代への確実な継承を図るため、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案を提出しているところであり、文化庁としても、本年十月に予定されている機構改革とあわせ、さらなる機能強化を図ることとしております。

次に、文化財の維持、継承に係る財政的支援についてのお尋ねであります。国民共通の貴重な財産である文化財を次世代に確実に継承するため、文化庁においては、文化財の所有者や地方公共団体等が行う文化財の保存修理や活用、整備に係る経費に対して補助を行うとともに、地方交付税措置を講じているところでございます。

平成三十年度におきましては、文化財保護の充実を図る予算として、対前年度比七億円増の約四百八十二億円を計上するとともに、文化財の保存、活用に必要なハード、ソフト経費に対する地方財政措置の拡充を図ったところでございます。さらに、今後とも、文化財保護法の改正を踏まえ、必要な財政的支援に努めてまいります。

次に、文化行政の強化と京都移転の関係についてのお尋ねでございます。文化の力は、人々の心を豊かにするのみならず、観光振興や地方創生などを実現する上でも、極めて重要なものであります。

こうした文化の力を最大限発揮するため、昨年六月に施行されました文化芸術基本法では、文化行政の中核を担う文化庁について、その機能強化の検討が規定されました。また、政府方針でも、文化財を活用した観光振興、全国各地の地方文化の創生などの観点を踏まえ、文化行政のさらなる

強化が期待されることから、文化庁の京都移転が決定をされました。

このように、文化庁の機能強化と京都移転は、いずれも文化行政の強化、ひいては文化芸術立国の実現に向けたものであると考えております。

次に、行政の肥大化につながるおそれについてのお尋ねですが、本法案成立後には、組織令改正によりまして、次長一名、審議官一名を増員すると同時に、現在の文化庁及び文化財部から成ります二つの部を廃止する等、今後の機能強化や京都への移転に必要な不可欠な体制の確保に当たつても、効率的、効果的なものとなるよう検討しております。

このように、文部科学省としては、法案成立後も引き続き、行政改革の趣旨を踏まえて対応してまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣 梶山弘志君登壇)
○国務大臣 梶山弘志君 櫻井議員にお答えをいたします。

文化庁の京都移転による東京一極集中は正の効果と、地方分権と地域主権、規制改革の推進についてお尋ねがありました。

中央省庁の移転については、地方移転が移転先の地域を含め我が国の地方創生に貢献するか、地方移転によって機能の維持向上が期待できるか、地方の協力、受入れ体制が整っているか等の観点から検討し、まとめたものであります。

文化庁の移転についても、文化財を活用した観光の推進を始め、移転先の地域を含め我が国の地方創生に貢献すること等で、東京一極集中の是正につながるものと考えております。

また、東京一極集中の是正に向けては、地方創生の取組と規制改革、地方分権改革等との連携が重要であり、引き続き、地域、民間の創意工夫の障害となる規制の改革を進めるとともに、地域がみずからの発想と創意工夫により課題解決を図るため、地方分権改革を推進してまいります。

次に、文化庁の京都移転を関西以外での地域の活性化にどのようにつなげるかについてのお尋ねがありました。

文化庁の京都への移転は、文化財が豊かで伝統的な文化が蓄積した京都に移転することにより、例えば、文化財を活用した観光振興や外国人観光客向けの効果的な文化発信、生活文化の振興など、我が国の文化行政の企画立案能力の向上を期待するものであります。

さらに、こうした先進的な取組を全国の地方公共団体に効果的に波及させることにより、地方文化の掘り起こしや磨き上げにつなげていくことなどが期待をされております。

今後とも、文化庁の京都移転の効果が、京都や関西地域はもちろんのこと、我が国全体の地方創生につながるよう、関係大臣と連携しながら、京都への全面的な移転に向けた取組の着実な実施を図ってまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 源馬謙太郎君。

(源馬謙太郎君登壇)
○源馬謙太郎君 国民民主党の源馬謙太郎です。ただいま議題となりました文部科学省設置法の一部を改正する法律案につきまして、会派を代表して質問させていただきます。(拍手)

質問に先立ちまして、一言申し上げます。我が国がこれまで民主化に向けて支援を続けてきたカンボジアが、今、独裁化の危機に直面しています。二カ月後の七月に総選挙が行われますが、三十年間にわたって政権を担っているフン・セン政権は、昨年、地方選挙で躍進した最大野党を解党し、政権に批判的なメディアを次々閉鎖させる異常事態が起きています。七月の選挙のためには今月中に政党登録をしないと間に合いませんが、解党された野党は、事後法により議席を与党に移されてしまっています。

アメリカやEU諸国など、日本と同じく民主主義の価値観を持つ各国は、いち早く重大な懸念を表明し、七月の選挙に対する支援を取りやめまし

た。しかしながら、我が国は、この状況下でも選挙への支援を継続しようとしています。与党が野党を解党し、メディアを弾圧する中で行われる選挙が、果たして公正で自由な選挙となるでしょうか。

その選挙を後押しすることになれば、日本はこのカンボジアの状況を肯定していると、国際社会に間違つたメッセージを発することになります。北朝鮮など緊迫する国際情勢の陰に埋もれがちですが、アジアにおいて民主化に逆行する流れをとめることも我が国にとって極めて重要であると冒頭強く申し上げまして、質問に入りたいと思います。

日本は、言うまでもなく素晴らしい国です。美しい自然があり、長い歴史があり、国民は道徳心を親や祖父母から受け継ぎ、世界から尊敬される国だと思えます。そうした誇るべきものの一つに、日本の文化があります。長い歴史の中で培われ、今も現在進行形で紡がれている我が国の文化は、守って継承していくだけではなく、文化に投資していくことで経済成長の起爆剤となり、また外交におけるプレゼンスの向上も期待されています。

文化を我が国のソフトパワーの源泉としていくことは、これから大きな国益になることは疑いのないことだと思えます。

本法律案では、文化庁の京都への全面的な移転に合わせ、新文化庁にふさわしい組織改革、機能強化を図り、文化に関する施策を総合的に推進することを目指していると承知しています。

明治政府樹立以来の中央省庁の東京以外への設置であり、我が国の歴史においても非常に大きな意味を持ちますし、文化振興のための抜本的な組織改革と機能強化は、我が国の文化史の大きなメルクマールとなるものと期待しています。

本法律案では、その中でも特に、文科省及び文化庁の任務の変更、所掌事務の変更、そして文化庁の京都への移転が大きな論点となっています。

以下、それぞれの論点について順に質問させていただきます。

まず第一点目の、変更される文部科学省及び文化庁の任務について伺います。

昨年六月に議員立法によって施行された文化芸術基本法において、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各分野における施策との有機的な連携が求められることになりました。

これを受け、本法律案では、文部科学省及び文化庁の任務について、これまでうたわれていた文化の振興から、文化に関する総合的な推進に変更するということが、そのことによって具体的にどのような効果があると考えられますか。文化の振興を主眼にしていた今までとは何が変わるのか、文部科学大臣に伺います。

また、これまででは各省庁がそれぞれ取り組んでいた文化施策を調整し、省庁連携による文化施策の推進を図ることとしていますが、具体的に、どのような体制で、どのように省庁間の事務を調整するのでしょうか。これまでも同様の調整業務があったのではないかと思います。文化庁が京都に移転することで、それがかつて困難になりましたか。これまで一年間、移転に先行する形で京都に設置してきた地域文化創生本部での経験を踏まえて伺います。

第二点目は、文化庁が所掌する事務の変更についてです。

本法律案では、これまで文部科学省本省が所掌していた、芸術に関する教育の基準の設定に関する事務を文化庁に移管するとしています。

この法律案と同趣旨の改正はスポーツ庁の設置の際にも行われ、平成二十七年の文部科学省設置法の一部改正により、体育及び保健教育に関する事務がスポーツ庁に移管されました。

先行事例であるスポーツ庁への移管により、それまでも体育などについて子供たちに教育が行き渡るようになったのか、学校現場の混乱はな

文部科学省設置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する源馬謙太郎君の質疑

平成三十年五月十五日 衆議院会議録第二十六号

五

かつたのか、あるいは具体的にプラスの効果があったのか、文部科学大臣に伺います。あわせて、今回の文化庁への移管についても、どのような具体的な効果があると思込まれるのか、伺います。

そして第三点目が、この法律案と表裏一体となる、そして最もインパクトが大きいと思われる文化庁の京都への移転についてです。

平成二十六年に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略において、地方からの提案を受ける形で、地方の発展に資する政府関係機関の移転を進めることが決定されました。これを受け、平成二十七年三月から五月月間、政府関係機関移転に関する道府県からの提案募集が行われ、四十二道府県から六十九機関の移転に関する提案があったと承知しています。

文化庁の京都への移転はこれらの提案の中の一つであり、他の政府機関に先行する形で、平成二十八年にまち・ひと・しごと創生本部によって決定され、遅くとも二〇二一年度中の移転を目指しています。

そこで、この移転による効果について、地方の活性化という側面と日本全体の行政組織の変化という側面の両面における意義を伺います。また、本法律案の目的との関係性についてもあわせて確認させていただきます。

文化庁の京都への移転のほかにも、消費者庁のうち消費者行政新未来創造オフィスを徳島県に開設し、総務省統計局においても統計データ活用センターを和歌山県に開設、また、そのほかにも小規模の研究機関などの移転が予定されていると承知しています。しかしながら、これらは控え目に見ても、文化庁の移転とは、規模においても性格においても小規模かつ部分的であると思えます。

省庁に限って見ても、観光庁の北海道や兵庫県への移転、気象庁の三重県への移転、特許庁や中小企業庁の大阪府などへの移転も提案されて

いますが、文化庁の京都移転の効果などを見ながら、今後も更に省庁の移転を検討していく方針はあるのでしょうか。地方創生担当大臣に伺います。

京都に移転するに当たっては、庁内の局や課の所掌事務や役職ごとの職務等を見直すことも必要となります。また、移転先の現京都府警察本部本館の改修、府警本部の移転、多数の職員移動などに向けた取組も必要となつてきます。二百五十人規模の職員の移動ということですから、住環境の整備などにも必要になつてきます。

さまざまな準備や手続が必要であり、当然費用もかかることでありますが、受入先である京都府と負担をどう分担し、賄っていくのでしょうか。

地方を活性化するという目的から考えても、地方に過度な負担を強いることなく、また、遅くとも二〇二一年度中に完全に移転するという期限が切られている中で、どういうロードマップを描いているのか、文部科学大臣に伺います。

少子化が進み、世界に先駆けて人口減少社会を迎えると言われる我が国において、これ以上、地方から東京に人や物が集まる状況は深刻です。

これまでも、名は変えながらも、歴代政府によって地方創生や地方活性化などが掲げられ、地方の豊かさを底上げすることが試みられてきました。しかし、どれも国からお金を分配するという発想で、満足な結果が出せなかったことは、地方の現状を見れば明らかです。

一過性の資金や仕事場の提供ではなく、地方独自でできることをふやして、地方の裁量と責任において豊かさを生んでいくしかありません。

人も、物も、お金も、情報も、全てが東京に集まり、全てが東京で決められてしまう姿から、地方にも人が集まるように、地方のことは地方で決める姿こそが、日本繁栄の鍵であります。繰り返しますが、国が国のさじかげんで何かを分け与えることでは、地方は豊かになりません。お小遣いを渡す感覚から、自立を促す感覚に切りかえるべ

きです。

今回の文化庁の京都移転は、確かに地方への人との職場の移動はあるかもしれませんが、しかし、気をつけなくてはならないのは、今回の移転は、国の機関が物理的、地理的に地方に移動するというだけであつて、権限や財源の移譲を伴っていないということ。歴史的な省庁の移転は一大事業であつて、また、日本の文化のまさに中心である京都に文化庁ができるということは積極的に評価しますが、本末転倒な結果になつてしまつては意味がありません。

そこで、あえて伺いますが、あくまでも中央政府の統治機関の場所の移動にとどまれば、これはかつて権限や財源の地方への移譲を妨げ、権限の中央省庁への一極集中を固定化する懸念はありませんか。道州制についても所管する地方創生担当大臣の今後の日本の一極集中打開に向けた見解を、国家ビジョンとともに伺います。

そもそも、中央省庁の地方への移転だけでは地域間格差を小さくすることには限界があります。積極的な中央行政機関の移転が進むイギリスでも、ロンドンの賃料高騰や職員採用難などが移転の大きな理由と聞いています。

そうしたことを考えると、本来であれば、以前議論のあつた首都機能の移転や、国から都道府県への本格的な権限の移譲、そして、その先には、今は下火になつてしまつている道州制の導入の議論を再び始め、本当の意味で地方が豊かになる道筋をつけていくべきだと思います。

そういう大事な議論をすべきときに、国会ではいつまでモリカケ問題をやっているんでしょうか。与野党がかわらず、多くの議員の皆様は、私同様、地元へ帰れば、いつまでモリカケをやっているんだとお叱りの声を受けるはずですよ。

一方で、これも与野党がかわらず、多くの議員の皆様は、国民がこれまでの政府の対応に何かおかしいと感じていることもちゃんと御存じだと思います。

いつまでもこんなことを続けていないで、そろそろ山積する国家の課題に国会を挙げて議論すべきではないでしょうか。先輩議員の皆様同様、私が国政を志したのは、こんなことのためではありません。

この問題に終止符を打ち、国民を納得させることができるのは、安倍総理以外ありません。ポールは安倍総理の手にあります。

国民が、もういいかげんにしてほしいと思つていながらも納得できないのはなぜなのか。この問題を一日も早く終わらせていただくことを強く要望し、私の質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣林芳正君〕 源馬謙太郎議員から、四点御質問がありました。

最初に、文部科学省及び文化庁の任務において、文化に関する施策の総合的な推進を位置づけることについて、その効果等のお尋ねがありました。

平成二十九年六月に成立した文化芸術基本法において、今後の文化芸術に関する施策の推進に当たっては、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野との有機的な連携が求められる等、新たな展開が求められております。

このため、本法案により、今後、文化庁の新たな事務として、各府省間の調整を図りながら、政府全体の文化行政の計画を取りまとめ、効果的に実施していくことができるよう、その権限と責任を明確にいたします。

これにより、文化庁が直接担当する文化振興施策のみならず、各府省庁の文化関連施策との連携を一層深めることができ、新しい切り口からの日本文化の魅力の発信や、各施策の相乗効果、好循環の創出等も期待できることから、文部科学省としては、本法案の成立を機に、文化芸術立国の実現に向けて精力的に取り組んでまいります。次に、省庁連携についてお尋ねがありました。

関係省庁間の事務につきましては、昨年六月に施行された文化芸術基本法に基づく文化芸術推進会議の設置等を通じ、文化施策の総合的な推進を図ることとしております。

また、これまでの政府決定を踏まえまして、同会議等の事務を担当する部署につきましては、京都には移転せず、東京に残すこととしておるところでございます。

次に、文化庁への事務の移管についてお尋ねがありました。

スポーツ庁の創設に当たっては、旧スポーツ・青少年局が所管していた学校体育の振興等に加え、新たにスポーツを通じた健康増進や、地域及び経済活性化等も含め、スポーツ施策を総合的に推進できる体制を構築することにより、学校とスポーツ団体との連携が進む等、スポーツ立国の実現に向けた取組を着実に推進しております。

今回、芸術に関する教育の基準の設定に関する事務を文化庁に新たに移管することによりまして、今後、学校教育としっかりとつながる形で、全ての子供たちへの芸術に関する教育の充実や、文化芸術の振興、トップレベルの芸術家の人材育成等を一体的に担い、国民の文化芸術に関する素養のさらなる向上と、文化芸術を担う人材の育成強化を図りたいと考えております。

文科省としては、これまで文化庁が培ってきた専門的な知見やネットワーク等を活用しまして、文化と教育の両分野における施策の一体的、効果的な推進に努めてまいります。

次に、京都移転の費用負担についてお尋ねございました。

文化庁の京都移転につきましては、平成二十九年の七月の文化庁移転協議会取りまとめにおきまして、移転場所を現京都府警察本部本館とすること、京都側が土地の提供や庁舎建設費用につきましては、京都府が土地の提供や庁舎建設費用を要望してきた経緯に基づきまして、京都府が京都市などの協力を得て同本館の改修、増築を行うこと

と、文化庁は、京都府の条例等に基づいた適切な貸付価額で長期的に貸付けを受けること、職員の住環境の確保等について、地元の協力も得つつ、引き続き検討を進めることとされております。

こうした経緯や合意内容を踏まえつつ、遅くとも二〇二一年度中を目指すとしていた本格移転に向けて、京都府、京都市や関係省庁などの関係方面と連携協力しながら、着実に調整を進め、円滑な移転に努めてまいります。(拍手)

〔国務大臣梶山弘志君登壇〕

○国務大臣(梶山弘志君) 源馬議員にお答えをいたします。

文化庁の京都移転による効果と本法律案の目的との関係性についてお尋ねがありました。

文化庁の京都移転については、文化財が豊かで伝統的な文化が蓄積した京都に移転することで、文化行政の企画立案のさらなる強化や国際発信力の向上、文化財を活用した観光の強化推進など、地方創生の視点から意義が大きいと考えております。

また、文化庁は、施策、事業の執行業務が一定規模を占めている一方、地方向けの執行業務を行う地方支分部局を有しておりません。地域の文化資源を活用した観光振興、地方創生など、今後拡充が見込まれる業務を勘案すれば、特に、京都及び関西に多数が集積している文化財関係業務について、京都へ移転する効果は大変大きいと考えております。

移転による効果が大きいと考えられる、地域の文化資源を活用した観光振興、地方創生などの取組は、本法律案の目的である、文化に関する施策の総合的な推進の一部であることから、本法律案は、文化庁の京都移転を計画的、段階的に進める上で不可欠と承知をしており、引き続き、関係大臣、関係する地方公共団体と連携して、目標である二〇二一年度中の本格移転に向け、しっかりと取り組んでまいります。

次に、今後の政府関係機関の地方移転の検討についてお尋ねがありました。

政府関係機関の地方移転の取組は、東京一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地域における仕事と人の好循環を促進することを目的として実施されています。

具体的には、平成二十八年三月の政府関係機関移転基本方針、平成二十八年九月の「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」をまち・ひと・しごと創生本部において決定し、これに基づき取組を進めているところであります。

中央省庁については、文化庁のほか、消費者庁は昨年七月に消費者行政新未来創造オフィスを徳島県に開設、総務省統計局についてはことし四月に統計データ活用センターを和歌山県に開設などの取組を進めているところであります。

まずは、現在行われている取組の具体的な成果が出るのが重要であると考えており、今後も、関係省庁、地元と連携しつつ、取組を着実に進めてまいります。

次に、文化庁の京都移転による権限の中央省庁への一極集中に関する懸念と、一極集中打開に向けた所感についてお尋ねがありました。

中央省庁の移転については、地方移転が移転先の地域を含め我が国の地方創生に貢献をするか、地方移転によって機能の維持向上が期待できるか、地元の協力、受入れ体制が整っているか等の視点から検討し、まとめたものであります。

地方分権改革については、地方からの提案を踏まえ、地方創生や子ども・子育て支援に資するよう、地方への権限移譲、地方に係る規制の見直しを進めていることから、そのような懸念はないものと考えております。

今後も、地域がみずからの発想と創意工夫により課題解決を図るため地方分権改革を推進するとともに、さまざまな政策を総動員し、地方で人をつくり、人が仕事をし、町をつくる好循環を生み出し、人口減少に歯止めをかけることともに、

人口の東京一極集中の是正に向けて強力に取り組んでまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三分散会

出席国務大臣

文部科学大臣 林 芳正君
経済産業大臣 世耕 弘成君
国土交通大臣 石井 啓一君
国務大臣 梶山 弘志君

出席副大臣
文部科学副大臣 丹羽 秀樹君

○議長の報告

(通知書受領)
一、去る十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律

(報告書受領)
一、去る十一日、会計検査院長河戸光彦君から次の報告書を受領した。
会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「高速増殖原型炉もんじゅの研究開発の状況及び今後の廃止措置について」
(理事補欠選任)
一、去る十一日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
経済産業委員会
理事 浅野 哲君(理事田嶋要君去る七日委員辞任につきその補欠)

平成三十年五月十五日 衆議院会議録第二十六号 文部科学省設置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する源馬謙太郎君の質疑 議長報告

環境委員会

理事 西岡 秀子君 (理事柿沢未途君去る七
日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

岡下 昌平君

田畑 毅君

加藤 鮎子君

宮路 拓馬君

神谷 昇君

門 博文君

浦野 靖人君

杉本 和巳君

杉本 和巳君

浦野 靖人君

浦野 靖人君

森 夏枝君

門 博文君

神谷 昇君

田畑 毅君

岡下 昌平君

宮路 拓馬君

加藤 鮎子君

森 夏枝君

浦野 靖人君

寺田 学君

福田 昭夫君

総務委員

泉 健太君

補欠 井上 一徳君

法務委員

鬼木 誠君

補欠 宮路 拓馬君

黄川田仁志君

大西 宏幸君

大西 宏幸君

黄川田仁志君

宮路 拓馬君

鬼木 誠君

外務委員

黄川田仁志君

補欠 田中 英之君

熊田 裕通君

星野 剛士君

辻 清人君

宮路 拓馬君

堀井 学君

宮澤 博行君

阿久津幸彦君

亀井亜紀子君

山川百合子君

関 健一郎君

岡本 三成君

田中 英之君

宮澤 博行君

宗清 皇一君

船橋 利実君

星野 剛士君

三ッ林裕巳君

宮路 拓馬君

神谷 裕君

亀井亜紀子君

吉良 州司君

太田 昌孝君

斎藤 洋明君

本田 太郎君

宗清 皇一君

末松 義規君

前原 誠司君

大西 宏幸君

木村 弥生君

国光あやの君

尾辻かな子君

吉良 州司君

斎藤 洋明君

本田 太郎君

宗清 皇一君

末松 義規君

前原 誠司君

大西 宏幸君

池田 道孝君

宮路 拓馬君

源馬謙太郎君

厚生労働委員

辞任

国光あやの君

小泉進次郎君

神谷 裕君

吉良 州司君

太田 昌孝君

三ッ林裕巳君

宗清 皇一君

船橋 利実君

堀井 学君

熊田 裕通君

黄川田仁志君

辻 清人君

山川百合子君

阿久津幸彦君

関 健一郎君

岡本 三成君

国光あやの君

木村 弥生君

大西 宏幸君

尾辻かな子君

吉良 州司君

斎藤 洋明君

本田 太郎君

宗清 皇一君

末松 義規君

前原 誠司君

池田 道孝君

大西 宏幸君

船田 元君

宮路 拓馬君

金子 恵美君

補欠 上杉謙太郎君

高木 啓君

後藤田正純君

三ッ林裕巳君

尾辻かな子君

山井 和則君

足立 康史君

上杉謙太郎君

福山 守君

金子 俊平君

黄川田仁志君

高木 啓君

八木 哲也君

神谷 裕君

伊藤 俊輔君

浦野 靖人君

青山 大人君

山内 康一君

寺田 学君

福山 守君

杉田 水脈君

松田 功君

神山 佐市君

國場幸之助君

松平 浩一君

福山 守君

水脈君

松田 功君

松平 浩一君

國場幸之助君

松田 功君

神山 佐市君

門 博文君

鈴木 憲和君

谷川 とむ君

中谷 真一君

森田 俊和君

木村 次郎君

小島 敏文君

福山 守君

黄川田仁志君

神谷 裕君

伊藤 俊輔君

浦野 靖人君

金子 俊平君

八木 哲也君

国光あやの君

三ッ林裕巳君

小泉進次郎君

後藤田正純君

尾辻かな子君

山井 和則君

足立 康史君

補欠 山内 康一君

寺田 学君

福山 守君

杉田 水脈君

松田 功君

神山 佐市君

國場幸之助君

松平 浩一君

松田 功君

神山 佐市君

中曾根康隆君

小島 敏文君

木村 次郎君

池田 道孝君

源馬謙太郎君

百武 公親君

鈴木 憲和君

池田 道孝君

中曾根康隆君

百武 公親君

源馬謙太郎君

福田 昭夫君

稲富 修二君

補欠 山崎 誠君

宮本 徹君

補欠 木村 弥生君

堀内 昭子君

佐藤 明男君

本村 伸子君

井上 英孝君

大隈 和英君

古賀 篤君

本田 太郎君

塩川 鉄也君

遠藤 敬君

木村 弥生君

佐藤 明男君

堀内 昭子君

本村 伸子君

井上 英孝君

大隈 和英君

古賀 篤君

塩川 鉄也君

遠藤 敬君

石破 茂君

古賀 篤君

根本 匠君

山口 壯君

山本 幸三君

山本 有二君

岡本あき子君

落合 貴之君

山内 康一君

小島 慎司君

中谷 真一君

門 博文君

谷川 とむ君

森田 俊和君

補欠 山崎 誠君

宮本 徹君

補欠 木村 弥生君

堀内 昭子君

佐藤 明男君

本村 伸子君

井上 英孝君

大隈 和英君

古賀 篤君

塩川 鉄也君

遠藤 敬君

富樫 博之君

岸田 文雄君

堀内 昭子君

小林 茂樹君

小田原 潔君

高橋ひなこ君

尾辻かな子君

川内 博史君

本多 平直君

西岡 秀子君

補欠 富樫 博之君

岸田 文雄君

堀内 昭子君

小林 茂樹君

小田原 潔君

高橋ひなこ君

尾辻かな子君

川内 博史君

本多 平直君

西岡 秀子君

補欠 富樫 博之君

岸田 文雄君

平成三十年五月十五日 衆議院會議録第二十六号

議長の報告

一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
消費者問題に関する特別委員

後藤 祐一君	鈴木 貴子君	和田 義明君
遠藤 敬君	船田 元君	三浦 靖君
小林 茂樹君	森山 浩行君	岡島 一正君
泉田 裕彦君	大西 健介君	今井 雅人君
小田原 潔君	黒岩 宇洋君	もとむら賢太郎君
岸田 文雄君	三浦 靖君	船田 元君
高橋ひなこ君	和田 義明君	鈴木 貴子君
富樫 博之君	岡島 一正君	森山 浩行君
堀内 詔子君	今井 雅人君	大西 健介君
尾辻かな子君	もとむら賢太郎君	黒岩 宇洋君
川内 博史君	船田 元君	
本多 平直君	三浦 靖君	
玉木雄一郎君	岡島 一正君	
西岡 秀子君	今井 雅人君	
浦野 靖人君	もとむら賢太郎君	

決算行政監視委員

辞任

渡辺 周君

補欠

津村 啓介君

原子力問題調査特別委員

辞任

伊藤 俊輔君

補欠

下条 みつ君

地方創生に関する特別委員

辞任

今井 雅人君

補欠

森田 俊和君

一、去る十一日、議長から提出した議案は次のとおりである。

国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外五名提出)

国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特別法案(佐々木隆博君外五名提出)

(議案付託)

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

消費者契約法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

消費者問題に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、昨十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外五名提出)

国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特別法案(佐々木隆博君外五名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

拉致問題の解決のための交渉ルートに関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

柳瀬唯夫元総理秘書官と加計学園関係者との三回にわたる面会に関する質問主意書(城井崇君提出)

長距離巡航ミサイルに関する再質問主意書(宮川伸君提出)

朝鮮半島情勢とイージス・アショア導入に関する質問主意書(寺田学君提出)

診療報酬等の改定期日に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

加計学園関係者との面会と首相秘書官の職務との関係に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

カジノの入場制限等が依存症対策になるのかに関する質問主意書(初鹿明博君提出)

国際観光旅客税の使途に関する質問主意書(鷲尾英一郎君提出)

一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国会における財務省官房長の野卓な発言に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

北朝鮮の核施設の廃棄式典において日本が蚊帳の外に置かれている理由に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

柳瀬元秘書官と加計学園関係者との面会内容の報告に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

生活保護基準改定における前回の検証(平成二十四年検証)と今回の検証(平成二十九年検証)における物価による補正に関する質問主意書(池田真紀君提出)

高度プロフェッショナル制度における健康管理時間の運用や実際の労働時間との関係等に関する質問主意書(山井和則君提出)

タンカー衝突事故により流出した油状物等に関する質問主意書(山崎誠君提出)

(答弁書受領)

一、去る十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員森山浩行君提出豚肉の差額関税制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員森山浩行君提出ウルグアイ・ラウンド合意における豚肉の扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮川伸君提出イラクに派遣された陸上自衛隊の日報の管理状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出海外から持ち込まれた麻疹の感染防止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の平成三十年度の文化審議会での世界遺産登録への推薦候補選定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井上一徳君提出沖縄県うるま市で発生した米軍属による女性殺害事件の遺族への補償問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員池田真紀君提出生活保護基準改定における前回の検証(平成二十四年検証)と今回の検証(平成二十九年検証)の検証方法の違いと検証結果に及ぼす影響に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松平浩一君提出国際的なサイバーセキュリティ規制のルール形成参画状況等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松平浩一君提出科学技術顧問の設置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員奥野総一郎君提出日本国憲法第七条による衆議院解散に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出日本国憲法下での同性婚に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出日本政府高官(その人事案件が閣議決定される者)による女性記者へのセクハラ発言と公益通報者保護法の解釈に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高木健太郎君提出「ヘルプマーク」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出四月二十八日に行われた安倍総理大臣とトランプ大統領との日米首脳電話会談に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出各府省庁の災害関連情報システムに係る整備、運用等の状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出前財務事務次官のセクシャルハラスメントに関する調査及び対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出高度プロフェッショナル制度と関連の深い米国ホワイトカラーエグゼンプションに関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出イラクにおける自衛隊の日報における「戦闘」の法的意味に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出企業主導型保育事業の支払いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出「健康増進法の一部を改正する法律案」における「国会」の分類に関する質問に対する答弁書

平成三十年四月二十三日提出
質問 第二四七号

提出者 森山 浩行

衆議院議員松平浩一君提出「健康増進法の一部を改正する法律案」における「国会」の分類に関する質問に対する答弁書

一 関連する用語について、次の通り質問する。
(一) WTO(世界貿易機関)農業協定第四条二における通常の関税、同項の(注)における可変輸入課徴金、最低輸入価格とは、それぞれどのようなものか説明ありたい。
(二) 最低輸入価格とは、WTO紛争解決手続に付された「チリ」農産物に関する価格帯システム(CHILE-PRICE BAND SYSTEM AND SAFEGUARD MEASURES RELATING TO CERTAIN AGRICULTURAL PRODUCTS)において、パネル及び上級委員会報告が示した「本質的に、通常、ある関税と輸入産品の取引価値との差に基づいて査定される輸入関税を賦課することによって、当該輸入産品が当該関税を下回って国内市場に入る事のないようにする措置(In essence, a minimum import price is a measure which ensures that certain imported products will not enter a domestic market at a price lower than a certain threshold, normally by imposing an import duty assessed on the basis of the difference between such threshold and the transaction value of the imported goods.)」のごときで差し支えないか。

(三) 財務省ホームページによれば、関税率の

形態として、従価税、従量税、混合税の他に、特殊な形態の関税として差額関税、スライド関税、季節関税、関税割当制度、更には特殊関税等が挙げられている。これらの関税はすべてWTO農業協定第四条二における「通常の関税」か。

(四) 従価税、従量税に関し次の定義で差し支えないか。
従価税とは、輸入価格に対し、一定の割合で課す租税(輸入価格×〇パーセント)であり、従量税とは、輸入貨物の重量等に対し、一定の金額で課す租税(例えば、重量を課税標準とする場合、重量×〇円/kgである)である。なお、従価税の場合には、輸入価格に対する関税額の割合を従価税の「税率」といい、重量を課税標準とする従量税の場合には、一キログラム当たりの関税額を従量税の「税率」という。

二 現行の豚肉の差額関税制度の位置付けについて、次のような答弁がある。
平成二十八年十一月二十一日参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会(国務大臣(山本有二君) 略)鮮度の高さや消費者の嗜好から国産豚肉が競争力を持つ高価格部位に適用されている従価税、これはなるほど四・三%でございましたが、これを十年後に撤廃するということになりました。しかし、四・三%でございいますから、比較的他の関税よりも低いということが言えようかと思ひます。国産豚肉に価格競争力がない低価格部位に適用される従量税、これにつきましては関税削減にとどめた上で十年という長期の関税削減期間を交渉で獲得しております。なお、従量税は維持することができまして、その間、体質強化対策を活用するなどしまして、更に国産豚肉の競争力の向上を努力をしているところでございます。(略)

(一) WTO農業協定の譲許表においては、豚肉の関税は従価税と従量税との組み合わせで譲許しているが、現在の関税暫定措置法によつて定められている豚肉の差額関税制度は、どのように従価税と従量税を組み合わせて構成されているのか。

(二) 枝肉ベースで、輸入価格がゼロから四十八・九円/キログラムまでの価格帯は従量税であり、三百九十三円/キログラム以上の価格帯は従価税であると理解しているが、四十八・九円/キログラムから三百九十三円/キログラムまでの価格帯も従量税なのか。

(三) 従量税を自主的に引き下げた部分についても、その課税の実質が従量税であることには変わりがないと政府は考えているか。

(四) 財務省の「関税政策参考資料一」(平成二十九年六月十六日)では、従量税と差額関税を区別しているが、財務省関税局ならびに関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会は、差額関税を従量税とは異なる国境措置として捉えているということに差し支えないか。

(五) 現行の豚肉の差額関税制度において、従量税の価格帯(枝肉ベースで四十八・九円/キログラム以下、部分肉ベースで六十四・五三元/キログラム以下の輸入価格帯)で輸入された実績はあるのか。

三 差額関税制度の「維持」に関し、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意時、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)時において、それぞれ表現が異なっている。

平成七年三月二十八日衆議院農林水産委員会(福島説明員 略)また、豚肉につきましては、現行の差額関税制度の機能を維持するとともに、基準輸入価格等の引き下げに対応しまして今回の農業協定の特別セーフガード措置、また輸入急増時に基準輸入価格を引き上げる緊急調整措置を確保しているところでござ

ざいまして、これらの措置を適切に運用してまいりたいというふうに考えております。

平成二十八年十月十四日衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

○山本(有) 国務大臣 (略) 特に、重要五品目を中心に、米の国家貿易制度、あるいは豚肉の差額関税制度などの基本的な制度を維持するとともに、関税割り当てやセーフガードの創設、長期の関税削減期間を確保したところでございます。

(一) ウルグアイ・ラウンド合意で維持された差額関税制度の「機能」とは何か。

(二) TPPにおいて維持された差額関税制度の「基本的な制度」とは何か。

過去に次のような答弁がある。

平成二十七年十二月三日衆議院内閣委員会農林水産委員会連合審査会

○山田大臣政務官 御質問は、実質的には第四条二の注に列挙された禁止措置に該当するのではないかと問いかと思いますが、WTO農業協定第四条二は、従来さまざまな非関税措置によって農業貿易が阻害されてきた状況を踏まえ、国内農業の保護のためには専ら関税による保護のみが認められるとして、貿易障壁をより透明なものとし、農産品についての市場アクセスを改善することを目的とした規定でございます。

その上で、第四条二の注は、第四条二の規定を踏まえ、関税化することとされた非関税措置にかわって、同様の輸入制限効果を有する措置をとることも禁止するという趣旨でございます。

豚肉差額関税制度は、我が国に輸入される豚肉に対し、関税暫定措置法の関係規定によつてあらかじめ定められた暫定税率で課される関税の組み合わせの制度でございますので、したがって、この注を含む農業協定第四

条二の規定により禁止される、非関税措置に相当するような不透明で輸入制限的な措置には当たらないことでございます。

(一) 「関税暫定措置法の関係規定によつてあらかじめ定められた暫定税率で課される関税の組み合わせの制度」であれば、WTO農業協定第四条二における「通常の関税に転換することが要求された措置その他これに類するいかなる措置」には当たらないという事か。

(二) 「不透明で輸入制限的な措置」とは、具体的にどのような措置を指すのか。

五 纏めとして次の通り質問する。

(一) 豚肉の差額関税制度は、ウルグアイ・ラウンド交渉を経て、従量税と従価税との組み合わせによる関税とされ、平成七年四月から施行されている現行の差額関税となつたと理解して良いか。

(二) WTO農業協定発効以前の旧差額関税は、WTO農業協定第四条二の規定すなわち関税化・包括的関税化(農産品に関する通常の関税以外の国境措置を原則として全て関税に置き換える)によつて関税に置き換えられた。すなわち我が国は、コメ以外の輸入制限品目等(小麦、大麦、乳製品の一部、でん粉、雑豆、落花生、こんにやくいも、まゆ、生糸、豚肉)について、従来取られていた輸入制限措置等を関税化したというこの解釈でよいのか。この中の豚肉についての輸入制限措置は何だったのか。差額関税制度を輸入制限措置と解釈したのではないのか。

(三) WTO農業協定第四条二を確実に順守して制定された国内法は、関税率法を修正し、「差額関税制度」を具体的に規定した関税暫定措置法ということと差し支えないか。

(四) とすると、関税暫定措置法は、WTO農業協定を順守した通常の関税である従量税と従価税の組み合わせであるという事だが、従

量税と従価税の間にある差額関税部分は、従量税の定義でも従価税の定義とも異なるが、これは何なのか。まさしく最低輸入価格の定義と同じではないのか。

(五) 養豚生産者向けの雑誌であるビッグジャーナル二千十四年三月号に、千九百九十四年から二十三年一月までの間で米国産豚肉の輸入にまつわる脱税総額が七千八百七十六億円にのぼると指摘されているが、政府はこの事をどの様に認識しているのか。右質問する。

内閣衆質一九六第二四七号

平成三十年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員森山浩行君提出豚肉の差額関税制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員森山浩行君提出豚肉の差額関税制度に関する質問に対する答弁書

一の(一)について

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成六年条約第十五号)附属書一Aの農業に関する協定(以下単に「協定」という。)では、お尋ねの「通常の関税」、「可変輸入課徴金」及び「最低輸入価格」について特段の定義規定は設けられていないが、一般的には、「通常の関税」とは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に附属する各国の譲許表の税率欄に関税率が記載されている一般の関税、「可変輸入課徴金」とは、輸入貨物に課せられる一種の課徴金であつて、その金額が個別の法令上又は行政上の措置を要しない仕組みにより自動的に絶えず変化し、かつ、不透明で予測不可能なもの、「最低輸入価格」とは、輸入貨物の価格としいき値価格との差額に基づいて決定される関税を課することに

よつて、当該輸入貨物が当該しいき値価格を下回つて国内市場に入ることのないようにする措置と考えられている。

一の(二)について

お尋ねについては、御指摘の「パネル及び上級委員会報告」が示しているとおりである。

一の(三)について

御指摘の「従価税」、「従量税」、「混合税」、「差額関税」、「スライド関税」、「季節関税」及び「関税割当制度」は、協定第四条二に規定する「通常の関税」(以下「通常の関税」という。)である。御指摘の「特殊関税」については、協定ではなく、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定等に基づくものである。

一の(四)について

関税において、従価税とは、一般に、輸入貨物の価格を課税標準として税額が決定されるものをいい、その課税標準に乘する一定の割合を従価税率という。また、従量税とは、一般に、輸入貨物の数量を課税標準として税額が決定されるものをいい、その課税標準に乘する一定の数量単位当たりの金額を従量税率という。

二の(一)について

御指摘の「現在の関税暫定措置法によつて定められている豚肉の差額関税制度」(以下「本制度」という。)は、一定の基準輸入価格を基に定められる分岐点価格を境に、分岐点価格を超える豚肉にあつては従価税を課し、分岐点価格以下の豚肉にあつては従量税を課すとともに、分岐点価格の前後で課税後の価格が逆転しないよう関税の率を定めているものである。

二の(二)について

お尋ねの「四十八・九円/キログラム」を超え、「三百九十三円/キログラム」以下の「価格帯」についても、従量税である。

二の(三)について

お尋ねのとおりである。

二の(四)について

本制度においては、分岐点価格以下の豚肉にあつては従量税を課すとともに、分岐点価格の前後で課税後の価格が逆転しないよう関税の率を定めている。御指摘の資料では、これを「差額関税」と表示しているものであり、お尋ねのように、「差額関税を従量税とは異なる国境措置として捉えている」ということではない。

二の(五)について

お尋ねの「枝肉ベースで四十八・九円／キロ以下、部分肉ベースで六十四・五三元／キロ以下の輸入価格帯」で「輸入された実績」については、本制度が導入された平成七年度以降で、平成十三年度に約九・三トン、平成十六年度に約十・六トンとなっている。

三の(一)について

お尋ねの「機能」については、高価格の部位の豚肉と低価格の部位の豚肉とを組み合わせて輸入することにより課税価格が分岐点価格となるときに、課される関税額が最も低くなる仕組みとすることで、国内産の豚肉にとって価格競争力が低い低価格の部位のみが大量に輸入されることを防ぎつつ、高価格の部位を低税率で輸入できるようにする機能であると考へている。

三の(二)について

お尋ねの「基本的な制度」については、豚肉の差額関税制度そのものを指している。

四の(一)について

お尋ねのとおりであると考へている。

四の(二)について

通常の関税以外の国境措置であつて、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の結果関税化することとされた非関税措置と同様の輸入制限効果を有するものが、御指摘の答弁における「不透明で輸入制限的な措置」であると考へている。

五の(一)について

お尋ねのとおりである。

五の(二)について

小麦、大麦、乳製品の一部、でん粉、雑豆、落花生、こんにゃく、繭・生糸及び豚肉は、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の結果を踏まえ、従来採られていた輸入制限措置等を通常の関税に転換したものである。

また、御指摘の「WTO農業協定発効以前の旧差額関税」は、当時の畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十二号)第三條第一項の規定に基づき毎会計年度定められる安定基準価格及び安定上位価格を基に定められる基準輸入価格を用いて、関税の率が定められるものであつたため、当該関税の率は年度ごとに変わり得るものであり、協定第四條の注に規定する「その他これらに類する通常の関税以外の国境措置」に当たると考へられたものである。

五の(三)について

お尋ねの「国内法」は、関税暫定措置法(昭和三十一年法律第三十六号)である。

五の(四)について

御指摘の「従量税と従価税の間にある差額関税部分」の意味するところが必ずしも明らかではないが、二の(一)について述べたとおり、本制度は、一定の基準輸入価格を基に定められる分岐点価格を境に、分岐点価格を超える豚肉にあつては従量税を課し、分岐点価格以下の豚肉にあつては従価税を課すとともに、分岐点価格の前後で課税後の価格が逆転しないよう関税の率を定めているものである。

また、本制度においては、高価格の部位の豚肉と低価格の部位の豚肉とを組み合わせ、これらの豚肉を一括して一キログラム当たりの課税価格を算出して輸入することにより、基準輸入価格未満の価格の豚肉を輸入することも可能であることから、協定第四條の注に規定する「最低輸入価格」には当たらないと考へている。

五の(五)について

政府としては、課税価格を偽り関税を不当に免れたことにより摘発された事案が発生していることは極めて遺憾であると考へており、本制度の適切な運用を図るため、関係省庁が連携して、本制度に関する関係法令の遵守の指導、厳正な取締りの実施等今後とも適切に対処していく考へである。

平成三十年四月二十三日提出
質問 第二四八号

ウルグアイ・ラウンド合意における豚肉の扱いに関する質問主意書

提出者 森山 浩行

ウルグアイ・ラウンド合意における豚肉の扱いに関する質問主意書

一 複数の農林水産省の資料、平成十一年「農産物貿易レポート(要旨)」(農林水産省)、平成十二年「WTO農業交渉の課題と論点」(農林水産省)、「平成六年度版食料白書、ガット農業合意と食料・農業問題」(永村武美農水省元畜産部長記述)などにおいて、豚肉の輸入については「UR(ウルグアイ・ラウンド)において関税化した」との記述がある。

(一) 「関税化」とは、WTO(世界貿易機関)農業協定第四條二における「通常の関税に転換することが要求された措置その他これに類するいかなる措置」から「通常の関税」への転換を意味すると理解して差し支えないか。

(二) WTO協定締結により、ウルグアイ・ラウンド合意以前の豚肉の差額関税制度は「関税化された事」を確認したい。

(三) WTO農業協定第四條二によつて、関税化された品目をすべて列挙ありたい。

(四) ウルグアイ・ラウンド合意以前の豚肉の

差額関税制度は、WTO農業協定第四條二における「通常の関税に転換することが要求された措置その他これに類するいかなる措置」か。その場合、WTO農業協定第四條二(注)で列挙される何に該当していたのか。

(五) 現在の関税暫定措置法によつて定められる豚肉の差額関税制度は、WTO農業協定第四條二における「通常の関税」か。

(六) ウルグアイ・ラウンド合意以前の豚肉の差額関税制度と現行の豚肉の差額関税制度は何処が違うのか。

二 平成五年二月二十三日衆議院農林水産委員会において次のような答弁がある。

○赤保谷政府委員 豚肉の差額関税制度は、低価格の豚肉の輸入を抑制する一方で、一定価格以上の豚肉については低関税で輸入を行うことによりまして、国内養豚の保護とあわせて円滑な輸入の確保、そういう役割を果たしているわけですが、ガットのウルグアイ・ラウンドにおきましては、一部の国から、この制度は最低輸入価格を設けた輸入制限的な制度であるということで、その変更を求められております。(以下略)

(一) ガット・ウルグアイ・ラウンドにおいて、一部の国から、当時の差額関税制度は最低輸入価格を設けた輸入制限的な制度であるとの指摘があり、変更を求められた事は事実か。

(二) 「最低輸入価格を設けた輸入制限的な制度」との指摘を受け、「変更」をしたのか。

(三) ウルグアイ・ラウンド合意後の差額関税制度が「最低輸入価格を設けた輸入制限的な制度」でない理由は何か。

三 ガット・ウルグアイ・ラウンド時に農林水産省食肉鶏卵課長であつた小畑勝裕氏(講演時は農政課長が鹿児島で「ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉結果等の説明」という題で講演した

内容が、食肉研究会編「自由化後の牛肉流通(千九百九十四年)」の付録として収められている。

(二) 小畑氏の講演内容は、農林水産省の立場を述べたとの理解で差し支えないか。

(三) 同講演の中で小畑氏は「ただ関税化の建前がありますので、これを関税の形にしなくてはならない。」と発言している。政府として、「関税化」は「建前」と考えているのか。違うのであれば、理由を提示したい。

(四) 同講演の中で小畑氏は「そうするとちよつと端つこが切れます。これは残念ながら関税のかたちをとるために仕方ないというところで我慢してもらわなければならないところではありますが、四十円とか五十円とかいう豚肉ですから、そんな豚肉はいくらアメリカでもありえない、仮にあつたとしても四百円の税金がかかるわけですから、しょうがないだろうということでは斜めに残りますけれど、その山の中で横線を張れば差額関税はやれるではないかということになっております。」と述べている。政府は現在、このような認識に立っているか。

内閣衆質一九六第二四八号
平成三十年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員森山浩行君提出ウルグアイ・ラウンド合意における豚肉の扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員森山浩行君提出ウルグアイ・ラウンド合意における豚肉の扱いに関する質問に対する答弁書

一の(一)について

お尋ねのとおりである。

一の(二)について

御指摘の「ウルグアイ・ラウンド合意以前の豚肉の差額関税制度」(以下「旧制度」という。)については、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の結果を踏まえ、世界貿易機関を設立するマラケシユ協定(平成六年条約第十五号)附属書Aの農業に関する協定(以下単に「協定」という。)第四条2に規定する通常の関税(以下「通常の関税」という。)に転換したものである。

一の(三)について

ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の結果を踏まえ、従来採られていた輸入制限措置等を通常の関税に転換した品目は、小麦、大麦、乳製品の一部、でん粉、雑豆、落花生、こんにゃく、も、蕎麦・生糸及び豚肉である。

一の(四)から(六)までについて

旧制度は、当時の畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)第三条第一項の規定に基づき毎会計年度定められる安定基準価格及び安定上位価格を基に定められる基準輸入価格を用いて、関税の率が定められるものであったため、当該関税の率は年度ごとに変わり得るものであり、協定第四条2の注に規定する「その他これらに類する通常の関税以外

の国境措置」に当たると考えられたものである。

他方、御指摘の「現在の関税暫定措置法によつて定められる豚肉の差額関税制度」(以下「現行制度」という。)は、一定の基準輸入価格を基に定められる分岐点価格を境に、分岐点価格を超える豚肉にあつては従価税を課し、分岐点価格以下の豚肉にあつては従量税を課すとともに、分岐点価格の前後で課税後の価格が逆転しないよう関税の率を定めているものであり、通常の関税に当たるものである。

二の(一)及び(二)について

ガット・ウルグアイ・ラウンドにおいて、一部の国から、旧制度が最低輸入価格を設けた輸入制限的な制度である旨の指摘があり、その変更を求められたのは事実であるが、旧制度の変更については、ガット・ウルグアイ・ラウンドにおいて当該国を含めた関係国と交渉の上、協定に整合的になるよう見直しを行ったものである。

二の(三)について

現行制度においては、旧制度から引き続き、高価格の部位の豚肉と低価格の部位の豚肉とを組み合わせ、これらの豚肉を一括して一キログラム当たりの課税価格を算出して輸入することにより、基準輸入価格未満の価格の豚肉を輸入することも可能であることから、御指摘の「最低輸入価格を設けた輸入制限的な制度」には当たらないと考えている。

三について

お尋ねについては、御指摘の「講演」に係る事実関係の詳細を確認できないことから、お答えすることは困難であるが、旧制度の変更については、二の(一)及び(二)について述べたとおり、ガット・ウルグアイ・ラウンドにおいて関係国と交渉の上、協定に整合的になるよう見直しを行ったものである。

平成三十年四月二十三日提出
質問 第二四九号

イラクに派遣された陸上自衛隊の日報の管理状況に関する質問主意書

提出者 宮川 伸

イラクに派遣された陸上自衛隊の日報の管理状況に関する質問主意書

イラク人道復興支援特別措置法に基づきイラクに派遣された自衛隊の部隊(以下「イラク派遣部隊」という。)の日報は、これまで存在しないとされてきたが、防衛省は、平成三十年四月二日、その存在を公表した。海外に派遣された現地の部隊が日々作成する日報は、上級部隊への定期報告で、防衛大臣又は上級部隊の判断に資するものであるとともに、自衛隊の任務の教訓をまとめる際の重要な一次資料であり、本来であれば防衛省内で体系的に保管されているべきであったが、現状はその管理状況が不明確なため、以下質問する。

一 イラク人道復興支援特別措置法に基づき派遣された陸上自衛隊の部隊(以下「イラク派遣陸自部隊」という。)が作成した日報の保存期間は、当時の文書管理規則上、随時発生し、短期に廃棄するものとして、事務処理上必要な一年未満の期間であつたという理解でよいか。

二 防衛省は、日報について、「行動命令に基づき活動する部隊が作成した上級部隊への定時報告」であると説明している平成三十年四月十二日、衆議院安全保障委員会、村上委員への答弁。イラク派遣陸自部隊が作成した日報の報告先であつた上級部隊において、当該日報が廃棄された年月日を明らかにされたい。

三 平成二十九年二月二十日の衆議院予算委員会において、当時の稲田防衛大臣は、イラク派遣部隊の日報について、「見つけることはできなかった」「残っていないことを確認している」旨答弁した。

この答弁について、政府は、平成三十年四月

十三日の「衆議院議員逢坂誠二君提出イラク復興支援特措法に基づいて派遣された航空自衛隊の日報に関する質問に対する答弁書」において、「関連部局と考えられた統合幕僚監部運用部運用第二課、統合幕僚監部参事官、陸上幕僚監部運用支援・情報部運用支援課(当時)、航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課及び航空自衛隊航空支援集団司令部防衛部運用課を探索した結果、その時点ではその存在が確認されなかったことを述べたものである」と現時点においては承知している。」と回答している。

防衛省としては、これら関連部局にイラク派遣陸自部隊の日報が存在する可能性が高いとして探索したと思われるが、これら関連部局において、過去にイラク派遣陸自部隊の日報を取得していたのか、また、取得していたとすれば、それら日報が廃棄された年月日を明らかにしたい。

四 平成三十年四月十六日、防衛省は、同日以降に明らかとなったイラク派遣陸自部隊の日報を公表した。それにあわせて、イラク派遣陸自部隊の日報が確認された機関は、陸上幕僚監部衛生部、陸上自衛隊研究本部(現在・教育訓練研究本部)、陸上幕僚監部防衛部(防衛課及び防衛協力課)、陸上幕僚監部警務管理官、情報本部分析部及び陸上自衛隊北部方面後方支援隊北部方面輸送隊であったことを明らかにしている。

これらの機関では、現在確認されている日報以外にも、イラク派遣陸自部隊の日報を、過去に取得し、組織的に利用していたことが推測されるが、これらの機関において、過去にイラク派遣陸自部隊の日報を取得していたのか、また、取得していたとすれば、それら日報が廃棄された年月日を明らかにしたい。

五 平成三十年四月十六日に防衛省がイラク派遣陸自部隊の日報が存在するとして公表した機関

の中には、陸上自衛隊における教訓の作成、普及及び管理に係る業務(以下「教訓業務」という。)を行う部署である陸上自衛隊研究本部教訓課(現・陸上自衛隊教育訓練研究本部教訓評価室)が含まれている。同課が行っているような教訓業務は、海上自衛隊では「自衛艦隊司令部幕僚長、護衛艦隊司令部等、各学校長等」が、航空自衛隊では「主に航空自衛隊幹部学校」が行っている」と承知している(平成三十年四月十日、衆議院安全保障委員会、赤嶺委員への答弁)。

教訓業務を行っている陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部署では、日頃から、陸・海・空の垣根を越えて各種情報を収集している可能性も否定できない。海上自衛隊及び航空自衛隊のこれらの部署において、過去にイラク派遣陸自部隊の日報を取得していたのか、また、取得していたとすれば、それら日報が廃棄された年月日を明らかにしたい。

内閣衆質一九六第二四九号
平成三十年五月十一日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員宮川伸君提出イラクに派遣された陸上自衛隊の日報の管理状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員宮川伸君提出イラクに派遣された陸上自衛隊の日報の管理状況に関する質問に対する答弁書

一 について
イラクにおける人道復興支援活動及び安全保障活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第三十七号)に基づき派遣された陸上自衛隊の部隊が作成していたいわゆる「日報」

(以下「イラク日報」という。)については、当該イラク日報の作成時点における陸上自衛隊文書管理規則(平成十三年陸上自衛隊第三十二十九号)等により、文書管理者が個別にその保存期間を定めていたため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、文書管理者の中には、イラク日報の保存期間を一年未満の期間としていた者もいたと考えている。

沖縄県で、麻疹の感染者が急増しています。我が国は、二〇一五年の三月に世界保健機関(WHO)から麻疹の「排除状態」にあることの認定を受けていますが、その後も、数年ごとにウイルスが海外から持ち込まれ、麻疹の感染が拡大する事態が続いています。今回も沖縄県のみならず、愛知県内でも感染が確認されています。愛知県の患者は海外にも沖縄県にも訪問していない病院勤務の女性で、二次感染の疑いがあり、全国的な対策が必要だと考えます。

「海外に派遣された自衛隊の活動における現地部隊からの報告文書の取扱いについて(通達)(平成三十年四月七日防衛文防第一八六号)等に基づき、防衛省における全ての部隊及び機関を対象にイラク日報の探索を行っているところ、平成三十年五月九日時点において、イラク日報については、陸上幕僚監部防衛部、陸上幕僚監部衛生部、陸上幕僚監部警務管理官、陸上自衛隊北部方面後方支援隊北部方面輸送隊、陸上自衛隊教育訓練研究本部及び情報本部分析部においてその一部の存在が確認されており、その日数等を公表しているところであるが、これら以外の御指摘の「上級部隊」、「関連部局」及び「部署」においてイラク日報の存在は確認されていない。あわせて、いずれにおいても、イラク日報の保有状況に関する記録が確認できないため、その他のお尋ねについてお答えすることは困難である。

このため、厚生労働省は二〇〇七年に麻疹が十代二十代で大流行した際には、二〇〇八年度から二〇一二年度までの五年間、中学一年生及び高校三年生相当の年齢の者に定期接種として、二回目のMRワクチンを接種するという対策を講じました。

平成三十年四月二十四日提出
質問 第二五〇号
海外から持ち込まれた麻疹の感染防止に関する質問主意書

政府は我が国を訪れる外国人数を、東京オリンピック・パラリンピックが開催される二〇二〇年には四千万人とする目標を掲げており、二〇一七年も前年比約二十%増の二千八百万人超と二割増で順調に増加してきています。今後、海外との人の往来が更に増加することを考えると、麻疹のウイルスが国内に持ち込まれる可能性はより一層高くなり、麻疹の二次感染を防止する対策をとる必要があります。

海外から持ち込まれた麻疹の感染防止に関する質問主意書
提出者 初鹿 明博

今回の麻疹の流行を重く受け止め、改めて、定期接種が一回だった世代のうち二回目の接種をし

海外から持ち込まれた麻疹の感染防止に関する質問主意書

海外から持ち込まれた麻疹の感染防止に関する質問主意書

ていない者に対して、抗体検査並びに十分な抗体価がない者には二回目のMRワクチンの接種を行うことが必要だと考えます。

また、訪日外国人や海外からの帰国者と接する機会が多い空港等に勤務する者や、麻疹に感染した患者と接する可能性のある医療機関従事者については、二次感染、三次感染の防止という観点から、ワクチン接種を確実に進めるために接種費用を補助する制度を設ける必要があると考えますが、政府の見解を伺います。

内閣衆質一九六第二五〇号

平成三十年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出海外から持ち込まれた麻疹の感染防止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出海外から持ち込まれた麻疹の感染防止に関する質問に対する答弁書

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、麻疹については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十一条第一項の規定に基づき作成した麻疹に関する特定感染症予防指針（平成十九年厚生労働省告示第四百四十二号）を公表して、その予防に積極的に取り組んでいるところである。当該指針においては、例えば「これまで、未接種の者や一回しか接種していない者に対し」「予防接種を受けるよう働きかけることが必要である」と示しており、厚生労働省及び地方公共団体において、「未接種の者や一回しか接種していない者等」に対して麻疹の予防接種を受けることを推奨しているところである。

また、政府においては、必要に応じ、空港管理者等の関係者と連携し、空港に勤務する者に対して麻疹への対応策等に関する情報の周知を図る等の取組を行うとともに、医療機関内での麻疹の感染防止を図るため、「医療機関での麻疹対応ガイドライン（第六版：暫定改訂版）」（平成二十八年五月二十六日国立感染症研究所感染症疫学センター）を作成し、都道府県等を通じて周知する等の取組を行っているところである。

平成三十年四月二十四日提出
質問 第二五一号

北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の平成三十年度の文化審議会での世界遺産登録への推薦候補選定に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の平成三十年度の文化審議会での世界遺産登録への推薦候補選定に関する質問主意書

我が国は、一九九二年、ユネスコの世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約を締結し、我が国から初めて、「法隆寺地域の仏教建造物」、「姫路城」が文化遺産として、「白神山」、「屋久島」が自然遺産として、世界遺産の一覧表に記載された。

これまで世界遺産に登録された事例を見ると、観光地としての価値が高まるなど、地域の活性化につながるものが多く、一定の経済効果が期待できる。このため、世界遺産登録の候補を持つ地域、自治体では、積極的な取り組みが行われている。

この中で、世界遺産登録の前段階として、暫定一覧表への掲載が重要になってくる。世界遺産登録への候補を持つ地域、自治体では、暫定一覧表に掲載されるために積極的な取り組みが行われ、暫定一覧表に掲載されているものの一つである、「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」（以下

「本件遺跡」という。）は、「我が国の暫定一覧表記載文化遺産」として文化庁のホームページにも記載されている。現在、我が国の暫定一覧表記載文化遺産は八件である。

この中で、本件遺跡については、世界遺産登録を目指して、現在、北海道・青森県・岩手県・秋田県の四道県において、本年度も文化庁から推薦を受けるべく作業が進められているものと承知している。

これらのことを踏まえ、以下質問する。

一 本件遺跡の世界文化遺産登録のための作業は、平成三十年三月末に終了し、その後、文化庁において他の案件とともに推薦の可否についての議論が始まるものと承知している。本件遺跡の世界遺産登録推薦に向けた今後の大まかな日程はどのようなものか。

二 暫定一覧表に記載されたもので、実際に世界遺産登録を受けたものの割合はどの程度か。直近の状況について教示されたい。

三 暫定一覧表に記載されたもので、実際に世界遺産登録を受けたものの、平均的な暫定一覧表における記載期間ほどの程度か。すなわち、暫定一覧表に記載されたのち、実際に世界遺産登録を受けるまでの平均期間はどの程度か。政府の見解如何。

四 本件遺跡は、我が国に稲作農耕が伝わり、弥生文化が本州に広まった後も、北海道においては、狩猟、漁労、採集による縄文文化が展開し、自然への畏敬や共生の思想など、命ある全てのものを尊重する精神文化が脈々と引き継がれ、今日のアイヌ文化に繋がるなど、極めて意義のあるものである。本件遺跡はまさに世界遺産に相応しいもので、平成三十年度の文化審議会での世界遺産登録への推薦候補の一つとして選定されるべきと考えるが、政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一九六第二五一号
平成三十年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の平成三十年度の文化審議会での世界遺産登録への推薦候補選定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の平成三十年度の文化審議会での世界遺産登録への推薦候補選定に関する質問に対する答弁書

一及び四について

世界遺産登録への推薦候補の選定については、現在、文化審議会において審議が行われているところであり、政府としては、今後の議論の推移を見守ってまいりたい。

今後、同審議会における審議等を経て、政府において、世界遺産登録への推薦候補の選定を行い、その上で、お尋ねの「本件遺跡」を推薦候補として選定した場合は、国際連合教育科学文化機関の顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会の事務局に対し、「本件遺跡」について、平成三十年九月三十日までに推薦書暫定版を、平成三十一年二月一日までに推薦書正式版を提出することとなる。

二及び三について

我が国の暫定一覧表に係るお尋ねの割合及び平均期間については、先の答弁書（平成二十八年三月十八日内閣衆質一九〇第一七九号）の閣議決定以降の状況も踏まえてお答えすると、約七パーセント及び約五・五年である。

平成三十年四月二十五日提出
質問 第二五二二号

沖縄県うるま市で発生した米軍属による女性殺害事件の遺族への補償問題に関する質問主意書

提出者 井上 一徳

沖縄県うるま市で発生した米軍属による女性殺害事件の遺族への補償問題に関する質問主意書

平成二十八年四月に発生した沖縄県うるま市における女性殺害事件で、殺人罪などに問われ、第一審で無期懲役の判決を受け、現在控訴中の元米軍属の被告に対し、本年一月、那覇地方裁判所は、被害者支援のための「損害賠償命令制度」に基づき遺族への賠償を命じる決定をしたと承知している。

しかし、被告側は支払能力がないと主張していることから、被害者の遺族は、三月二十三日、防衛省沖縄防衛局を通じて米國政府に補償を求める手続きを行ったと承知している。日米地位協定第十八条六の規定を基に、米軍の「構成員又は被用者」が公務外に起こした不法行為については、被告に賠償金の支払能力がない場合、被害者側は米國政府に補償金を請求できるとされている。

報道によれば、米側は、支払い義務のある「被用者」の解釈について、米軍が直接雇用している者であり、民間会社に雇用されていた被告は被用者に該当せず、米國政府に賠償責任はないとして、補償の必要性を否定していることされる。他方、日本側は、本年三月二十日の衆議院安全保障委員会で、「日本政府としては、日米地位協定第十八条六が規定する請求権の対象は、合衆國軍隊に直接雇用される軍属のみに限定されているわけではなく、間接雇用の被用者も含まれていると理解しております」と答弁している。

そこで、以下質問する。

一同委員会において、小野寺防衛大臣は、

「今、外務、防衛のそれぞれの当局がこの地位協定の解釈をめぐって米側と調整をしている」と答弁し、また、河野外務大臣は「今、日米で協議が行われているところでございますが、日本政府としては、御遺族になるべく御迷惑をかけないようにするというのがこれは当然のことだと思っております。きちんと、早急に、この日米協議を取りまとめ、対応してまいりたいというふうに考えております」と答弁しているが、日米協議の進捗状況を明らかにされた。いつまでに日米協議をとりまとめる予定か。

二 同委員会での質問の際、日米協議で結論が出るまでには多くの時間を要するため、被害者の遺族への早期救済の観点から、一時的に政府が米國の代わり立替補償もしくは見舞金を支払った上で、米側と引き続き協議すべきであると提案したが、その後の取組状況はどうか。右質問する。

内閣衆質一九六第二五二二号
平成三十年五月十一日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員井上一徳君提出沖縄県うるま市で発生した米軍属による女性殺害事件の遺族への補償問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井上一徳君提出沖縄県うるま市で発生した米軍属による女性殺害事件の遺族への補償問題に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、現在、米國との間で様々なレベルで協議中であり、また、個人のプライバシーに関わることから、お答えすることは差し控えたい。

平成三十年四月二十五日提出
質問 第二五二三号

生活保護基準改定における前回の検証（平成二十四年検証）と今回の検証（平成二十九年検証）の検証方法の違いと検証結果に及ぼす影響に関する質問主意書

提出者 池田 真紀

生活保護基準改定における前回の検証（平成二十四年検証）と今回の検証（平成二十九年検証）の検証方法の違いと検証結果に及ぼす影響に関する質問主意書

一 年齢に応じた水準（一類費の基準額）について
（一）平成二十四年検証では、第一・十分位の消費支出と生活扶助基準の乖離率を算出する際、検証対象の年齢区分につき、二類費の基準額の年齢区分（〇～二、三～五、六～十一、十二～十九、二十～四十、四十一～五十九、六十～六十九、七十～）を採用している。

これに対し、平成二十九年検証では、「二類費の基準額」の年齢区分（平成二十四年検証の年齢区分）と全く異なる年齢区分（〇～五、六～十一、十二～十七、十八～六十四、六十五～七十四、七十五～）を採用しているが、これにより、①平成二十四年検証において、生活扶助費が大幅に上方乖離していた（生活扶助費を下げるべき）「十八歳～十九歳」「二十歳～四十歳」の年齢層が、②同検証において、生活扶助費が若干上方乖離していた（生活扶助費を少しだけ下げるべき）「四十一歳～五十九歳の年齢層と、③同検証において、生活扶助費が下方乖離していた（生活扶助費を上げるべき）「六十歳～六十四歳の年齢層と一緒になることで、「十八歳～六十四歳」の年齢層全体として、生活扶助費が上方乖離しているという検証結果が導かれている。

上記のような検証の際の年齢区分の変更は、生活扶助費の一類費の年齢区分と異なるという意味で、また実態に反するという意味で、極めて恣意的ではないか。

このような不合理な年齢区分による検証を行ったのは、生活保護受給者の多くを占める高齢世帯の生活扶助費を下げなければ、全体の生活扶助費を下げるできないという理由からではないか。当初から生活扶助費全体を下げるという目的があったのではないか。

（二）厚労省は、平成二十九年検証の「二類費の基準額」に関する年齢区分につき、

「〇」そのうち、十七歳以下の子どもの年齢区分については、子どもの就学状況等により必要な生活費にも変動が考えられることから、未就学時期の〇～五歳、小学生六～十一歳、中学生十二～十七歳の区分とすることとした。

〇 十八歳以上の成人期については、身体機能や社会活動の状況や実際の消費支出の差については、年齢による差よりも個人のライフスタイル等による影響が大きく、年齢差を考慮しないことがより妥当と考えられること、六十～六十四歳については、老齢年金支給開始前の年齢で、近年就業率も上昇しており、成人期と同等に取り扱うことが適当であること
から、十八～六十四歳までを一つの区分としてまとめることとした。

〇 六十五歳以上の高齢期については、身体機能や社会活動の状況の変化に伴い、消費支出も六十五歳の前後及び七十五歳の前後を境にしてそれぞれ変化がみられることから、六十五～七十四歳、七十五歳以上の二つの区分とすることとした。」

と説明している(基準部会報告書十二ページ)。

上記の説明は、具体的なデータに基づく検証を経たものか、それとも客観的な根拠がないものか。仮に具体的なデータに基づく検証を経たものであるのであれば、検証に用いたデータ及び検証方法を明らかにされたい。

特に、例えば、十八歳・三十歳・四十歳・五十歳・六十五歳・・・の個人は、年齢ごとに定型的に消費行動が異なると考えられることからすると、「十八歳・六十四歳までを一つの区分としてまとめる」という結論には、合理性がない。六十五歳以上を細分化したにもかかわらず、「十八歳・六十四歳を」一まとめにした理由は何か。

二 世帯人員に応じた水準(二 類費の基準額)について

平成二十四年検証では、世帯人員に応じた、第一・十分位の消費支出と生活扶助基準の乖離率を算出する際、「単身の消費支出」を一と設定したため、「現行の(単身の生活扶助)基準」は、〇・八八となり、両者の乖離率は、一・一三六となった結果、平成二十五年の生活扶助費の改定の際には、一類費につき、世帯人員に応じた乖離率として、一・〇六八(一・一三六の二分の一)の上方修正が行われている。

これに対し、平成二十九年検証では、「世帯人員毎の世帯の消費の平均値(第一類費相当支出、第二類費相当支出別)を算出して単身世帯を二(一(基準部会報告書参考資料十ページ)とする一方で、「第一類費、第二類費別に世帯人員別の基準額の指数(単身世帯を一としたもの)」「(基準部会報告書参考資料十二ページ)とした結果、「単身の消費支出」を一として多人数世帯の消費支出をそれぞれ指数化するとともに、これとは別に、「現行の(単身の生活扶助)基準」を一として多人数世帯の生活扶助費をそれぞれ

指数化したことになり、平成二十四年検証の場合と異なり、「単身の消費支出」と「現行の(単身の生活扶助)基準」との乖離が考慮されなくなってしまう。

平成二十九年検証において、上記のような方法(「単身の消費支出」を一と設定する一方で、「現行の(単身の生活扶助)基準」も一と設定する方法を採用した理由は何か。また、上記の点について、平成二十九年検証は、平成二十四年検証と異なる検証方法を採用したことにはならないか。平成二十四年検証と同様の方法によった場合、「単身の消費支出」と「現行の(単身の生活扶助)基準」との乖離は、いかなる数値となるか。

三 級地間較差について

平成二十四年検証では、級地間較差に関する、第一・十分位の消費支出と生活扶助基準の乖離率を算出する際、「二級地の一の消費支出を一と設定したうえで、各級地の第一・十分位の消費支出及び各級地の生活扶助基準を指数化し、両者の間の乖離率を算出している。

これに対し、平成二十九年検証では、「全級地平均の生活扶助相当支出額を二(基準部会報告書十九ページ)と設定したうえで、各級地の第一・十分位の消費支出及び各級地の生活扶助基準を指数化し、両者の間の乖離率を算出している。

平成二十九年検証において、上記のような方法(「全級地平均の生活扶助相当支出額を二」と設定する方法)を採用した理由は何か。また、上記の点について、平成二十九年検証は、平成二十四年検証と異なる検証方法を採用したことにはならないか。平成二十四年検証と同様の方法によった場合、各乖離指数は同じ数値となるか。

内閣衆質一九六第二五三号
平成三十年五月十一日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員池田真紀君提出生活保護基準改定における前回の検証(平成二十四年検証)と今回の検証(平成二十九年検証)の検証方法の違いと検証結果に及ぼす影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員池田真紀君提出生活保護基準改定における前回の検証(平成二十四年検証)と今回の検証(平成二十九年検証)の検証方法の違いと検証結果に及ぼす影響に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「実態」、「具体的なデータに基づく検証」、「客観的な根拠」、「検証方法」及び「年齢ごとに定型的に消費行動が異なる」と考えられること」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「年齢区分の変更」については、平成二十九年に開催された社会保障審議会生活保護基準部会において、①一定の単身世帯における平成二十六年の年齢階級別の消費支出額については、世帯主の年齢が六十五歳未満である世帯と六十五歳以上である世帯との間にやや差が見られること、②平成二十八年の年齢階級別の就業率については、二十五歳以上二十九歳以下から五十五歳以上五十九歳以下までの年齢階級の間では大きな差が見られないが、六十歳以上六十四歳以下の年齢階級と六十五歳以上六十九歳以下の年齢階級とは二パーセントポイント以上の差があること等のデータが示された上で、同部会での議論を踏まえて決定されたものである。同部会においては、当該データ等を踏まえて「子どもさんたちは就学形態で区分して、中年は一括りにして、六十五歳以上は後期高齢者か、それ以外か」という形でいいかな

と思います」等の議論が行われた上で、「社会保障審議会生活保護基準部会報告書」(平成二十九年十二月十四日)において、御指摘の「二 類費の基準額」に関する年齢区分について「十八歳以上の成人期については、(中略)十八歳・六十四歳までを一つの区分としてまとめることとした」等とされたところであり、「極めて恣意的」との御指摘は当たらず、御指摘の「全体の生活扶助費を下げる」ことができないという理由」及び「当初から生活扶助費全体を下げるという目的」に基づき、御指摘の「年齢区分の変更」が行われたものではない。

二及び三について

平成三十年から段階的に実施する予定の生活保護基準の見直しの案の決定に当たって行った生活扶助基準の検証(以下平成二十九年扶助基準検証)という。では、現行の生活扶助基準額(以下「現行基準額」という)の水準が妥当であるかを検証するため、モデル世帯である夫婦一人世帯について、年収階級第一・十分位の世帯の生活扶助相当支出額(以下「一般低所得世帯の消費支出額」という)と現行基準額とを比較し、これらがおおむね均衡することを確認した上で、平成二十四年に行われた生活扶助基準の検証(以下「平成二十四年扶助基準検証」という)の方法を踏襲して、年齢、世帯人員及び級地別にみた一般低所得世帯の消費実態と現行基準額との関係について検証が行われたところである。御指摘の「指数化」とは、生活扶助基準の検証において、年齢階級別、世帯人員別又は級地別(以下「年齢階級別等」という)の一般低所得世帯の消費支出額及び生活扶助基準額のそれぞれを個別に指数に置き換え、年齢階級別等の一般低所得世帯の消費支出額の相対的な変化の程度と生活扶助基準額の相対的な変化の程度とを比較する目的で行われるものであり、年齢階級別等の一般低所得世帯の消費支出額に係るそれぞれの指数の値と生活扶助基準額に係るそれ

それぞれの指数の値とを単純に比べてそれらの差を基に生活扶助基準額を改定するために行われるものではない。平成二十四年扶助基準検証においても、平成二十九年扶助基準検証においても、こうした「指数化」による当該比較が行われており、「平成二十四年検証と異なる検証方法を採用した」との御指摘は当たらない。

なお、お尋ねの「上記のような方法（単身の消費支出を・・・と設定する方法）」及び「上記のような方法（全級地平均の生活扶助相当支出額を・・・と設定する方法）」を採用した理由については、世帯人員別及び級地別の一般所得世帯の消費支出額及び現行基準額の相対的な変化の程度を分かりやすく示すために行われたものである。

また、お尋ねの「平成二十四年検証と同様の方法によった場合、「単身の消費支出」と「現行の（単身の生活扶助）基準」との乖離及び「平成二十四年検証と同様の方法によった場合、各乖離指数については、平成二十九年扶助基準検証においては算出しておらず、お答えすることは困難である。」

平成三十年四月二十六日提出
質問 第二五四号

国際的なサイバーセキュリティ規制のルール形成参画状況等に関する質問主意書

提出者 松平 浩一

国際的なサイバーセキュリティ規制のルール形成参画状況等に関する質問主意書

二〇一五年六月に米国国立標準技術研究所が発行した米国連邦政府機関外の組織および情報システムに対するセキュリティ対策基準「NIST SP 800-171」(以下、「本件基準」という)では、民間企業が取り扱う重要情報(Classified Information)のセキュリティ対策における技術要件だけでなく、非技術要件も含めて

百件強の要件を策定している。

米国防総省では、防衛装備品などを納める全世界のサプライヤーに対して、二〇一七年十二月三十一日までに本件基準の定めるセキュリティ対策基準への対応を要請する米国防衛装備品調達に関する通達を出すなど、近年、民間企業に対し本件基準への準拠を求める動きが米国で加速している。今後、防衛関係だけでなく、他の業界にも本件基準へ準拠したセキュリティ対策が必要になると見込まれている。

また、欧州においては、二〇一六年七月、欧州情報ネットワークセキュリティ庁がNIS Directiveを施行した。内容は、EU市場で活動する企業が、本件基準に事実上準じた技術体系の採用を義務付けるものである。

一方、中国では、法律で中国国内において事業展開する企業が利用する情報機器や情報サービスは中国の国家安全審査を受けることを義務付け、中国政府の定めた規格でなければ審査に合格しない仕組みとしている。

しかし、これら動向への対応については、日本企業に多くのコストと運用負荷がかかると想定されることである。

以上を前提に以下質問する。

一 本件基準のように、安全保障政策を起点としたルール形成が日本企業に及ぼす影響を分析し、対応をリードする機能を果たすべき省庁、担当課はどこになるか。

二 安全保障政策を専門とする多摩大学大学院教授の國分俊史教授は、本件基準の導入にあつての欧米における政策連携においては、両国の諜報機関同士での協議も行われてきたとの指摘をしている。Weedge。二〇一八年二月号「米中サイバー規制が企業に強いる」変革」二。日本政府としては、本件基準の導入に関する各国間の政策連携の動向について把握していたか。また、日本政府は、いつごろから、本件基準が日本企業に及ぼす影響を認識してい

たか。

三 今後、米国、欧州、中国等の国々で、安全保障政策起点のルール形成の応酬が続く可能性がある。日本においては、官民が連携し、国際的なルール形成の動きを察知し対応すべきと考えらるが、官民連携した取り組みを継続的に行う組織、会議体等はあるか。ないとすれば早急に設置を検討すべきと考えるが、政府の見解はどうか。

内閣衆質一九六第二五四号
平成三十年五月十一日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員松平浩一君提出国際的なサイバーセキュリティ規制のルール形成参画状況等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松平浩一君提出国際的なサイバーセキュリティ規制のルール形成参画状況等に関する質問に対する答弁書

一 御指摘の「安全保障政策を起点としたルール形成」の意味するところが明らかでなく、お答えすることは困難であるが、防衛省は、装備品等を調達する相手方の企業のサイバーセキュリティに関する事柄について、米国等の動向を踏まえつつ、経済産業省等の関係省庁とも連携を図りながら対応していることである。

二 について
お尋ねの「本件基準の導入に関する各国間の政策連携の動向」の意味するところが明らかでなく、お答えすることは困難であるが、米国防省が同省の装備品等の調達基準において、御指摘の「重要情報(Classified Information)」を扱うこととなる契約者に対して、平成二十九年末までに御指摘の「本件基準」

を満たすこと等を求めることとしたことは承知している。また、御指摘の「NIS Directive」においては、御指摘の「本件基準」に関する直接の言及はないものと承知している。

また、政府としては、米国政府との間で、同国防省の装備品等の調達基準等について意見交換を行うとともに、当該調達基準の影響を受けることとなる企業の状況の把握を行う等の対応に努めてきたところであるが、「いつごろから」のお尋ねについては、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、お答えすることは差し控えたい。

三 について

御指摘の「安全保障政策起点のルール形成」の意味するところが明らかでなく、お答えすることは困難であるが、内閣に、サイバーセキュリティ戦略本部を置いており、民間の構成員を含む同本部は、サイバーセキュリティに関する国際的なルールの策定や標準化の推進を含むサイバーセキュリティ戦略の実施の推進に関する事務をつかさどるものである。引き続き、政府として必要な取組を進めてまいりたい。

平成三十年四月二十六日提出
質問 第二五五号

科学技術顧問の設置に関する質問主意書

提出者 松平 浩一

科学技術顧問の設置に関する質問主意書
社会が複雑化するに伴って、行政の意思決定の場面でも科学的専門性を伴った判断が求められる状況となっており、行政への科学的助言の必要性は高まっている。

国際的にも知られている科学技術顧問として、英国の政府首席科学顧問と、米国の科学技術政策局長(科学技術担当大統領補佐官)が挙げられる。両国とも、科学技術顧問は、平時と緊急事

態、国家安全保障が關係するか否かにかかわらず、大統領や首相、内閣等に対する科学的助言において中心的な役割を果たす。

日本では、二〇一五年九月から、外務大臣科学技術顧問(外務省参事)に、東京大学名誉教授の岸輝雄氏が起用されており、科学技術と外交を結び付けた成果を出されていると認識している。

過去の国会においても、科学技術顧問の設置について議論がなされてきた。また、二〇一四年一月二十四日召集の第百八十六回国会における内閣府設置法の一部を改正する法律の附帯決議でも

「五 総合科学技術会議の司令塔機能強化に加えて、内閣総理大臣等に対して科学技術イノベーションに関する助言等を行う科学技術顧問(仮称)の設置について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。」との決議(以下「本件附帯決議」といふ)がなされている。

しかしながら、内閣や外務省を除く各省に、常設の科学技術顧問を設置するところまでは至っていない。

以上を前提に、以下質問する。

一 本件附帯決議がされてから現在に至るまで、科学技術顧問の設置については、どのような場で、どのように検討されたのか。検討結果も含めて回答いただきたい。

二 仮に本件附帯決議から現在までの検討がなされていないとすればそれはなぜか。

三 現在においても、科学技術政策担当大臣の存在や、内閣府その他省庁に設置される会議における有識者の組み入れにより、一定程度科学技術に関する知見を行政運営に反映していることは承知している。しかし、今後益々複雑化する社会問題に対し、行政が迅速かつ適切な対応を行うためには、内閣及び各省に、常設の科学技術顧問を設置することが必要と考えるが、政府の考えはどうか。右質問する。

内閣衆質一九六第二五五号
平成三十年五月十一日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員松平浩一君提出科学技術顧問の設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)

衆議院議員松平浩一君提出科学技術顧問の設置に関する質問に対する答弁書
一から三までについて

お尋ねの「科学技術顧問の設置」については、総合科学技術・イノベーション会議の議を経た上で平成二十八年一月二十二日に閣議決定した「科学技術基本計画」において、「我が国における科学的助言の在り方については、近年の国際的動向も踏まえ、その仕組み及び体制等の充実を図っていく必要がある」としたところであり、引き続き、同会議における議論も踏まえながら、我が国における適切な措置について検討してまいりたい。

平成三十年四月二十七日提出
質問 第二五五号
日本国憲法第七条による衆議院解散に関する質問主意書
提出者 奥野総一郎

日本国憲法第七条による衆議院解散に関する質問主意書

一九四八年に行われた第一回解散は、野党提出の内閣不信任案の可決をまつて解散が行われた(いわゆる「なれあい解散」)。その際の解散詔書は「衆議院に於て内閣不信任案を可決した。因つて日本国憲法第六十九条及び第七条により、衆議院を解散する」となつていた。第二回解散は、現行同様、不信任案の可決をまたず第七条のみにより

行われた。以降、第六十九条による解散も含め、解散詔書は「日本国憲法第七条により、衆議院を解散する」という文言が用いられている。

そこで、以下質問する。

一 第一回解散においては、「第六十九条及び第七七条」を根拠としてのみ解散を行うことができるとの解釈にたつていたところ、第二回解散では、「第七七条」のみを根拠として解散を行うことができるとの解釈変更が行われたのか。

二 政府は、現在、憲法第七条について、実質的決定権を含む場合もあるとの立場に立ち、憲法第七条第三号の衆議院の解散という国事行為に対する内閣の「助言と承認」を根拠として、内閣の自由な解散決定権が認められるとの見解に立つていられると理解が正しいか。

三 この内閣の解散決定権については、一切制約は受けないのか。どのような理由でも、あるいはどのような状況、例えば未曾有の大災害のような状況、においても、内閣の判断で解散可能なのか。

四 解散権が制約を受けるとすれば、どのような場合か。

五 「第七条により内閣に自由な解散権が認められるとしても、解散は国民に対して内閣が信を問う制度であるから、それにふさわしい理由が存在しなければならぬ」とする学説がある(戸部信喜「憲法」)が、政府の見解を示されたい。右質問する。

内閣衆質一九六第二五六号
平成三十年五月十一日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員奥野総一郎君提出日本国憲法第七条による衆議院解散に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)

衆議院議員奥野総一郎君提出日本国憲法第七七条による衆議院解散に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「第一回解散においては、「第六十九条及び第七七条」を根拠としてのみ解散を行うことができる」との解釈にたつていた」との意味するところが必ずしも明らかではないが、憲法第六十九条は、同条に規定する場合に、内閣は、「衆議院が解散されない限り」、総辞職をしなればならないことを規定するにとどまり、内閣が実質的に衆議院の解散を決定する権限を有することの法的根拠は、憲法第七七条の規定である。

二から五までについて

御指摘の「実質的決定権を含む場合もある」及び「内閣の自由な解散決定権」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、個々の学説についての見解を述べることは差し控えたいが、衆議院の解散は憲法第七七条の規定により天皇の国事に関する行為とされているところ、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う職務を有する内閣であり、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。

平成三十年四月二十七日提出
質問 第二五七号
日本国憲法下での同性婚に関する質問主意書
提出者 逢坂 誠二

日本国憲法下での同性婚に関する質問主意書

日本国憲法第二十四条第一項では「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利

を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」と謳われている。

平成二十七年二月十八日、参議院本会議で安倍総理は、「同性カップルの保護と憲法二十四条との関係についてのお尋ねがありました。憲法二十四条は、婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立すると定めており、現行憲法の下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておりません。同性婚を認めるために憲法改正を検討すべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えております」と発言した。

平成二十七年四月一日、参議院予算委員会で安倍総理は憲法との関係におきまして、言わば結婚については両性の同意ということになっていると、このように承知をしております。慎重に議論をしていくべき課題ではないかと思っております」と発言している。

民法上、婚姻が異性間のみ成立すると規定する条文はないと承知している。民法第七百三十九条第一項は「婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、その効力を生ずる」と示し、同条第二項には「前項の届出は、当事者双方及び成年の証人二人以上が署名した書面であつて、これらの方から口頭で、しなければならない」と規定するのみで、婚姻の手続きを規定するに過ぎない。

平成二十六年六月五日、青森県青森市在住の女性二人が青森市役所に婚姻届を提出したものの、青森市は日本国憲法の規定を根拠に受理しなかった。同日、青森市長名で発行された「不受理証明書」には、「婚姻届を日本国憲法第二十四条第一項により受理しなかったことを証明する」ことが記載されている。

これらを踏まえ、日本国憲法下での同性婚について、以下質問する。

一 現在、同性婚は日本国憲法第二十四条第一項

に反し、違憲であると考えているのか。政府の見解如何。

二 日本国憲法第二十四条第一項では「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」と明示されている。当該条文を文理解に厳密に解釈すれば、「婚姻は、両性」のみに限定されるとも考えられるものの、学説では、旧帝国憲法においては、戸籍では夫を家族の長とし、婚姻においても親の許可が必要であったこと、本人たちの意思に関係なく、親同士の話し合いにより婚姻が実質的に決められることが多かったことを鑑み、同条について、日本国憲法の制定者たちは、婚姻をなすべく男女間の平等と本人同士の合意のみが何よりも重要であることを明示したに過ぎないとの見解がある。従つて、当該条文で明示的に「両性の合意」と示されていることは、必ずしも婚姻をなす当人同士が同性であることまでを禁止しているのではないとの見解がある。安倍総理のいう「現行憲法の下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておりません」との見解は、現代の我が国においては、妥当なものではないのか。政府の見解如何。

三 日本国憲法第十四条では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」、同第十三条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と謳われている。このため、「すべて国民は、その性別」によらず、婚姻をなすことができる「自由及び幸福追求に対する国民の権利」を持つと解すべきで、同性婚は異性同士の婚姻と同様に扱われるべきではないか。政府の見解如何。

四 平成二十六年六月五日、青森市長名で発行さ

れた婚姻届の「不受理証明書」には、「婚姻届を日本国憲法第二十四条第一項により受理しなかったことを証明」と記載されているが、このような判断は現行法令上、妥当なものと考えられるのか。すなわち、地方自治体が同性婚の婚姻届を受理しないことは、日本国憲法第二十四条第一項に拠るものと考えられるのか。政府の見解如何。

五 戸籍法第七十四条では「婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない」とし、「夫婦が称する氏」と示されているが、同条が「届け出」を求めるのは婚姻をなす者の「称する氏」であるという理解でよいのか。政府の見解如何。

六 戸籍法第七十四条では「婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない」とし、「夫婦が称する氏」と示され、同条は「称する氏」を届け出なければならないことを求めているのであり、同性婚をなす者の場合、「称する氏」を届け出れば要件を満たし、民法第七百三十九条第一項でいう「婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、その効力を生ずる」ものであると考えてよいのか。政府の見解如何。

七 安倍総理は「現行憲法の下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておりません。同性婚を認めるために憲法改正を検討すべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えております」との見解を示しているが、現代の我が国の社会情勢を鑑みると、「同性カップルに婚姻の成立を認めることは必ずしも否定されないと考えるが、政府の見解如何。

八 安倍総理は「現行憲法の下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておりません」との見解を示し、「極めて慎重な検討を要するもの」として、同性婚に必要な法制度の

整備を行わないことは不作為ではないか。政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一九六第二五七号
平成三十年五月十一日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員逢坂誠二君提出日本国憲法下での同性婚に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出日本国憲法下での同性婚に関する質問に対する答弁書
一から三まで、七及び八について

憲法第二十四条第一項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」と規定しており、当事者双方の性別が同一である婚姻（以下「同性婚」という）の成立を認めることは想定されていない。

いずれにしても、同性婚を認めるべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えており、「同性婚に必要な法制度の整備を行わないことは不作為ではないか」との御指摘は当たらない。

四から六までについて

御指摘の「不受理証明書」の記載については、現行法令上、同性婚の成立を認めることができないことを踏まえたものであると理解している。すなわち、民法（明治二十九年法律第八十九号）や戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）において、「夫婦」とは、婚姻の当事者である男である夫及び女である妻を意味しており、同性婚は認められておらず、同性婚をしようとする者の婚姻の届出を受理することはできない。

平成三十年四月二十七日提出
質問 第二五八号

日本府高官(その人事案件が閣議決定される者)による女性記者へのセクハラ発言と公益通報者保護法の解釈に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

日本府高官(その人事案件が閣議決定される者)による女性記者へのセクハラ発言と公益通報者保護法の解釈に関する質問主意書

公益通報者保護法第二条では、「この法律において公益通報とは、労働者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労働提供先又は当該労働提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労働提供先若しくは当該労働提供先があらかじめ定めた者、当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に對し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報することをいう」と示されている。

消費者庁のホームページでは、「職場でのパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントに関する通報は本法の「公益通報」(本法第二条第一項)に当たりますか」との例示に対し、「パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントについても、そのパワー・ハラスメントが暴行・脅迫などの犯罪行為に当たる場合や、そのセクシュアル・ハラスメントが強制わいせつなどの犯罪行為に当たる場合などには、本法の「公益通報」に当たり得ます」と示している。

平成三十年四月二十四日、テレビ朝日の角南源五社長は記者会見で、財務省の福田前事務次官か

らテレビ朝日の女性社員がセクハラを受けたと訴えている事案について、女性社員が前次官との会話の録音を外部に提供したことは「公益目的からセクハラ被害を訴えたもので、理解できる」と発言した。この会見では、セクハラがあったとされる同月四日に前次官と女性社員が会食した経緯が具体的に明らかにされた。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 言葉によるセクシュアル・ハラスメントにおいて、相手の女性を不快にさせるわいせつな言葉を投げかけられた場合、このような言動があつたことを、公益通報者保護法第二条でいう「これによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報すること」は「公益通報」に「当たり得る」との理解でよいのか。

二 公益通報者保護法第二条でいう「これによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者」には、週刊誌の記者や編集者も含まれるという理解でよいのか。

三 次に掲げる発言が、日本府高官(その人事案件が閣議決定される者)の勤務時間外に呼び出され、取材目的で出かけたテレビ局の女性記者に対して、二人で会食を行つてゐる間に政府高官から加えられた場合、消費者庁のホームページでいう「パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントについても、そのパワー・ハラスメントが暴行・脅迫などの犯罪行為に「当たり得る」のか。

あ 「手しばつていい?」との発言

い 「抱きしめていい?」との発言

う 「胸さわつていい?」との発言

え 「パジャマで来ればよかったのに」との発言

言

お 「予算成立したら浮気する?」との発言

四 三に関連して、次に掲げる発言を取材目的で出かけたテレビ局の女性記者が録音し、週刊誌の記者や編集者に提供した場合、公益通報者保護法第二条でいう「これによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報すること」であり、「公益通報」に「当たり得る」のか。

護法第二条でいう「これによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報すること」であり、「公益通報」に「当たり得る」のか。

あ 「手しばつていい?」との発言

い 「抱きしめていい?」との発言

う 「胸さわつていい?」との発言

え 「パジャマで来ればよかったのに」との発言

言

お 「予算成立したら浮気する?」との発言

五 四月二十四日、麻生太郎財務大臣は閣議後記者会見で、財務省の福田淳一事務次官の辞任承認を公表し、当該セクハラ疑惑について「はめられて訴えられているんじゃないかと、世の中に意見ある」と発言した。公益通報者保護法第一条では「公益通報をしたことを理由とする公益通報者」が不利益を受けないことを目的とし、さらには「行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もつて国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする」ことが謳われており、十分な調査をせずに「はめられて訴えられているんじゃないか」と国務大臣が揶揄することは立法趣旨に反し、不適切な発言ではないか。政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一九六第二五八号

平成三十年五月十一日

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員 逢坂 誠二

衆議院議員逢坂誠二君提出日本府高官(その人事案件が閣議決定される者)による女性記者へのセクハラ発言と公益通報者保護法の解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出日本府高官(その人事案件が閣議決定される者)による女性記者へのセクハラ発言と公益通報者保護法の解釈に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、個別具体的な事案に応じて判断されるべき事柄であり、一概にお答えすることは困難である。

三及び四について

公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する公益通報(以下「公益通報」という)は、同項において、通報者である労働者の労働提供先又は当該労働提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員等についての通報対象事実に係るものであることが規定されているところであり、御指摘の「日本府高官」の「女性記者」に対する「発言」は、一般的には、そのような事実ではないと考えられ、当該発言に係る通報は、公益通報には当たらないと考えられる。

五について

御指摘の麻生国務大臣の発言の趣旨については、平成三十年四月二十七日の閣議後記者会見において、同大臣が「そういう意見もあるという話がある」という話を紹介したにすぎない」と述べたとおりである。

平成三十年五月一日提出
質問 第二五九号

「ヘルプマーク」に関する質問主意書

提出者 高木 謙太郎

「ヘルプマーク」に関する質問主意書

安倍晋三内閣総理大臣は、平成三十年二月二日の衆議院予算委員会、公明党の石田祝稔委員に對し、「これがヘルプマークだということを見た人がわからないと、これはまさに意味を持たない

わけでございますから、ぜひ普及を進めていきたいと思いますが、今後とも、二〇二〇年に予定されている東京オリンピック・パラリンピックも見据えて、政府として、周囲に援助や配慮を求める多くの方々への理解や配慮が一層進むよう、ヘルプマークの普及啓発を図ってまいりたいと思っております。」と答弁した。また、その前段で「地方公共団体におけるヘルプマーク等の普及啓発の取組を支援するなど、ヘルプマークの全国への普及に向けた取組を進めております。」とも答弁し、政府として既に一定の取組をしている旨の説明をしている。

このことを踏まえ、以下質問する。

一 安倍晋三内閣総理大臣の答弁を踏まえ、現在、どの府省の、どの部署において、どのような取組をしているか。具体的に示された。

二 二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックに向け、「ヘルプマーク」の普及・啓発を、具体的にどう進める考えか。政府の見解如何。

三 とりわけ関東近辺の鉄道事業者、特に東日本旅客鉄道株式会社に対し、ヘルプマークの普及・啓発に関して、どのような要請を行うのか。具体的な対応を示されたい。

四 地方公共団体が個別にヘルプマークの普及・啓発策に取り組もうとする際、ヘルプマーク器材に関するライセンスを所有している東京都に対し、その都度申請し許可を得なければならぬなどの事実はあるか。

五 四が事実であった場合、ヘルプマークを全国的に普及・啓発するにあたり、妥当な仕組みであると考えられるか。政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一九六第二五九号

平成三十年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員高木錬太郎君提出「ヘルプマーク」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高木錬太郎君提出「ヘルプマーク」に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

お尋ねについては、各府省がそれぞれの所掌に基づき取組を進めているところである。①経済産業省では、産業技術環境局を担当部局として、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づき、御指摘の「ヘルプマーク」(以下「ヘルプマーク」という。)を日本工業規格に追加し、ヘルプマークについて国としての統一的な規格決定を行ったところであり、②内閣府では、政策統括官(共生社会政策担当)において、ホームページ等を通じて障害者に関係するマークの普及啓発に取り組んでいるところであり、③厚生労働省では、社会・援護局障害保健福祉部において、地方公共団体に対し、障害者に関係するマークの紹介等を含む障害者等の理解を深めるための研修及び啓発を行う取組に要する費用についての財政的な支援を進めているところであり、④国土交通省では、鉄道局及び観光庁において、案内用図記号の日本工業規格にヘルプマークが追加された旨の鉄道事業者等に対する周知等に取り組んでいるところである。政府としては、現在進めているこれらの取組を二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け一層推進することともに、各府省が連携し引き続き必要な措置を講じていく考えである。

三について

東日本旅客鉄道株式会社をはじめ関東を含む全国の主要な鉄道事業者に対しては、平成二十九年、国土交通省において、案内用図記号の日本工業規格にヘルプマークが追加された旨を周知することともに、案内用図記号の見直しについて依頼したところであり、今後とも「ヘルプ

マーク」の普及啓発に向け鉄道事業者に対する要請等に努めてまいりたい。

四及び五について

東京都の具体的な取組について政府としてお答えする立場にはないが、同都に確認したところ、ヘルプマークの普及啓発に取り組もうとする際に、同都に対して、「その都度申請し許可を得なければならぬ」との事実はない」とのことである。

平成三十年五月一日提出
質問 第二六〇号

四月二十八日に行われた安倍総理大臣とトランプ大統領との日米首脳電話会談に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

四月二十八日に行われた安倍総理大臣とトランプ大統領との日米首脳電話会談に関する質問主意書

二千十八年四月二十七日、韓国の板門店において韓国、北朝鮮両国による首脳会談(以下、「南北首脳会談」)が開催された。

安倍総理は総理大臣公邸で会見を行い、南北首脳会談について文在寅大統領はトランプ大統領に「詳細な中身について」電話をし、「その上で、日米で首脳電話会談が行われたこと」を公表した。

その日米首脳電話会談については、北朝鮮問題についての認識など「一致した」という単語を四回使って日米首脳間で相互に意思疎通したことを強調した。

一方で、トランプ大統領は二十八日午後十時四十五分(日本時間)に自身のTwitterアカウントから以下の通りツイートした。

「Just had a long and very good talk with President Moon of South Korea. Things are going very well, time and location of meeting with North Korea is being set. Also spoke to

Prime Minister Abe of Japan to inform him of the ongoing negotiations.」(文在寅韓国大統領と、長く良い話をする事ができた。いろいろと、とてもうまくいっており、北朝鮮との会談の日時や場所が決定されようとしている。そしてまた、日本の安倍総理にも、現在進められている交渉について説明した。)

これらを踏まえ、以下質問する。

一 外務省公式ウェブサイトで、四月二十八日、午後十時三十分頃から約三十分間、安倍晋三内閣総理大臣は、ドナルド・トランプ米国大統領と電話会談を行ったと発表している。

また、首相動静(時事通信)や安倍日誌(産経新聞)によれば、二十八日の電話会談は午後十時三十三分から午後十一時三十分まで行われた、と報じている。一方で、前述のトランプ大統領のツイートでは、同日午後十時四十五分の時点で「spoke」つまり日米電話会談を過去のものとして発信しており、すなわち日米電話会談は午後十時四十五分までには終了、所要時間は十五分以内であったことを示唆している。日米首脳電話会談の時間は、約三十分間なのか、十五分以内であったのか。

二 トランプ大統領のツイートでは、文在寅大統領との電話について「had a long and very good talk」と表現する一方で、安倍首相との電話については「spoke to Prime Minister Abe of Japan to inform him of the ongoing negotiations」と表現している。すなわち「トランプ大統領のツイートからは、トランプ大統領から安倍総理大臣に対して一方通行で話したとしており、一致点を見出すような双方向きは読み取れない。日米首脳電話会談で、トランプ大統領と安倍総理大臣の発言割合はそれぞれの程度であったのか。

三 トランプ大統領のツイートでは、文在寅大統領との電話について「had a long and very good talk」と表現し、内容の濃いものだったと

理解できる。一方で、安倍首相との電話については「Spoke to Prime Minister Abe of Japan to inform him of the ongoing negotiations.」と表現し、軽く扱っている。トランプ大統領は、日米を最も重要な二国間関係とは認識していないようにみえるが、政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一九六第二六〇号
平成三十年五月十一日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員櫻井周君提出四月二十八日に行われた安倍総理大臣とトランプ大統領との日米首脳電話会談に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出四月二十八日に行われた安倍総理大臣とトランプ大統領との日米首脳電話会談に関する質問に対する答弁書

一について

安倍内閣総理大臣は、平成三十年四月二十八日午後十時三十分頃から約三十分間、トランプ米大統領と電話会談を行った。

二について

外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、相手国との関係もあり差し控えた。

三について

米政府要人のインターネット上の発言の逐一について政府としてお答えすることは差し控えたが、いずれにせよ、揺らぐことのない日米同盟は地域における平和、繁栄及び自由の礎である。

平成三十年五月一日提出
質問 第二六一号

各府省庁の災害関連情報システムに係る整備、運用等の状況に関する質問主意書
提出者 城井 崇

各府省庁の災害関連情報システムに係る整備、運用等の状況に関する質問主意書

災害対策のうち、災害応急対策は、発災直後に行うことから迅速かつ円滑な実施が必要とされる業務である。災害対策を円滑に進めるためには、この段階において、災害に関する情報が的確かつ迅速に収集、伝達等されることが重要である。

このため、各機関は、それぞれの所管事務等について災害に関する情報の収集、伝達等に使用するための情報システムを整備し、内閣府は、各機関が当該情報システムにより収集した災害関連情報を集約し、共有するための、総合防災情報システムを整備している。

災害発生時に災害応急対策を効率的、効果的に行うためには、平時から災害関連情報システムを体系的に整備し、災害関連情報を収集するとともに、災害発生時には、収集した災害関連情報を各府省庁、地方公共団体、公共機関等の間で適切に共有することが重要である。

そこで、総合防災情報システムと各指定府省庁が整備した総合防災情報システム以外の災害関連情報を収集等する情報システム以下、「災害関連情報システム」という。以下質問する。

一 二十四の指定府省庁において整備され、運用されるなどしている災害関連情報システムのうち、指定府省庁名と情報システム名の全てについて、明らかにされたい。
二 二十四の指定府省庁において整備され、運用されるなどしている災害関連情報システムに係る、平成二十四年度から平成二十九年度までの整備経費の支払額について、指定府省庁別に年

度毎の額及び総額について、明らかにされたい。

三 二十四の指定府省庁において整備され、運用されるなどしている災害関連情報システムに係る、平成二十四年度から平成二十九年度までの運用等経費の支払額について、指定府省庁別に年度毎の額及び総額について、明らかにされたい。

四 災害関連情報十五項目のうち、各府省庁及び指定公共機関の情報システムから総合防災情報システムへの入力になっている項目について、また、手入力になっている項目については自動入力になっている理由について、政府の認識を明らかにされたい。あわせて、各指定府省庁及び指定公共機関の情報システムから総合防災情報システムへの情報連携を行えば、手入力の必要なく災害関連情報が総合防災情報システムに自動入力され、総合防災情報システムで当該災害関連情報を閲覧等することができるようになることについて、政府の認識を明らかにされたい。

五 内閣府以外の二十三省庁の防災端末の配備状況、防災端末により接続したことがある省庁と接続したことのない省庁、一般の事務用端末から政府ネットワークを通じて接続したことのある省庁と接続したことのない省庁、防災端末による総合防災情報システムへのログイン回数、一般の事務用端末から総合防災情報システムへのログイン回数について、明らかにされたい。あわせて、総合防災情報システムは、中央防災は、内閣府から配布された防災端末を用いたり、政府共通ネットワークに接続した事務用端末を用いたりして総合防災情報システムにログインすることにより、総合防災情報システムに登録された災害関連情報の閲覧等を行うことができることから、この機能を活用すべきである

と考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

六 内閣府は、他省庁や地方公共団体等が収集した災害関連情報について、当該省庁等の情報システムから情報連携により総合防災情報システムに自動入力する必要性について検討し、あわせて、総合防災情報システムに係る手入力による登録方法、閲覧機能について、他省庁、地方公共団体、公共機関等の必要な機関等へ周知する必要があると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

七 各指定府省庁は、他府省庁、地方公共団体、公共機関等との間で災害関連情報の共有に向けた取組を推進すること及び総合防災情報システム以外の災害関連情報システムについて他の災害関連情報システムや地方公共団体等の情報システムとの情報連携を行うことについて、その必要性と要する費用を踏まえて検討し、また、各指定府省庁は、災害関連情報システムが収集した災害関連情報については、公開の可否を検討して、公開する場合に、二次利用が行いやすい利用ルールを設けるなどとして、オープンなライセンスで公開すべきであると考えているが、政府の認識を明らかにされたい。

八 現時点における災害関連情報システムの整備、運用等の状況、平成二十四年度から平成二十九年度までの整備経費の支払額の総額及び運用等経費の支払額の総額及び個別の契約状況を踏まえて、災害関連情報システムの整備状況等は十分であると考えているか。各指定府省庁の職員による閲覧状況、情報連携の状況、必要と機関等への周知の状況、災害関連情報の共有と公開の状況等に照らして考え、十分に活用されていないのであれば、災害関連情報システムは、既存の災害関連情報システムがその整備、運用状況からみて災害応急対策に十分に資するもので、また災害関連情報システムの整備に当たっては経

済的なものとなるように留意する必要があると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質一九六第二六一号

平成三十年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員城井崇君提出各府省庁の災害関連情報システムに係る整備、運用等の状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員城井崇君提出各府省庁の災害関連情報システムに係る整備、運用等の状況に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「二十四の指定府省庁」及び「災害関連情報システム」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、平成三十年四月十三日の会計検査院の報告書である「各府省庁の災害関連情報システムに係る整備、運用等の状況について」(以下「報告書」という)においては、「図表一」十二府省庁において整備され、運用されるなどしている災害関連情報システム、「図表二」十二府省庁の災害関連情報システムに係る整備経費の支払額等」及び「図表三」十二府省庁の災害関連情報システムに係る運用等経費の支払額等」が掲載されているところである。

四について

御指摘の「災害関連情報十五項目」の意味するところが必ずしも明らかではないため、「項目」に関するお尋ねについてお答えすることは困難であるが、報告書においては、「十五情報項目ごとの入力方法」及び「情報連携に向けた検討が進んでいない要因」が「3(2)ア」総防システムによる災害関連情報の収集状況」に記載等されて

いるところである。また、御指摘の「各指定府省庁」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、御指摘の「総合防災情報システム」への情報連携に関するお尋ねについては、内閣府において、昨年度から総合防災情報システムの更改に係る設計を行っているところであり、報告書の内容や現行システムの課題を踏まえ、災害緊急対策により資するシステムとなるよう、改善してまいりたい。

五について

御指摘の「内閣府以外の二十三省庁の防災端末」及び「一般の事務用端末」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、報告書においては、「図表二」三、防災端末の配備状況及び防災端末からのログイン回数」及び「図表二」四、一般の事務用端末からの総防システムへのログイン回数」が掲載されているところである。また、御指摘の「各指定府省庁」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、御指摘の「総合防災情報システム」に登録された災害関連情報の閲覧等」に関するお尋ねについては、総合防災情報システムの利用方法について、関係機関に周知してまいりたい。

六について

四についてでお答えしたとおり、内閣府において、昨年度から総合防災情報システムの更改に係る設計を行っているところであり、報告書の内容や現行システムの課題を踏まえ、災害緊急対策により資するシステムとなるよう、改善してまいりたい。また、五についてでお答えしたとおり、総合防災情報システムの利用方法について、関係機関に周知してまいりたい。

七及び八について

御指摘の「各指定府省庁」及び「災害関連情報システム」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、災害緊急対策に係る情報システムについては、災害緊急対策を効果的に実施するた

めに必要であると考えており、それぞれの指定行政機関災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第三号に規定する指定行政機関をいう)において、効果及び費用の面も勘案しつつ、今後とも適切な整備及び運用に努めてまいりたい。

平成三十年五月一日提出

質問 第二六一号

前財務事務次官のセクシャルハラスメントに関する調査及び対応に関する質問主意書

提出者 山井 和則

前財務事務次官のセクシャルハラスメントに関する調査及び対応に関する質問主意書
報道関係者に対するセクシャルハラスメント(以下、セクハラ)の報道を受け、福田前財務事務次官は、四月二十四日にその職を辞任しました。そこで、以下の通り質問します。

一 財務省は、銀座総合法律事務所と顧問弁護士契約を締結していますか。それとも、同事務所に所属する弁護士と顧問弁護士契約を締結していますか。また、いつから顧問弁護士契約を締結していますか。

二 一について、顧問弁護士契約を締結している場合は、その顧問料あるいは弁護士事務所に支払っている費用はいくらですか。

三 今回のセクハラに関する調査を銀座総合法律事務所へ委託するにあたり、新たにかかる費用はいくらですか。その費用は、国民の税金により賄われますか。

四 今回のセクハラに関する調査の委託について、財務省はいつ、銀座総合法律事務所へ指示書もしくはそれに類する書類を提示しましたか。また、その中で、今回のセクハラに関する調査はいつまでに終わることを指示していますか。

五 銀座総合法律事務所にセクハラ調査を委託す

るにあたり、同事務所は財務省の顧問弁護士なので、中立性、第三者性は担保できないのではないですか。そのような中で、中立性、第三者性はどのように担保されていますか。

六 財務省担当者は、これまで、「セクハラ調査はテレビ朝日が納得できる形で行うよう努める」と発言したが、財務省は、調査の実施主体をテレビ朝日側の納得できる弁護士事務所や、テレビ朝日の顧問弁護士に変更することも可能ですか。

七 福田前財務事務次官が訴訟を提起した場合、財務省が銀座総合法律事務所に委託して行っている調査の結果の公表が、裁判の結果が出た後になる可能性はありますか。

八 財務省は、四月二十七日に福田前財務事務次官に対する処分を公表したが、財務省として、「福田前財務事務次官がセクハラ行為を行った」という事実を認めたということですか。また、その事実とは、被害者やセクハラ行為の内容など、具体的にどのような事項を認めたのですか。

九 財務省は、四月二十七日に福田前財務事務次官に対する処分を公表したが、財務省として、福田前財務事務次官が「人事院規則上のセクハラ行為」を行ったと判断したということですか。

十 八について、「福田前財務事務次官がセクハラ行為を行った」という事実を認めたのであれば、すでに報道されている、麻生財務大臣の「はめられた」という発言も、謝罪、撤回すべきではないですか。

十一 財務省として「福田前財務事務次官がセクハラ行為を行った」という事実を認めたのであれば、麻生財務大臣、福田前財務事務次官はテレビ朝日を訪問し、謝罪すべきではないですか。

十二 財務省として「福田前財務事務次官がセクハラ行為を行った」という事実を認め、福田前

財務事務次官を処分しても、福田前財務事務次官が謝罪しないことはあり得るのですか。

十三 財務省として「福田前財務事務次官がセクハラ行為を行った」という事実を認め、福田前財務事務次官を処分するのなら、福田前財務事務次官にも謝罪させるべきではないですか。

十四 財務省として「福田前財務事務次官がセクハラ行為を行った」という事実を認め、福田前財務事務次官を処分するのなら、福田前財務事務次官が、「セクハラ行為を行った」という事実に係る訴訟を提起するのは矛盾します。訴訟の提起は取りやめるべきではないですか。

内閣衆質一九六第二六二号
平成三十年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山井和則君提出前財務事務次官のセクシャルハラスメントに関する調査及び対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出前財務事務次官のセクシャルハラスメントに関する調査及び対応に関する質問に対する答弁書

一について

財務省は、銀座総合法律事務所所属する弁護士と、平成二十二年四月から顧問契約を締結している。

二について

平成三十年度の顧問料は、月額八万六千四百円である。

三について

今回の調査を委託するにあたり、新たな費用は生じていない。

四について

平成三十年四月十六日に、財務省から銀座総合法律事務所所属する弁護士への依頼書を

もって調査を委託している。

その際、お尋ねの「いつまでに終わること」は指示していない。なお、顧問弁護士による調査は同月二十六日に終了している。

五について

「中立性」に係るお尋ねについては、平成三十年四月十八日、調査を委託していた弁護士において、「弁護士としての守秘義務を遵守し中立的な立場を貫くとともに、人権に十分配慮する。」と公表しているところである。

また、「第三者性」に係るお尋ねについては、今回の調査は所属職員の職務を統制する任命権者の責任において行われるものを、弁護士に委託することにより行ったものであり、第三者性を担保する目的で委託したものではない。

六について

平成三十年四月二十七日に財務省が公表した「福田前財務事務次官に対する処分について」で示しているように、同省としては、可能な限り詳細な事実関係を把握する必要があると考え、株式会社テレビ朝日にもご納得いただけるやり方でお話をきちんと伺わせていただきたと依頼したが、同社からは、同月二十日に、今後慎重に検討する旨のコメントがあり、また、同月二十四日には、同省が委託する弁護士に対し、同省と当該弁護士との関係性等に関する詳細な質問をいただいたところであり、このように同社は、被害者保護の観点から同省の調査への協力に対して慎重な姿勢をとられていた。そのような状況を踏まえ、調査に時間をかけすぎることとも被害者保護上問題であるため、福田前財務事務次官から特段の反論・反証がない限り、同省としては、同社が記者会見で明らかにした内容を前提として事実認定を行うこととしたものであり、当該公表をもって調査を終了している。

七について

福田前財務事務次官が訴訟を提起するかどうか

かについては、個人として判断されることであり、また、同前財務事務次官は既に退職していることから、政府としてお答えする立場にない。なお、調査の結果及びそれを踏まえた処分については、平成三十年四月二十七日に財務省が公表を行ったところである。

八及び九について
お尋ねについては、平成三十年四月二十七日に財務省が公表した「福田前財務事務次官に対する処分について」で、「四月二十六日に財務省が委託する弁護士から受けた報告によれば、福田氏は、当該弁護士による複数回にわたる聴取に対して、セクシユアル・ハラスメント行為を否定する一方で、本年四月四日夜に株式会社テレビ朝日の女性社員と一対一の飲食をしたことは認めており、また、同社が記者会見で明らかにした内容を覆すに足りる反論・反証を提示していない。」及び「以上のことから、財務省としては、福田氏から株式会社テレビ朝日の女性社員に対するセクシユアル・ハラスメント行為があったとの判断に至った。この行為が財務省全体の綱紀の保持に責任を負うべき財務事務次官によるものであり、結果として行政の信頼を損ね、国会審議等に混乱をもたらしていることも踏まえれば、福田氏の行為は、在職中であれば「減給二十パーセント・六月」の懲戒処分に相当していたものと認められる。」とされているとおりである。

十について

お尋ねの麻生国務大臣の発言については、平成三十年四月二十四日の閣議後記者会見における発言のことと思われるが、同発言の趣旨は、同月二十七日の閣議後記者会見において、同大臣が「そういう意見もあるという話があるという話を紹介したにすぎない」と述べたとおりである。

十一について

平成三十年四月二十七日に麻生財務大臣の了解を得た上で、財務省から株式会社テレビ朝日に対して、「財務省としては、セクハラは被害女性の尊厳や人権を侵害する行為であって、決して許されるものではないと考えております。福田氏からのセクハラ行為によって大変な心痛をおかけした社員の方に深くお詫び申し上げます。次第であり、その旨をご本人にお伝えいただきますよう、宜しくお願い申し上げます。」と記載した書面を届けたところである。福田前財務事務次官が謝罪を行うかどうかについては、個人として判断されることであり、また、同前財務事務次官は既に退職していることから、政府としてお答えする立場にない。

十二及び十三について

福田前財務事務次官が謝罪を行うかどうかについては、個人として判断されることであり、また、同前財務事務次官は既に退職していることから、政府としてお答えする立場にない。

十四について

福田前財務事務次官が訴訟を提起するかどうかについては、個人として判断されることであり、また、同前財務事務次官は既に退職していることから、政府としてお答えする立場にない。

平成三十年五月一日提出
質問 第二六三号

高度プロフェシヨナル制度と関連の深い米
国ホワイトカラーエグゼンプションに関する
質問主意書

提出者 山井 和則

高度プロフェシヨナル制度と関連の深い
米
国ホワイトカラーエグゼンプションに関する
質問主意書

働き方改革関連法案に盛り込まれている高度プロフェシヨナル制度は、米国のホワイトカラーエグゼンプションと、労働時間規制の対象外となる点等で類似する部分があるとの指摘がありま

す。そのため、高度プロフェッショナル制度の導入による問題点を検討する上では、米国のホワイトカラーエグゼンプションを先行事例として検証することが有意義です。

そこで、以下の通り質問します。

一 高度プロフェッショナル制度については、日本の労働者の何パーセント程度、何人程度が対象になるかについて、労働政策審議会でも具体的な議論がなく、厚生労働省もこれまで明らかにしていませんが、米国のホワイトカラーエグゼンプションは、全労働者のおよそ何パーセント、何人が対象となっていますか。また、いわゆるホワイトカラー労働者のおよそ何パーセント、何人が対象ですか。「アメリカのホワイトカラーエグゼンプションの現状」労働基準法改正法案審議にあたって（中村和雄著、前掲九二三号。以下、中村論文、という）によれば、米国におけるホワイトカラーエグゼンプション適用労働者は一九九九年で二千五百五十三万人であり全労働者の約二割にあたることとされています。また、「いつしようにけんめい働かない」社会をつくる（海老原嗣生著、PHP研究所二〇一四年）や「日本の動きとは正反対」米国では残業代ゼロ見直しへ（肥田美佐子著、週刊東洋経済六五二六号）によれば、男性のフルタイム労働者に占めるホワイトカラーエグゼンプション適用労働者の割合は二十五―三十四歳で三十三パーセント台半ばであり、四十歳代で四十八パーセント半ば、さらにホワイトカラー労働者の八十八パーセントがエグゼンプションの適用対象となつていゝとの指摘もありますが、これらについて、政府は認識していますか。

二 米国のホワイトカラーエグゼンプションの概略、および政府としてどのような制度と認識しているかを示して下さい。また、ホワイトカラーエグゼンプションの対象者や、運用の変遷の概略についても示して下さい。

三 米国のホワイトカラーエグゼンプションでは、年収がいくら以上の労働者が対象ですか。

四 米国のホワイトカラーエグゼンプションでは、どのような職種が対象者ですか。

五 米国のホワイトカラーエグゼンプションでは、労働者の実際の労働時間は管理されていますか。

六 高度プロフェッショナル制度では、いくら長時間労働となつても歯止めがなく、働かせ放題になる危険性がある、労働の成果と報酬が必ずしもリンクしない、年収要件は設定されているが強引な国会運営が横行している中では、対象となる年収が容易に下げられてしまうのではないか、などの問題点が指摘されていますが、政府として、米国のホワイトカラーエグゼンプションについて、どのような問題点があると認識しているか示して下さい。なお、中村論文および、東京新聞二〇一五年四月四日記事によれば、主な問題点として、長時間労働や、長時間労働により時給換算した賃金が最低賃金を下回ること、本来ホワイトカラーエグゼンプションの適用対象でない者に同制度を適用する濫用の問題（名ばかりエグゼンプションの問題）が指摘されています。こうした問題点について、政府は認識していますか。高度プロフェッショナル制度でも、同様の問題が起これるのではありませんか。

七 高度プロフェッショナル制度と米国のホワイトカラーエグゼンプションの共通点は、どのような点であると認識していますか。

八 米国のホワイトカラーエグゼンプションの労働者の平均年収はいくらですか。また、労働者数が最も多い年収階層（最頻値の年収階層）はいくらですか。「現在の職場におけるホワイトカラーエグゼンプション」公正労働基準法（米国会計検査院編、一九九九年、原題：United States General Accounting Office, Fair Labor

Standards Act : White-Collar Exemptions in the Modern Work Place)によれば、一九九八年のフルタイムのホワイトカラーエグゼンプション適用労働者の過当たり平均収入は十八ドルとされており、これを、一ドルを百八円、一年間を五十週として試算すると、年収は約五百五十万円となります。また、「働くあなたや家族の大問題!! 過労死促進 残業代ゼロ制度」(日本弁護士連合会(以下、日本弁護士連合会作成資料、という)によれば、ホワイトカラーエグゼンプション適用労働者において労働者数が最も多い年収階層は二万六千ドルから五万二千ドルとされており、これを日本円に換算すると約二百八十万円から五百六十万円になります。こうした状況について、政府は認識していますか。高度プロフェッショナル制度でも、将来、同様の給与水準まで拡大する可能性はありませんか。

九 ホワイトカラーエグゼンプション対象者と対象外の労働者では、労働時間はどちらが長いのですか。日本弁護士連合会作成資料によれば、米国ではホワイトカラーエグゼンプション対象者の方が労働時間が長いとの調査結果が示されていますが、政府は認識していますか。こうした状況を踏まえれば、高度プロフェッショナル制度の導入により、労働時間が長くなり、過労死が増える可能性はありませんか。右質問する。

内閣衆質一九六第二六三号

平成三十年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山井和則君提出高度プロフェッショナル制度と関連の深い米国ホワイトカラーエグゼンプションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出高度プロフェッショナル制度と関連の深い米国ホワイトカラーエグゼンプションに関する質問に対する答弁書

一から五までについて

米国の国内法制については、我が国として必ずしも網羅的にその詳細を承知しているわけではないことから、お答えすることは困難であるが、米国の公正労働基準法に規定されている、いわゆるホワイトカラー・エグゼンプションは、管理職等一定の職種であつて、一週又は一週を超える一定期間ごとに定期的に、過当たり四百五十五ドル以上の額の賃金が支払われている等の要件を満たす労働者について、最低賃金や割増賃金の規制の適用を除外する制度であり、その対象者については、労働時間の記録は求められていないものと承知している。

また、御指摘の論文、文献及び記事において、御指摘のような記載があることは承知している。

六及び九について

米国の国内法制については、我が国として必ずしも網羅的にその詳細を承知しているわけではないことから、お答えすることは困難であるが、御指摘の論文、記事及び資料において、御指摘のような記載があることは承知している。

なお、お尋ねの「高度プロフェッショナル制度でも、... 起これるのではありませんか」及び「高度プロフェッショナル制度の導入により、... 可能性はありませんか」については、御指摘のような事象が生じないよう、いわゆる高度プロフェッショナル制度においては、対象業務について、「高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものとして厚生労働省令で定める業務」であること、また、対象労働者について、労働条件に

関する一定の交渉力を有していると考えられる者として「労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金の額を一年間当たりの賃金の額に換算した額が基準年間平均給与額・・・の三倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額以上である」ことを要件としており、さらに、制度の導入に当たっては、「健康管理時間・・・を把握する措置・・・を・・・使用者が講ずること」、「一年間を通じて百四日以上、かつ、四週間を通じて四日以上の日を・・・使用者が与えること」、さらに、労働者の健康を確保するための措置を使用者が講ずることなど、労働者の健康を確保するための様々な措置を講ずることとしている。

七について
米国の国内法制については、我が国として必ずしも網羅的にその詳細を承知しているわけではないことから、お答えすることは困難であるが、いわゆる高度プロフェッショナル制度は、対象業務について、「高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものとして厚生労働省令で定める業務」であること、また、対象労働者について、労働条件に關する一定の交渉力を有していると考えられる者として「労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金の額を一年間当たりの賃金の額に換算した額が基準年間平均給与額・・・の三倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額以上である」こと等の要件を満たした場合に、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第四章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定について、対象労働者に適用しないこととするものである。

お尋ねの「米国のホワイトカラーエグゼンプ

平成三十年五月十五日 衆議院会議録第二十六号

議長報告

シヨンの労働者の平均年収」及び「労働者数が最も多い年収階層」については承知していないが、御指摘の文献及び資料において、御指摘のような記載があることは承知している。

また、お尋ねの「将来・・・拡大する可能性」については、いわゆる高度プロフェッショナル制度は、その年収要件について、「労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金の額を一年間当たりの賃金の額に換算した額が基準年間平均給与額・・・の三倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額以上である」ことを要件としており、労働基準法を改正しない限り、御指摘の水準まで拡大することは困難であると考えている。

平成三十年五月一日提出
質問第二六四号

イラクにおける自衛隊の日報における「戦闘」の法的意味に関する再質問主意書

提出者 逢坂 誠二

イラクにおける自衛隊の日報における「戦闘」の法的意味に関する再質問主意書

「イラクにおける自衛隊の日報における「戦闘」の法的意味に関する質問に対する答弁書(内閣衆質一九六第二三二一号)では、「この一般的、いわゆる国語辞典的な意味での戦闘は、自衛隊法等において「国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為」をいうものと定義されている「戦闘行為」とは異なるものである。なお、この「国際的な武力紛争」とは、国家又は国家に準ずる組織の間において生ずる武力を用いた争いであり、イラクに派遣された「自衛隊の部隊が作成していたいわゆる「日報」の一部で用いられている「戦闘」は、いずれも、自衛隊法等で定義されている「戦闘行為」の意味で用いられたものではない」と示された。

この答弁書に疑義があるので、以下質問する。

一 「この一般的、いわゆる国語辞典的な意味での「戦闘」は、自衛隊法等において「国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為」をいうものと定義されている「戦闘行為」とは異なるものであるとすれば、「一般的、いわゆる国語辞典的な意味での戦闘」とは具体的にどのようなものなのか。政府の見解如何。

二 「人を殺傷し又は物を破壊する行為」であれば、「いわゆる国語辞典的な意味での戦闘」であり、かかる行為が「国際的な武力紛争の一環として行われる」場合のみ、自衛隊法等で定義されている「戦闘行為」であるという理解でよいのか。政府の見解如何。

三 二に関連して、「人を殺傷し又は物を破壊する行為」の結果、派遣されている自衛隊員が殺傷され、自衛隊の装備や住居等を「破壊する行為」が生じたとしても、それが「国家又は国家に準ずる組織によらなければ、被害の多寡に関わらず、自衛隊法等で定義されている「戦闘行為」ではないという理解でよいのか。政府の見解如何。

四 イラクにおける自衛隊の当該日報において、その一部で用いられている「戦闘」が自衛隊法等で定義されている「戦闘行為」であるか否かの判断は誰が行うのか。例えば、防衛大臣にその有権限の権限があるのか。それとも内閣総理大臣に権限があるのか。政府の見解如何。

五 四に関連して、イラクに派遣されている現地部隊の司令官に、当該日報のその一部で用いられている「戦闘」が自衛隊法等で定義されている「戦闘行為」であるか否かの判断を行う権限はあるのか。政府の見解如何。

六 イラクに派遣されている現地部隊の司令官に、当該日報のその一部で用いられている「戦闘」が自衛隊法等で定義されている「戦闘行為」であるか否かの判断を行う権限がないとすれば、

ば、現地情勢の報告である当該日報には、自衛隊法等で定義されている「戦闘行為」も含まれることになる。すなわち、かかる判断は現地でできないのであり、現地の実態がそのまま東京に報告され、そこで有権解釈を行い、派遣部隊の撤退を含めた判断を行うことになるため、必ず時間差が生じることになる。このため、当該日報における「戦闘」には、自衛隊法等で定義されている「戦闘行為」が含まれることは否定できないのではないか。政府の見解如何。

七 当該日報において、自衛隊法等で定義されている「戦闘行為」があるとすれば、どのように記載されるのか。主体となる武装勢力の名称などが記載され、それが、「国家又は国家に準ずる組織」と推定されれば要件を満たすのか。政府の見解如何。

八 七に関連して、当該日報において、「戦闘」という記述がある場合、その主体となる武装勢力の名称などが記載されず、その主体が「国家又は国家に準ずる組織」と推定されなければ、かかる「戦闘」は、自衛隊法等で定義されている「戦闘行為」に当てはまらないのではないか。すなわち、派遣されている自衛隊の被害の多寡に関わらず、「人を殺傷し又は物を破壊する行為」が生じたとしても、その主体が明示されない限り、自衛隊法等で定義されている「戦闘行為」に当てはまらないのではないか。政府の見解如何。

内閣衆質一九六第二六四号
平成三十年五月十一日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出イラクにおける自衛隊の日報における「戦闘」の法的意味に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出イラクにおける自衛隊の日報における「戦闘」の法的意味に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

一般に用いられる「戦闘」という用語については、一義的に確立された定義があるとは承知しておらず、文脈によつてその意味するところが異なり得るため、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、広辞苑(第七版)によれば、「兵器を用いて敵をたおそうとする行動。たたかい。」とされていると承知している。

他方、お尋ねの「自衛隊法等で定義されている「戦闘行為」については、先の答弁書(平成三十年四月二十七日内閣衆質一九六第二三二一以下「前回答弁書」という。)一について述べたとおりである。

四及び五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、前回答弁書四についてお答えしたとおり、政府としては、自衛隊がイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第百三十七号。以下「イラク特措法」という。)に基づく対応措置を実施してきた区域については、我が国が独自に収集した情報、諸外国等から得た情報等を、総合的に判断し、現に前回答弁書一について述べた「戦闘行為」が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて当該「戦闘行為」が行われることがないと認められる地域に該当していたと考えている。

六から八までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではなく、また、お尋ねの「当該日報における「戦闘」には、自衛隊法等で定義されている「戦闘行為」が含まれることは否定できない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、これまで防衛省が公表したイラク特措法に基づき派遣された自

衛隊の部隊が作成していたいわゆる「日報」の一部で用いられている「戦闘」は、いずれも、前回答弁書一について述べた「戦闘行為」の意味で用いられたものではない。また、自衛隊がイラク特措法に基づく対応措置を実施してきた区域については、四及び五についてお答えしたとおりである。

平成三十年五月一日提出
質問 第二六五号

企業主導型保育事業の支払いに関する質問主
意書

提出者 初鹿 明博

企業主導型保育事業の支払いに関する質問
主意書

子ども・子育て支援法に基づく企業主導型保育事業は、平成二十八年に創設され、同事業による企業主導型保育施設は順調に増加しており、平成三十年度においては新たに二万人分整備する予定で事業が進められています。

企業主導型保育施設の運営費については、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格と同水準の助成を受けることができます。助成決定を受けた企業主導型保育施設を運営する事業者は、公益財団法人児童育成協会のホームページの電子申請システムによつて請求を行うこととなります。

事業者は、毎月一日から十日までの間に前月の「月次報告」及び当月分の概算交付申請を行い、遅くとも翌月末までに申請した額があらかじめ指定した口座に振り込まれます。

このような形で毎年度四月から二月分までの十一か月間は、申請した翌月にその額の振り込みが行われています。

しかし、年度末の三分分は、月次報告を三月十日までに、年度報告及び完了報告等を原則として四月三十日までに行い、児童育成協会により、審

査完了月の翌月末に助成金の精算が行われます。つまり、毎月末日までに入ってきていた運営費の助成金が、四月には一切支払われずひと月飛ばされてしまつていくのです。

保育施設の運営費の大半は保育士の人件費が占め、家賃や光熱費など毎月支払うべきものが多くある中で、ひと月丸々助成が無いというのは、経営を不安定にし、事業者が資金繰りに苦慮することにつながります。

事業者が安定して保育事業に取り組み、安心して経営に集中できるようにするために、企業主導型保育施設に対する運営費の助成について、四月にも支払われるように運用を改める必要があると考えますが、政府の見解を伺います。

内閣衆質一九六第二六五号
平成三十年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員初鹿明博君提出企業主導型保育事業の支払いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出企業主導型保育事業の支払いに関する質問に対する答弁書
お尋ねについては、企業主導型保育施設の運営に支障を来さないよう、円滑な運営費の支払について公益財団法人児童育成協会に対して指導してまいりたい。

平成三十年五月一日提出
質問 第二六六号

「健康増進法の一部を改正する法律案」における「国会」の分類に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

「健康増進法の一部を改正する法律案」における「国会」の分類に関する質問主意書

政府は、「健康増進法の一部を改正する法律案」、「諸外国における加熱式たばこの販売状況」、「米国における加熱式たばこの販売承認及び「米国におけるニコチン量の規制」に関する質問に対する答弁(内閣衆質一九六第二二二二号)で「国会及び国会議員の事務所」は、厚生労働省のホームページに掲載している「健康増進法の一部を改正する法律案概要」の「B」上記以外の多数の者が利用する施設、旅客運送事業船舶・鉄道」に該当するとしています。

昨年、三月一日に厚生労働省から公表された「受動喫煙防止対策の強化について(基本的な考え方)」では、喫煙専用室の設置が認められない「屋内禁煙」の区分には「行政機関」ではなく「官公庁施設」とあり、「国会」もそこに分類されています。

一 「健康増進法の一部を改正する法律案」において「官公庁施設」を「行政機関」と書き換えたのは、厚生労働省のホームページに掲載されている「健康増進法の一部を改正する法律案概要」の「A」学校・病院・児童福祉施設等、行政機関、旅客運送事業自動車・航空機」から立法機関である「国会」を除外するためか、政府の見解を伺います。

二 なぜ、本来なら国民に範を示すべき立場である国会議員の仕事場である「国会及び国会議員の事務所」をAに分類せずにBにしたのか、政府の見解を伺います。

三 このような変更に至る過程で、喫煙者の国会議員から要請があったのか、政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九六第二六六号

平成三十年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出「健康増進法の一部を改正する法律案」における「国会」の分類に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出「健康増進法の一部を改正する法律案」における「国会」の分類に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「健康増進法の一部を改正する法律案」において「官公庁施設」を「行政機関」と書き換えた」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「国会及び国会議員の事務所」をAに分類せずにBにしたのかは、「国会及び国会議員の事務所」を今国会に提出している健康増進法の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）第三条による改正後の健康増進法（平成十四年法律第百三十三号、第二十八号第五号に規定する第一種施設（以下「第一種施設」という。）に分類せずに同条第六号に規定する第二種施設（以下「第二種施設」という。）に分類したのかとのお尋ねであると解されるが、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設並びに国民や住民の健康を守る観点から受動喫煙対策を総合的かつ効果的に推進する責務があり、かつ、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者を含め広く国民及び住民が利用する機会が多い施設である国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）を改正法案においては受動喫煙対策を一層徹底した施設として第一種施設に分類し、その他の多数の者が利用する施設

を第二種施設に分類したものであり、御指摘の「国会及び国会議員の事務所」については、前者に該当しないため、第二種施設としているものである。

三について

御指摘の「変更に至る過程」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

右

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成三十年二月九日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の二」に改める。

第四条第二項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一 公共施設等の整備等に関する事業における前条第一項の規定の趣旨に沿った民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項

第三章中第十五条の次に次の二条を加える。

（解釈及び適用の確認等）

第十五条の二 公共施設等の管理者等（第二条第三項第一号に掲げる者を除く。第六項において同じ。）又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対

し、その実施し、又は実施しようとする特定事業に係る支援措置の内容及び当該特定事業に関する規制について規定する法律（法律に基づく命令（告示を含む。）を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の解釈並びに当該特定事業に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無（次項及び第三項において「支援措置の内容」と総称する。）について、その確認を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認がその所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認が他の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下この項及び第八十五条において同じ。）の所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、内閣総理大臣に回答するものとする。

4 前項の規定による回答を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

5 内閣総理大臣は、第二項の規定による回答又は前項の規定による通知を行ったときは、その内容を民間資金等活用事業推進委員会に報告するものとする。

6 第二項及び第四項に規定するもののほか、内閣総理大臣は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者の求めに応じて、必要な助言をすること

ができる。

7 内閣総理大臣は、前項の規定による助言を行うに際し必要と認めるときは、民間資金等活用事業推進委員会に対し、意見を求めることができる。

（報告の徴収等）
第十五条の三 内閣総理大臣は、特定事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、実施方針に定めた事項その他の特定事業の実施に関する事項について、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

23 第三十三条に次の一項を加える。

3 公共施設等運営権に係る公共施設等が地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設（以下この項及び第二十六号第五項において単に「公の施設」という。）であり、かつ、公共施設等運営権者が同法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（第二十六号第五項において単に「指定管理者」という。）として当該公の施設を管理する場合（同法第二百四十四条の二第五項の規定により定められた期間が当該公共施設等運営権の存続期間を超えない場合に限る。）において、前項の規定により定められた当該公共施設等の利用料金が第十八条第一項の条例（利用料金の範囲その他利用料金に関して利用者の利益を保護するために必要なものとして内閣府令で定められた事項を定めるものに限る。）において定められた利用料金に関する事項に適合し、かつ、当該公共施設等の利用料金を当該公の施設に係る同法第二百四十四条の二第八項の場合における利用料金として定めることが同条第九項の条例の定めるところに適合するとき

は、当該公共施設等の利用料金を当該公の施設に係る同条第八項の場合における利用料金として定めることについては、同条第九項後段の規定は、適用しない。

第二十六号の見出し中「制限」を「制限等」に改

め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 公共施設等運営権に係る公共施設等が公の施設であり、かつ、第二項の許可を受けて当該公共施設等運営権を移転した者が、その移転の際、指定管理者として当該公の施設を管理していた場合において、当該移転を受けた者を当該公の施設の指定管理者として指定するとき(前項ただし書の特別の定めがある場合であつて、地方自治法第二百四十四条の二第五項の規定により定められる期間が当該公共施設等運営権の存続期間を超えない場合に限る。)における同条第六項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、第三項の条例に特別の定めがある場合は、この限りでないものとし、この場合には、当該普通地方公共団体の長は、指定管理者の指定後遅滞なく、当該指定について当該議会に報告しなければならない」とする。

附則第四条を次のように改める。

(水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置)

第四条 政府は、平成三十年度から平成三十五年度までの間に、次の各号に掲げる地方公共団体から、平成九年一月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金(資金運用部資金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十九号)第一条の規定による改正前の資金運用部資金法(昭和二十六年法律第九号)第六條第一項に規定する資金運用部資金をいう。以下この項において同じ。)(又は平成九年三月三十一日までに当該地方公共団体に貸して貸し付けられた旧公営企業金融公庫資金(地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)附則第九條第一項の規定による解散前の公営企業金融公庫の資金をいう。以下この項において同じ。))であつて、年利三パーセント以上のもののうち、水道事業等(水道法 昭和三十

二年法律第七十七号)による水道事業若しくは水道用水供給事業又は下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道若しくは流域下水道の用に供する施設に関する事業をいう。以下この項において同じ。に係る公共施設等(次の各号に規定する水道事業等公共施設等運営権条例に基づいて設定された公共施設等運営権に係るものに限る。)(の建設、改修、維持管理又は運営(以下この項において「建設等」という。))に充てられた金額(当該金額が明らかでないときは、当該公共施設等の建設等に要した費用その他の事情を考慮して内閣府令・総務省令・財務省令で定める基準により算定した金額)に相当するもの(以下この条において「対象貸付金」という。))について繰上償還を行おうとする旨の申出があつた場合において、当該地方公共団体の水道事業等の経営の健全化が特に必要であり、かつ、当該地方公共団体から水道事業等に係る公共施設等運営事業に関し政令で定める事項を定めた計画が提出され、当該計画の内容が当該地方公共団体の水道事業等の健全かつ効率的な運営に相当程度資するものであると認めるときは、政令で定めるところにより、当該申出に係る対象貸付金が旧資金運用部資金であるときは限度額を限度として繰上償還に資するものとし、当該申出に係る対象貸付金が旧公営企業金融公庫資金であるときは地方公共団体金融機構に対して限度額を限度として繰上償還に資するよう要請するものとする。

一 平成二十九年度までに水道事業等に係る公共施設等運営権に関する第十八條第一項の条例(次号及び次項第一号において「水道事業等公共施設等運営権条例」という。))を定めており、これに基づいて平成三十年度から平成三十二年度までの間に水道事業等に係る公共施設等運営事業が開始された地方公共団体

二 平成三十年度から平成三十三年度までの間に水道事業等公共施設等運営権条例を定めた

地方公共団体

2 前項に規定する「限度額」とは、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をいう。

一 前項第一号に掲げる地方公共団体又は同項第二号に掲げる地方公共団体(平成三十年度又は平成三十一年度に水道事業等公共施設等運営権条例を定めたものに限る。)(対象貸付金の残高又は当該公共施設等運営権の設定の対価として当該地方公共団体が収受した金銭(第二十條の規定により徴収した金銭を含み、定期に又は分割して収受すべきときは、その最初に収受した分に限る。))の額のいずれか少ない額

二 前項第二号に掲げる地方公共団体(前号に掲げるものを除く。)(前号に定める額の二分の一に相当する額

3 第一項の場合において、政府は、繰上償還に資するために必要な金銭として対象貸付金の元金償還金以外の金銭を受領しないものとする。

4 前項の規定は、地方公共団体金融機構が第一項の規定に基づく政府の要請により繰上償還に資する場合について準用する。

附則 附則第五条から第十七条までを削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の改正規定及び附則第五条から第十七条までを削る改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 特別会計に関する法律の一部改正(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十二條の三の見出し中「投資勘定の歳出の特例」を「繰入れ並びに歳入及び歳出の特

例」に改め、同条中「繰入金」の下に「及び第一項の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金」を加え、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

附則第十條第三項に規定するもののほか、平成三十年度から平成三十五年度までの間に、地方公共団体金融機構法附則第十四條の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第七十七号)附則第四條第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかつたとした場合に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができる。

2 第五十三條第一項の規定によるほか、前項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成三十年度の予算から適用し、平成二十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

理 由

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等運営権者が地方自治法上の公の施設の指定管理者を兼ねる場合の利用料金に関する特例等を創設するとともに、内閣総理大臣に対する特定事業に係る支援措置の内容等の確認に係る制度

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

本案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等運営権者が地方自治法上の公の施設の指定管理者を兼ねる場合の利用料金に関する特例等を創設するとともに、内閣府総理大臣に対する特定事業に係る支援措置の内容等の確認に係る制度を設ける等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

本案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等運営権者が地方自治法上の公の施設の指定管理者を兼ねる場合の利用料金に関する特例等を創設するとともに、内閣府総理大臣に対する特定事業に係る支援措置の内容等の確認に係る制度を設ける等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 公共施設等の管理者等及び民間事業者が特定事業に係る支援措置等について確認を求めた際に内閣総理大臣が一元的に回答する制度を創設するほか、内閣総理大臣が公共施設等の管理者等に対し特定事業の実施に関し報告を求め、必要に応じ助言や勧告を行うことができるものとする。

2 公共施設等運営権者が公の施設の指定管理
者兼ねる場合において、公の施設の利用料
金における地方公共団体の承認や、公共施設
等運営権の移転に伴う指定管理者の再指定に
おける議会の議決について、一定の要件を満
たす場合にはそれらを不要とする地方自治法
の特例を設けるものとする。

3. 水道事業及び下水道事業に係る公共施設等運営権を設定した地方公共団体に對し、過去に貸し付けられた当該事業に係る地方債について、補償金を免除し元金償還金のみで繰上償還することを認める特例を時限的に設けるものとする。

4 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとするこ

二 議案の可決理由

本案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等運営権者が地方自治法上の公の施設の指定管理者を兼ねる場合の利用料金に関する特例等を創設するとともに、内閣総理大臣に対する特定事業に係る支援措置の内容等の確認に係る制度を設ける等の措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、立憲民主党・市民クラブの提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

平成三十年五月十一日

内閣委員長 山際大志郎

衆議院議長 大島 理森殿

不正競争防止法等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成三十年二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

不正競争防止法等の一部を改正する法律

正競争防止法の一部改正

第一条 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第四号中「不正取得行為」を「營業秘密不正取得行為」に、「以下同じ」を「次号から第九号まで、第十九條第一項第六号、第二十一条及び附則第四條第一号において同じ」に改め、同項第五号及び第六号中「不正取得行為」を「營業秘密不正取得行為」に改め、同項第七号中「保有者」を「營業秘密保有者」に改め、同項第八号及び第九号中「不正開示行為」を「營業秘密不正開示行為」に改め、同項第十六号を第二十

二号とし、第十三号から第十五号までを六号ずつ繰り下げ、同項第十二号中「若しくはプログラムの実行」を、「プログラムの実行若しくは情報の処理」に、「若しくはプログラムの記録」を、「プログラムのその他の情報の記録」に、「若しくは当該機能を」、「当該機能」に、「含む」を「を含む」。若しくは指令符号を」に、「又は当該機能を有するプログラム」を「若しくは当該機能を有するプログラム若しくは指令符号」に改め、「〔限る。〕」の下に「又は影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能

とする役務を提供する行為」を加え、同号を同項第十八号とし、同項第十一号中「に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行」を「に

映像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式）その他の人の知覚によっては認識することができ

ない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されたものに限る。以下この号、次号及び

第八項において同じ。の処理」に、「若しくはプログラムの記録」を、「プログラムその他の情報の記録」に、「制限されている影像若しくは音の

視聴若しくはプログラムの実行」を「制限されている影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理」に、「若しくは当該機能」

を「当該機能」に、「含む」を「含む」。若しくは指令符号（電子計算機に対する指令であつて、当該指令のみによつて一の結果を得ること

ができるものをいう。次号において同じ。を」に、「又は当該機能を有するプログラム」を「若しくは当該機能を有するプログラム若しくは指

令符号」に改め、「限る。」の下に「又は影像の視聽等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする役務を提供する行為」を加

え、同号を同項第十七号とし、同項第十号の次に次の六号を加える。

十一 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段

により限定提供「データを取得する行為（以下「**限定提供「データ不正取得行為**」という。）
又は限定提供「データ不正取得行為により取得した限定提供「データ」を使用し、若しくは開示する行為

十二 その限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを知つて限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

十三 その取得した後にその限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを知ってその取得した限定提供データを開示する行為

十四 限定提供「データを保有する事業者（以下「限定提供データ保有者」という。）からその限定提供データを示された場合において、

て、不正の利益を得る目的で、又はその限定提供データ保有者に損害を加える目的で、その限定提供データを使用する行為

（その限定提供データの管理に係る任務に違反して行うものに限る。）又は開示する行為

十五 その限定提供データについて限定提供データ不正開示行為(前号に規定する場合において同号に規定する目的でその限定提

供データを開示する行為をいう。以下同じであること若しくはその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為が

介在したことを知って限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを
使用し、若しくは開示する行為

十六 その取得した後にその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為があったこと又はその限定提供データについ

て限定提供、データ不正開示行為が介在したことを知ってその取得した限定提供データを開示する行為

第二条第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)」を削り、「若しくはプログラムの実行」を、「プログラムの実行若しくは情報の処理に、若しくはプログラムの記録」を、「プログラムのその他の情報の記録」に改め、「以下」の下に「この項において」を加え、「映像、音若しくはプログラムとともに」を削り、「若しくはプログラムを」を、「プログラムその他の情報を」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 この法律において「限定提供データ」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。次項において同じ。)により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報(秘密として管理されているものを除く。)をいう。

第四条ただし書中「営業秘密」の下に「又は限定提供データ」を加える。

第五条第一項中「から第十六号まで又は第十六号」を「から第十六号まで又は第二十二号」に改め、同条第三項中「第十三号又は第十六号」を「第十一号から第十六号まで、第十九号又は第二十二号」に改め、同項第五号中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第二十二号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第二条第一項第十三号」を「第二条第一項第十九号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る限定提供データの使用

第七条第二項中「前項ただし書」を「前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当す

るかどうか又は同項ただし書に改め、同条第三項中「第一項ただし書」を「第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

第十二条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「平成八年法律第九号」を削り、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第十五条中「保有者」を「営業秘密保有者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争のうち、限定提供データを使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利について準用する。この場合において、前項中「営業秘密保有者」とあるのは、「限定提供データ保有者」と読み替えるものとする。

第十九条第一項第一号中、「第十四号及び第十六号」を、「第二十号及び第二十二号」に、「同項第十四号及び第十六号」を「同項第二十号及び第二十二号」に改め、同項第二号中「第十六号」を「第二十二号」に改め、同項第六号中「不正開示行為」を「営業秘密不正開示行為」に、「不正取得行為」を「営業秘密不正取得行為」に改め、同項第七号中「第十五条」を「第十五条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第八号中「第二条第一項第十一号及び第十二号」を「第二条第一項第十七号及び第十八号」に、「同項第十一号及び第十二号」を「同項第十七号及び第十八号」に、

「若しくはこれらの号」を、「これらの号」に改め、「プログラムの下に」若しくは「指令符号」を加え、「又は」を、「若しくは」に改め、「行為」の下に「又は技術的制限手段の試験又は研究のために行われるこれらの号に規定する役務を提供する行為」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争 次のいずれかに掲げる行為

イ 取引によつて限定提供データを取得した者(その取得した時にその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為であること又はその限定提供データについて限定提供データ不正取得行為若しくは限定提供データ不正開示行為が介在したことを知らない者に限る。)がその取引によつて取得した権限の範囲内においてその限定提供データを開示する行為

ロ その相当量蓄積されている情報が無償で公衆に利用可能となつている情報と同一の限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

第二十一条第一項第一号中「保有者」を「営業秘密保有者」に、「以下この条」を「次号」に改め、同項第二号から第九号までの規定中「保有者」を「営業秘密保有者」に改め、同条第二項第一号中「第十四号」を「第二十号」に改め、同項第四号中「第二条第一項第十一号又は第十二号」を「第二条第一項第十七号又は第十八号」に改め、同条第三項第三号及び第六項中「保有者」を「営業秘密保有者」に改める。

附則第三条第二号中「第二条第一項第十四号」を「第二条第一項第二十号」に改める。

附則第四条中「新法第三条」を「第三条」に、「第十五条」を「第十五条第一項」に、「新法第二条第一項第四号」を「第二条第一項第四号」に

に、「不正取得行為」を「営業秘密不正取得行為」に、「不正開示行為」を「営業秘密不正開示行為」に改め、同条各号中「新法」を削る。

附則第六条中「第十四号」を「第二十号」に改め、

附則第十条中「新法第二十一条第二項第六号」を「第二十一条(第二項第七号)に改める。

(工業標準化法の一部改正)

第二条 工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

産業標準化法

目次中「日本工業標準調査会」を「日本産業標準調査会」に、「第三章 日本工業規格の制定(第十一条、第十八条)」を「第四章 認定産業規格の制定(第十一条、第二十一条)」に、「第四章」を「第五章」に、「日本工業規格への」を「日本産業規格への」に、「第十九条、第二十四条」を「第三十条、第三十八条」に、「第二十五条、第三十条」を「第三十九条、第四十四条」に、「第三十一条、第四十条」を「第四十五条、第五十条」に、「第四十一条」を「第五十五条」に、「第五章」を「第六章」に、「製品試験」を「製品試験等」に、「第六十六条」を「第六十八条」に、「第六章」を「第七章」に、「第六十七条、第六十九条の六」を「第六十九条、第七十七条」に、「第七章」を「第八章」に、「第七十条、第七十六条」を「第七十八条、第八十四条」に改める。

第一条中「且つ」を「かつ」に、「工業標準の」を「産業標準の」に、「工業標準化」を「産業標準化」に改め、「促進すること」の下に「並びに国際標準の制定への協力により国際標準化を促進すること」を加え、「鉱工業品」を「鉱工業品等」に、「生産の」を「生産等の」に改める。

第二条中「工業標準化」を「産業標準化」に、「工業標準」を「産業標準」に改め、同条第一号

に、「不正取得行為」を「営業秘密不正取得行為」に、「不正開示行為」を「営業秘密不正開示行為」に改め、同条各号中「新法」を削る。

附則第六条中「第十四号」を「第二十号」に改め、

附則第十条中「新法第二十一条第二項第六号」を「第二十一条(第二項第七号)に改める。

(工業標準化法の一部改正)

第二条 工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

産業標準化法

目次中「日本工業標準調査会」を「日本産業標準調査会」に、「第三章 日本工業規格の制定(第十一条、第十八条)」を「第四章 認定産業規格の制定(第十一条、第二十一条)」に、「第四章」を「第五章」に、「日本工業規格への」を「日本産業規格への」に、「第十九条、第二十四条」を「第三十条、第三十八条」に、「第二十五条、第三十条」を「第三十九条、第四十四条」に、「第三十一条、第四十条」を「第四十五条、第五十条」に、「第四十一条」を「第五十五条」に、「第五章」を「第六章」に、「製品試験」を「製品試験等」に、「第六十六条」を「第六十八条」に、「第六章」を「第七章」に、「第六十七条、第六十九条の六」を「第六十九条、第七十七条」に、「第七章」を「第八章」に、「第七十条、第七十六条」を「第七十八条、第八十四条」に改める。

第一条中「且つ」を「かつ」に、「工業標準の」を「産業標準の」に、「工業標準化」を「産業標準化」に改め、「促進すること」の下に「並びに国際標準の制定への協力により国際標準化を促進すること」を加え、「鉱工業品」を「鉱工業品等」に、「生産の」を「生産等の」に改める。

第二条中「工業標準化」を「産業標準化」に、「工業標準」を「産業標準」に改め、同条第一号

中「日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)による農林物資を農林物資(日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第二条第一項に規定する農林物資をいう。第十号において同じ。)」に改め、同条第六号を同条第九号とし、同条第五号の次に次の三号を加える。

六 プログラムその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(以下単に「電磁的記録」という。)の種類、構造、品質、等級又は性能

七 電磁的記録の作成方法又は使用方法

八 電磁的記録に関する試験又は測定の方法

第二条に次の六号を加える。

十 役務(農林物資の販売その他の取扱いに係る役務を除く。以下同じ。)の種類、内容、品質又は等級

十一 役務の内容又は品質に関する調査又は評価の方法

十二 役務に関する用語、略語、記号、符号又は単位

十三 役務の提供に必要な能力

十四 事業者の経営管理の方法(日本農林規格等に関する法律第二条第二項第二号に規定する経営管理の方法を除く。)

十五 前各号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項

第二条に次の一項を加える。

2 この法律において「国際標準化」とは、前項各号に掲げる事項を国際的に統一し、又は単純化することをいい、「国際標準」とは、国際標準化のための基準をいう。

第二章 日本産業標準調査会

第三条第一項中「日本工業標準調査会」を「日本産業標準調査会」を「日

本産業標準調査会」に改め、同条第二項中「工業標準化」を「産業標準化及び国際標準化」に改める。

第三章の章名中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第十一条の前の見出し及び同条中「工業標準」を「産業標準」に改める。

第十二条第一項中「具して工業標準」を「添えて産業標準」に改め、同条第二項中「工業標準」を「産業標準」に改め、「ものと認めるときは」の下に、「第十五条第一項の規定により認定産業標準作成機関(第二十四条第一項に規定する認定産業標準作成機関をいう。第十四条第一項及び第三項、第十五条第一項並びに第十八条において同じ。))に産業標準の案の作成及び提出を命ずる場合を除き」を加える。

第十三条第一項中「したが、工業標準」を「従い、産業標準」に改め、同条第二項中「工業標準」を「産業標準」に、「すべて」を「全て」に、「且つ」を「かつ」に、「当つて」を「当たつて」に、「附する」を「付する」に改める。

第七十六条中「第六十条第二項」を「第二十五条、第六十条第二項」に改め、同条を第八十四条とする。

第七十五条中「第六十九条の四」を「第七十五条」に改め、同条を第八十三条とする。

第七十四条第一号中「第二十九条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同条第二号中「第三十五条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、「規定による」を削り、同条を第八十二条とする。

第七十三条中「前三条」を「次の各号に掲げる規定に、「又は人に」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第七十八条第一号又は第二号 一億円以下

二 第七十八条第三号若しくは第四号又は前

不正競争防止法等の一部を改正する法律案及び同報告書

二条 各本条の罰金刑

第七十三条を第八十一条とする。

第七十二条第四号中「第三十九条」を「第二十八号又は第五十三号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第三十四条」を「第四十八号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第三十一条第三項」を「第四十五条第三項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第二十一条第一項若しくは第二項、第四十条第一項」を「第二十九条第一項、第三十五条第一項から第四項まで、第五十四条第一項に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第二十四条第一項の規定に違反して、第二十二号第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更した者

第七十二条を第八十条とする。

第七十一条第二号中「第六十六条」を「第六十八条」に改め、同条を第七十九条とする。

第七十条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十九条第四項又は第二十条第三項」を「第三十四条」に、「違反した者」を「違反して、表示を付したとき」に改め、同条第二号中「第二十一条」を「第三十六条」に、「違反した者」を「違反して、表示の除去若しくは抹消又は販売若しくは提供の停止を行わなかつたとき」に改め、同条第三号中「第二十四条」を「第三十八条」に、「違反した者」を「違反して、輸入に係るものを販売したとき」に改め、同条第四号中「第三十八条第一項」を「第五十二条第一項」に、「違反した者」を「違反して、認証の業務の全部又は一部の停止を行わなかつたとき」に改め、同条を第七十八条とする。

第七章を第八章とする。

第六十九条の六中「第四章」を「第五章」に改め、第六章中同条を第七十七条とする。

第六十九条の五を第七十六条とする。

第六十九条の四中「第六十九条の二」を「第七十三号」に、「第六十五号第三項」を「第六十六号第三項」に改め、同条を第七十五号とする。

第六十九号の三第一項中「第二十一条第一項若しくは第二項又は第四十条第一項」を「第三十五号第一項から第三項までの規定による立入検査又は第五十四条第一項」に改め、「立入検査」の下に「(第三十三号第一項又は第三十七号第六項の認証を行う登録認証機関に関するものを除く。)」を加え、同条第二項中「第四十二条第一項第八号」を「第五十六条第一項第八号」に改め、「検査」の下に「(第三十三号第一項又は第三十七号第六項の認証を行う登録認証機関に関するものを除く。)」を加え、同条第五項中「関係人」を「関係者に改め、同条を第七十四号とする。

第六十九号の二中「前条第二項」を「前条第三項及び第四項」に、「第六十九号の五」を「第七十六号」に、「規定による登録」を「登録」に、「第六十五号第二項」を「第六十六号第二項」に、「規定による登録の更新」を「登録の更新」に、「第六十五号第一項」を「第六十六号第一項」に、「第六十八号」を「第七十一条」に改め、同条を第七十三号とする。

第六十九号第一項第一号中「第一条第一号」を「第二条第一項第一号」に、「工業標準」を「産業標準」に、「第三号」を「第四号」に改め、同項第三号中「第二号各号」を「第二条第一項第一号から第五号まで及び第九号」に、「工業標準」を「産業標準」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第二条第六号」を「第二条第一項第九号」に、「工業標準」を「産業標準」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第二条第一項第六号から第八号までに掲げる電磁的記録に係る産業標準に関する事項については、政令で定めるところにより、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣とする。

三三

平成三十年五月十五日 衆議院会議録第二十六号

三三

五 第二条第一項第十号から第十三号までに

六 第二条第一項第十四号に掲げる経営管理

七 第二条第一項第十五号に掲げる主務省令

第六十九条第三項中「第四章」の下に「に」おけ

4 第五章からこの章まで（電磁的記録に関する

5 第五章からこの章まで（役務に関するもの）

第六十九条を第七十二条とする。

項まで」に、「第二十八条第一項」を「第四十二条

八条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同

第六十七条の見出しを「日本産業規格の尊

(産業標準化及び国際標準化の促進)

2 国立研究開発法人(独立行政法人通則法(平

3 事業者は、産業標準化に資する研究開発、

う、産業標準化又は国際標準化に関する業務

4 国、国立研究開発法人、大学、事業者その

第六章を第七章とする。

第五十七條第一項及び第五十八條中「製品試

る。

第六十五条の二中「第六十四条の二」を「第六

第六十五條第一項中「製品試験」を「製品試験

第六十四条の二中「第二十七条第二項第五号」

第五章を第六章とする。

第四十三條から第五十六條までを削る。

四十九条第一項」に、「第三十九条」を「第五十三

に改め、同項第四号中「第三十六条又は第三十

「第四十五条第二項」に、「第三十二条から第三十七条まで」を「第四十六条から第五十一条まで」に、「第三十九条」を「第五十三条」に、「準用する」について準用するに、「第三十六条及び第三十七条」を「第五十条及び第五十一条」に改め、同条を第五十五条とする。

第四十条第二項中「第二十一条第三項及び第四項」を「第二十九条第二項及び第三項」に改め、「立入検査」の下に「ついで」を加え、第四章第三節中同条を第五十四条とする。

第三十九条を第五十三条とする。

第三十八条第一項第一号中「第二十六条各号のいづれか」を「第四十条第一号又は第三号」に改め、同項第二号中「第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条、第三十五条第一項」を「第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項、第四十八条、第四十九条第一項」に改め、同項第三号中「第三十五条第二項各号の規定による」を「第四十九条第二項各号の」に改め、同項第五号中「登録」の下に「又は第四十二条第一項の登録の更新」を、「受けた」の下に「ことが判明した」を加え、同条を第五十二条とする。

第三十七条中「第三十一条」を「第四十五条」に改め、同条を第五十一条とする。

第三十六条中「第二十七条第一項各号」を「第四十一条第一項各号」に改め、同条を第五十条とする。

第三十五条第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)」を削り、「第七十四条第二号」を「第八十二条第二号」に改め、同条を第四十九条とし、第三十四条を第四十八条とする。

第三十三条第二項中「実施方法」を「実施の方法」に改め、同条を第四十七条とし、第三十二条

条を第四十六条とする。

第三十一条第二項第一号中「第十九条第三項又は第二十条第二項」を「第三十条第三項、第三十一条第二項、第三十二条第四項又は第三十三条第二項」に、「第二十三条第四項」を「第三十七条第七項」に改め、同項第二号中「又はその加工技術」を「若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務」に改め、「係る」の下に「鉱工業品の」を、「販売業者若しくは加工業者」の下に「電磁的記録作成事業者、電磁的記録の販売業者、電磁的記録を記録した記録媒体の輸入業者若しくは販売業者若しくは役務提供事業者」を、「行う」の下に「鉱工業品の」を加え、「の公表」を「電磁的記録作成事業者若しくは電磁的記録を記録した記録媒体の輸出業者若しくは役務提供事業者の公表」に改め、同項第三号中「第十九条第一項又は第二十条第一項の表示」を「第三十条第一項、第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項の表示」に改め、「鉱工業品の下に」若しくは「電磁的記録を記録した記録媒体又はその電磁的記録関係書面に同項の表示の付してある電磁的記録若しくはその役務関係書面に第三十三条第一項の表示の付してある役務」を加え、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第三項中「又は加工業者」を「若しくは加工業者、電磁的記録作成事業者等又は役務提供事業者」に改め、同条を第四十五条とする。

第四章第二節中第三十条を第四十四条とし、第二十九条を第四十三条とする。

第二十八条第二項中「更新」の下に「ついで」を加え、同条を第四十二条とする。

第二十七条第一項中「第二十五条第一項」を「第三十九条第一項」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「製品」を「鉱工業品、電磁的記録又は役務」に改め、同項第二号中「又はその加工技術」を「若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務」に改め、「又は輸出する」を「若しくは輸出し、電磁的記録若しくは電磁的記録を記録した記録媒体を作成し、輸入し、販売し、若しくは輸出し、又は役務を提供する」に、「第三十五条第二項」を「第四十九条第二項」に改め、同条第二項第三号中「又はその加工技術」を「若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務」に改め、同項第五号中「製品試験」の下に「又は電磁的記録試験(以下「製品試験等」という。)」を加え、同条を第四十一条とする。

第二十六条第二号中「第三十八条第一項又は第四十二条第一項」を「第五十二条第一項又は第五十六条第一項」に改め、同条を第四十条とする。

第二十五条第一項中「第十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「第二十条第一項」を「第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三十三条第一項まで」を「第三十七条第一項から第六項まで」に、「又はその加工技術」を「若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務」に改め、「規定による」を削り、「第二十七条第一項第一号」を「第四十一条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第六十九条第二項」を「第七十二条第三項及び第四項」に、「前項の規定による申請」を「登録の申請(第三十三条第一項及び第三十七条第六項に係るものを除く。)」に、「第二十七条第一項各号」を「第四十一条第一項各号」に改め、同条を第三十九条とする。

第四章第一節の節名中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二十四条の見出しを「(表示の付してある鉱工業品又は電磁的記録を記録した記録媒体の輸入)に改め、同条第一項中「第十九条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第二項中「第二十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 輸入業者は、第三十二条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示の付してある電磁的記録を記録した記録媒体(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該記録媒体を含む。)でその輸入に係るものを販売してはならない。ただし、当該表示が同項若しくは同条第三項又は前条第四項若しくは第五項の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

第四章第一節中第二十四条を第三十八条とする。

第二十三条の見出し中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第一項及び第二項中「第十九条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第三項中「第二十條第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第四項中「第十九条第三項」を「第三十条第三項」に、「規定による認証」に、「第二十条第二項」を「認証について、第三十一条第二項」に、「前項の規定による認証」を「第三項の認証について、第三十二条第四項の規定は第四項及び第五項の認証について、第三十三条第二項の規定は前項の認証について、それぞれに改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 外国においてその事業を行う電磁的記録作成事業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その作成する当該認証に係る電磁的記録に関する電磁的記録関係書面又は当該認証に係る電磁的記録を記録した記録媒体若しくはその包装、容器若しくは送り状に、第三十二条第一項の表示を付することができ

る。

5 外国においてその事業を行う電磁的記録を記録した記録媒体の輸出業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その輸出する当該認証に係る電磁的記録を記録した記録媒体又はその包装、容器若しくは送り状に、第三十二条第一項の表示を付することができ

る。

6 外国においてその事業を行う役務提供事業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受

けて、その提供する当該認証に係る役務に關する役務關係書面に、第三十三條第一項の表示を付することができる。

第二十三條を第三十七條とする。

第二十二條第一項中「第十九條第一項」を「第三十條第一項」に、「日本工業規格を『日本産業規格』に改め、同條第二項中「第二十條第一項」を「第三十一條第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同條に次の二項を加える。

3 主務大臣は、前條第三項の規定による検査の結果、第三十二條第一項若しくは第二項の認証を受けてその電磁的記録關係書面に同條第一項の表示（これと紛らわしい表示を含む。以下この項において同じ。）の付してある電磁的記録又は同條第一項若しくは第三項の認証を受けた同條第一項の表示の付してある記録媒体（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該記録媒体を含む。以下この項において同じ。）に記録された電磁的記録がその表示に係る日本産業規格に適合せず、又は当該認証に係る電磁的記録の作成品質管理体制が適正でないとき、当該表示の除去若しくは抹消又はその電磁的記録關係書面に当該表示の付してある電磁的記録若しくは当該表示の付してある電磁的記録を記録した記録媒体の販売の停止を命ずることができる。

4 主務大臣は、前條第四項の規定による検査の結果、第三十三條第一項の認証を受けてその役務關係書面に同項の表示（これと紛らわしい表示を含む。）の付してある役務がその表示に係る日本産業規格に適合せず、又は当該認証に係る役務の提供品質管理体制が適正でないとき、当該表示の除去若しくは抹消又はその役務關係書面に当該表示の付してある役務の

提供の停止を命ずることができる。

第二十二條を第三十六條とする。

第二十一條第一項中「第十九條第一項」を「第三十條第一項」に改め、「以下」の下に「この項及び次條第一項において」を加え、「規定により」を削り、同條第二項中「前條第一項」を「第三十一條第一項」に改め、「以下」の下に「この項及び次條第二項において」を加え、「同項の規定により」を「第三十一條第一項の」に改め、同條第三項及び第四項を次のように改める。

3 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第三十二條第一項から第三項までの認証を受けた電磁的記録作成事業者等（以下この項及び次條第三項において「認証電磁的記録作成事業者等」という。）に対し、これらの認証を受けた電磁的記録又は当該電磁的記録を記録した記録媒体に係る業務に關し報告をさせ、又はその職員に認証電磁的記録作成事業者等の事務所、事業場その他必要な場所に立ち入り、当該電磁的記録若しくは当該電磁的記録を記録した記録媒体若しくはその作成品質管理体制を検査させることができる。

4 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第三十三條第一項の認証を受けた役務提供事業者（以下この項及び次條第四項において「認証役務提供事業者」という。）に対し、第三十三條第一項の認証を受けた役務に係る業務に關し報告をさせ、又はその職員に認証役務提供事業者の事務所、事業場その他必要な場所に立ち入り、当該役務若しくはその提供品質管理体制を検査させることができる。

5 第二十九條第二項及び第三項の規定は、前各項の規定による立入検査について準用する。

第二十一條を第三十五條とする。

第二十條の見出し及び同條第一項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同條第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「以下」を「第三十五條第二項及び第三十六條第二項において」に改め、同條第三項を削り、同條を第三十一條とし、同條の次に次の三條を加える。

第三十二條 電磁的記録の作成の事業を営む者（以下「電磁的記録作成事業者」という。）は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その作成する当該認証に係る電磁的記録に關する書面（当該書面が電磁的記録をもつて作成されているときは、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したもの。以下「電磁的記録關係書面」という。）又は当該認証に係る電磁的記録を記録した記録媒体若しくはその包装、容器若しくは送り状に、当該電磁的記録が日本産業規格に適合するものであることを示す主務省令で定める方式による特別な表示を付することができる。

2 電磁的記録の販売業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その販売する当該認証に係る電磁的記録に關する電磁的記録關係書面に、前項の表示を付することができる。

3 電磁的記録を記録した記録媒体の輸入業者又は販売業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その輸入し、若しくは販売する当該認証に係る電磁的記録を記録した記録媒体又はその包装、容器若しくは送り状に、第一項の表示を付することができる。

4 前三項の認証は、電磁的記録作成事業者、電磁的記録の販売業者又は電磁的記録を記録した記録媒体の輸入業者若しくは販売業者（以下「電磁的記録作成事業者等」という。）の申請に係る電磁的記録のうち試験用のものについて電磁的記録試験（日本産業規格に定めるところにより行う電磁的記録に係る試験又は測定をいう。第四十一條第二項第五号において同じ。）を行うことにより日本産業規格に適合するかどうかを審査するとともに、その電磁的記録作成事業者等の申請に係る電磁的記録の作成品質管理体制（品質管理方法その他の品質保持に必要な条件をいう。第三十五條第三項及び第三十六條第三項において同じ。）が主務省令で定める基準に適合するかどうかを審査することにより行うものとする。

（役務の日本産業規格への適合の表示）

第三十三條 役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その提供する当該認証に係る役務に關する書面（当該書面が電磁的記録をもつて作成されているときは、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したもの。以下「役務關係書面」という。）に、当該役務が日本産業規格に適合するものであることを示す主務省令で定める方式による特別な表示を付することができる。

2 前項の認証は、役務提供事業者の申請に係る役務について役務評価（日本産業規格に定めるところにより行う役務に係る調査又は評価をいう。）を行うことにより日本産業規格に適合するかどうかを審査するとともに、その役務提供事業者の申請に係る役務の提供品質管理体制（品質管理方法その他の品質保持に必要な条件をいう。第三十五條第四項及び第三十六條第四項において同じ。）が主務省令で定める基準に適合するかどうかを審査することにより行うものとする。

（日本産業規格への適合の表示の禁止）

第三十四條 何人も、第三十條第一項若しくは第二項、第三十一條第一項、第三十二條第一項から第三項まで又は前條第一項に規定する場合を除くほか、その取り扱う鉱工業品若しくはその包装、容器若しくは送り状、その取り扱う電磁的記録に關する電磁的記録關係書

面若しくは電磁的記録を記録した記録媒体若しくはその包装、容器若しくは送り状又はその取り扱う役務に関する役務関係書面に第三十條第一項、第三十一條第一項、第三十二條第一項又は前条第一項の表示を付し、又はこれらと紛らわしい表示を付してはならない。

第十九條の見出し及び同条第一項中「日本工業規格を日本産業規格」に改め、同条第三項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、〃を行うことにより日本産業規格」を〃を行うことにより日本産業規格」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第四項を削り、同条を第三十條とする。

第四章を第五章とする。

第十八條第一項中「工業標準化」を「産業標準化」に、「きく」を「聴く」に改め、同条第二項中「工業標準」を「産業標準」に、「すべて」を「全て」に、「当つて」を「当たつて」に、「附する」を「付する」に改め、同条第三項中「前項の下に規定による」を加え、同条第四項中「工業標準」を「産業標準」に、「附議し」を「付議し」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に、「の外」を「のほか」に改め、第三章中同条を第二十一條とする。

第十七條の見出しを「(日本産業規格)」に改め、同条第一項中「第十一條の下に」、第十四條第二項又は第十五條第二項を加え、「工業標準は、日本工業規格を」を「産業標準は、日本産業規格」に改め、同条第二項中「第十一條の下に」を「第十四條第二項又は第十五條第二項」を加え、「工業標準」を「産業標準」に、「を日本工業規格と称して」を「について日本産業規格又はこれと紛らわしい名称を用いて」に改め、同条を第二十條とする。

第十六條中「工業標準」を「産業標準」に改め、同条を第十九條とする。

第十五條中「又は前条において準用する第十

平成三十年五月十五日 衆議院會議録第二十六号

一條を「(前条において準用する場合を含む。)」に、「工業標準」を「産業標準」に改め、同条を第十七條とし、同条の次に次の一條を加える。

第十八條 主務大臣は、第十四條第二項又は第十五條第二項(これらの規定を第十六條において準用する場合を含む。)の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した産業標準がなお適正であるかどうかについて検討し、その結果を報告すべきことを、その制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも五年を経過する日までに当該産業標準に係る第十四條第一項(第十六條において準用する場合を含む。)の規定による申出又は第十五條第一項(第十六條において準用する場合を含む。)の提出(第三項において「申出等」という。)を行った認定産業標準作成機関に命じなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により検討を命じた認定産業標準作成機関からその検討の結果について報告を受けたときは、速やかに、これを確認し、又は必要があると認めるときは、当該報告に係る産業標準を改正し、若しくは廃止しなければならない。この場合において、第十六條において準用する第十一條の規定は、適用しない。

3 第一項の場合において、当該産業標準に係る申出等を行った認定産業標準作成機関が第二十三條第一項の認定の更新をせず、第二十五條の規定により業務の廃止の届出をし、又は第二十七條の規定によりその認定を取り消されたときその他当該認定産業標準作成機関に命ずることが適当でないと認められるときは、当該認定産業標準作成機関の申出等に係る産業標準は、第十一條(第十六條において準用する場合を含む。)の規定により主務大臣が制定し、又は確認し、若しくは改正したものとみなして、前条の規定を適用する。

第十四條の前の見出しを削り、同条中「前三

不正競争防止法等の一部を改正する法律案及び同報告書

条」を「第十一條から前条まで」に、「工業標準」を「産業標準」に改め、「廃止」の下に「ついで」を加え、同条を第十六條とし、同条の前の見出しとして「(産業標準の確認、改正及び廃止)」を付する。

第十三條の次に次の二條を加える。

第十四條 認定産業標準作成機関は、主務省令の定めるところにより、案を添えて産業標準を制定すべきことを主務大臣に申し出ることができる。

2 前項の規定による申出を受けた主務大臣は、その申出に係る産業標準の案が全ての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、かつ、その適用に当たつて同様な条件の下にある者に対して不当に差別を付するものでなく、適当であると認める場合であつて、その申出に係る産業標準を制定すべきものと認めるときは、これを産業標準として制定しなければならない。この場合において、第十一條の規定は、適用しない。

3 主務大臣は、第一項の規定による申出を受けた場合において、その制定の必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を当該申出をした認定産業標準作成機関に通知しなければならない。

第十五條 主務大臣は、産業標準化の促進のため必要があると認めるときは、認定産業標準作成機関に対し、産業標準の案(当該認定産業標準作成機関の第二十二條第一項の認定に係る同条第二項第二号に規定する産業標準の案の範囲に属するものに限る。)の作成及び提出を命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の提出を受けた場合において、その提出された産業標準の案が全ての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、かつ、その適用に当たつて同様な条件の下にある者に対して不当に差別を付するものでなく、適当であると認めるときは、これを

産業標準として制定しなければならない。この場合において、第十一條の規定は、適用しない。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章 認定産業標準作成機関

(認定)

第二十二條 産業標準の案を作成しようとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者及び役員の名

二 作成しようとする産業標準の案の範囲

三 作成しようとする産業標準の案の作成の業務(以下「産業標準作成業務」という。)に従事する者の知識及び能力に関する事項

四 産業標準作成業務の実施の方法

五 産業標準作成業務の実施体制

3 主務大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に従反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第二十七條の規定により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 法人であつて、その業務を行う役員のうちにイ又はロに該当する者があるもの

二 産業標準作成業務に従事する者が、産業標準の案を作成する業務について十分な知

識及び能力を有するものとして主務省令で定める基準に適合していること。

三 産業標準作成業務の実施の方法及び実施体制が、産業標準の案を作成する業務を適正かつ円滑に行うために必要なものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

(認定の更新)

第二十三条 前条第一項の認定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の認定の更新について準用する。

(変更の認定等)

第二十四条 第二十二條第一項の認定を受けた者(以下「認定産業標準作成機関」という。)は、同条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

3 第二十二條第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

4 認定産業標準作成機関は、第二十二條第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第二十五条 認定産業標準作成機関は、その認定に係る業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、

その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(改善命令)

第二十六条 主務大臣は、認定産業標準作成機関の産業標準作成業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定産業標準作成機関に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第二十七条 主務大臣は、認定産業標準作成機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第十五條第一項、第十八條第一項又は前条の規定による命令に違反したとき。

二 不正の手段により第二十二條第一項の認定、第二十三條第一項の認定の更新又は第二十四條第一項の変更の認定を受けたことが判明したとき。

三 第二十二條第三項第一号イ又はハに該当するに至つたとき。

四 第二十二條第三項第二号又は第三号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

五 第二十四條第一項若しくは第四項又は次条の規定に違反したとき。

(帳簿の記載)

第二十八条 認定産業標準作成機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、産業標準作成業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第二十九条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認定産業標準作成機関に対し、産業標準作成業務に関し報告をさせ、又はその職員に認定産業標準作成機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、

不正競争防止法等の一部を改正する法律案及び同報告書

その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特許法の一部改正)

第三条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項及び第二項中「六月」を「二年」、「同条第一項及び第二項」を「同項及び同条第二項」に改める。

第百五条第二項中「前項ただし書」を「前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

第百七条第三項中「第百九条」の下に「若しくは第百九条の二」を加える。

第百九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(特許料の減免又は猶予)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第百九条の二 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であつて、中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に對する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第百七条第一項の規定による第一年

から第十年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 前項の「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律に

より設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

九 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)であつて、常時使用する従業員の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人)以下のもの

3 第一項の「試験研究機関等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(次号において「大学」という。)の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同条に規定する高等専門学校(同号及び第四号において「高等専門学校」という。)の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法(平成十五年法律第十二号)第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人(次号において「大学共同利用機関法人」という。)の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者
- 二 大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人
- 三 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第五条第二項に規定する承認事業者
- 四 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)であつて、試験研究に関する業務を行うもの(次号において「試験研究独立行政法人」という。)のうち高等専門学校を設置する者以外のものとし

て政令で定めるもの

五 試験研究独立行政法人であつて政令で定めるもの(以下この号において「特定試験研究独立行政法人」という。)における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る特定試験研究独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行うとする民間事業者に対し移転する事業を行う者

六 公設試験研究機関(地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関(学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。)であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。)を設置する者

七 試験研究地方独立行政法人(地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)のうち同法第六十八号第一項に規定する公立大学法人以外のものであつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。)

第百九十五条の二の下に「若しくは第百九条の二を加え、同条第六項中「第百九条の下に」又は第百九条の二を加える。第百八十四条の九第五項中「及び第二号」を「及び第三号」に改める。

第百八十六条第一項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 判定に係る書類であつて、当事者から当該当事者の保有する営業秘密が記載された旨の申出があつたもの

第百八十六条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。
第百九十五条第六項中「次条」の下に「若しくは不正競争防止法等の一部を改正する法律案及び同報告書

は第百九十五条の二の二を加える。

第百九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(出願審査の請求の手数料の減免)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第百九十五条の二の特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて、第百九条の二第一項の政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

(意匠法の一部改正)

第四条 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「六月」を「二年」に、「同条第一項及び第二項」を「同項及び同条第二項」に改め、同条第二項中「同条第一項第一号」を「同項第一号」に、「六月」を「二年」に、「同条第一項及び第二項」を「同項及び同条第二項」に改める。

第十五条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、「書類」の下に「又は第五項に規定する書面」を加え、「同項」を「第二項」と、「第二項」とあるのは「同項」に改める。

第六十条の十第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、「書類」の下に「又は第五項に規定する書面」を加え、「同項」を「第二項」と、「第二項」とあるのは「同項」に改める。

第六十三条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項に規定する営業秘密をいう。」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 判定に係る書類であつて、当事者から当該当事者の保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第五号にお

いて同じ。)が記載された旨の申出があつたもの

第六十三条第二項中「第五号」を「第六号」に改める。

(商標法の一部改正)

第五条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「場合に」を「場合であつて、かつ、当該商標登録出願について第七十六条第二項の規定により納付すべき手数料を納付している場合に」に改める。

第七十二条第一項第一号中「をいう。」の下に「次号において同じ。」を加え、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 判定に係る書類であつて、当事者から当該当事者の保有する営業秘密が記載された旨の申出があつたもの

第七十二条第二項中「又は第二号」を「から第三号までに改める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第六条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び口座振替による納付」を、「口座振替による納付及び指定立替納付者による納付」に改める。

第三章の章名中「及び口座振替による納付」を「口座振替による納付及び指定立替納付者による納付」に改める。

第十五条の二第二項中「次条」を「第十六条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(指定立替納付者による納付)

料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に遂行するに足る財産的基礎を有することその他の経済産業省令で定める要件に該当する者として特許庁長官が指定するもの(次項及び次条において「指定立替納付者」という。)をして当該特許料等又は手数料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出(電子情報処理組織を使用して行うものに限る。)があつた場合には、その申出を受けることが特許料等又は手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定立替納付者による納付の手続その他必要な事項は、経済産業省令で定める。

第十六条中「前三条」を「第十四条から前条まで」、「又は口座振替による納付」を「口座振替による納付又は指定立替納付者による納付」に改め、「本人が」との下に「第十五条の二第一項及び」を加える。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

第七条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「手数料について」の下に「同法第九十五条第六項の規定は前項の規定により納付すべき手数料(同項の表の第四欄に掲げる金額に係る部分を除く。)(以下「手数料」という。))について」を加え、「同法第九十五条第八項」を「同条第八項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第十八条の二 特許庁長官は、日本語でされた国際出願をする者であつて、中小企業者(特許法第九十九条の二第二項に規定する中小企業者という。)、試験研究機関等(同条第三項に規定する試験研究機関等という。))その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業

の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により納付すべき手数料(同項の表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。)を軽減し、又は免除することができる。

(弁理士法の一部改正)

第八条 弁理士法平成十二年法律第四十九号の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第十号」を「第十六号」に、「第十三号から第十六号まで」を「第十九号から第二十二号まで」に、「秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないもの」を「同条第六項に規定する営業秘密のうち、技術上の情報であるもの」に、「同項第十四号」を「同条第一項第十一号から第十六号までに掲げるものにあつては技術上のデータ(同条第七項に規定する限定提供データのうち、技術上の情報であるものをいう。以下同じ。))に関するもの」に限り、同条第一項第二十号に、「同項第十五号」を「同項第二十一号」に改め、「又は技術上の秘密」の下に若しくは技術上のデータを加える。

第四条第三項第一号中「技術上の秘密の下に」若しくは技術上のデータを加え、同項第三号中「既に秘密として管理されているもの」を「技術上の秘密及び技術上のデータ」に改め、同項に次の一号を加える。

四 特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利若しくは技術上の秘密若しくは技術上のデータの利用の機会の拡大に資する日本産業規格その他の規格の案の作成に関与し、又はこれに関する相談に応ずること。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年(施行期日)

六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条及び第三十四条の規定 公布の日

二 第三条中特許法第三十条第一項及び第二項の改正規定、第四条中意匠法第四条第一項及び第二項の改正規定並びに第五條中商標法第十條第一項の改正規定並びに附則第十條、第十二條、第十四條、第十六條及び第三十三條の規定 公布の日から起算して十日を経過した日

三 第一条中不正競争防止法第二條第一項第十一號の改正規定(同號を同項第十二號とする部分を除く。)、同項第十二號の改正規定(同號を同項第十八號とする部分を除く。)、同條第七項の改正規定(「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法という。」を削る部分及び同項を同條第八項とする部分を除く。及び第十九條第一項第八號の改正規定(第二條第一項第十一號及び第十二號を「第二條第一項第十七號及び第十八號」に、「同項第十一號及び第十二號」を「同項第十七號及び第十八號」に改める部分及び同項を同項第九號とする部分を除く。並びに次條第二項及び附則第六條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第三条中特許法第七條第三項の改正規定、第九條の見出しを削り、同條の前に見出しを付し、同條の次に一條を加える改正規定、第十二條第一項及び第六項の改正規定、第九十五條第六項の改正規定並びに第九十五條の二の見出しを削り、同條の前に見出しを付し、同條の次に一條を加える改正規定並びに第六條及び第七條の規定並びに附則第十一條、第十五條、第二十三條及び第二十五條から第三十二條までの規定 公布の日

から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第四条中意匠法第十五條第一項及び第六十條の十の改正規定並びに附則第十三條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(不正競争防止法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定(前条第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の不正競争防止法(以下この項において「新不競争法」という。))第三條から第五條まで、第十四條及び第十五條第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))前に行われた新不競争法第二條第一項第十一号に規定する限定提供「データ」不正取得行為に相当する行為又は同項第十五号に規定する限定提供「データ」不正開示行為に相当する行為に係る同項第十一号から第十三号まで、第十五号又は第十六号に掲げる不正競争であつて施行日以後に行われるもの(次の各号に掲げる行為に相当する行為に該当するものを除く。及び施行日前に開始した同項第十四号に規定する限定提供「データ」を使用する行為に相当する行為を継続する行為については、適用しない。

一 新不競争法第二條第一項第十一号から第十三号まで、第十五号及び第十六号に規定する限定提供「データ」を開示する行為

二 新不競争法第二條第一項第十二号及び第十五号に規定する限定提供「データ」を取得する行為並びにこれらの行為により取得した限定提供「データ」を使用する行為

2 前条第三号に掲げる規定の施行の日から施行日までの間における第一條の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の不正競争防止法第二條第一項第十一号の規定の適用については、同号中「第八項」とあるのは、「第七項」とする。

(日本工業標準調査会に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に日本工業標準調

されている特別な表示は、それぞれ新標準化法第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条第

十八條第一項又は旧標準化法第六十五條第二項

による。

第十三号) 第三条第一項各号のいずれかに該当す

るに至つた日が、第二号施行日の六月前の日前である考案については、同法第十一条第一項において準用する第二号新特許法第三十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(消防法の一部改正)

第十九条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項中「以下この条を」を「第四項」に、「同項を」を「前項」に、「附する」を「付する」に改め、同条第三項中「附する」を「付する」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「以下この条を」を「次項及び第五項」に、「同項を」を「前項」に、「附して」を「付して」に改め、同条第四項及び第五項中「附されて」を「付されて」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第二十条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第三十七条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(関税法の一部改正)

第二十一条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六十九条の二第二項第四号及び第六十九条の十一第一項第十号中「又は第十号から第十二号まで」を「第十号、第十七号又は第十八号」に、「第八号」を「第九号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第百三十三号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「又は製品試験」を「又は製品試験等」に改め、同号(一)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「第二十条第一項(登録認証機関の登録)」又は「第二十三条第一項から第三項まで」を「第三十一条第一項(登録認証機関の登録)、第三十二条第一項から第三項まで(登録認証機関の登録)、第三十三条第一項(登録認証機関の登録)」又は「第三十七条第一項から第六項まで」に改め、同号(二)中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「製品試験」を「製品試験等」に改め、同号(三)中「工業標準化法第六十五条第一項」を「産業標準化法第六十六条第一項」に、「製品試験」を「製品試験等」に改める。

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正)

第二十三条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「試験研究機関等」を「試験研究機関」に改める。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第十条とする。

第十二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「特許料の特例等」を付し、同条第四項中「特許法」の下に「昭和三十四年法律第二百一十一号」を加え、同条第九項中「第四項中「特許法」の下に「昭和三十四年法律第二百一十一号」」を加え、同条を第十一条とする。

第十四条第二項中「又は試験研究独立行政法人」及び「又は前条第一項の認定を受けた者」を削り、同条を第十二条とし、第十五条を第十三条とする。

附則第三条中「附則第三条第一項各号」を「附則第二條第一項各号」に、「第四十六條第五項」を「第四十六條第六項」に、「ついで特許法を」を「ついで同法」に改める。

(独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正)

第二十四条 独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第二十一条第一項及び第二項並びに第四十条第一項を」を「第三十五条第一項から第三項までの規定による立入検査及び第五十四条第一項」に改め、「立入検査」の下に「同法第三十三條第一項又は第三十七條第六項の認証を行う登録認証機関に関するものを除く。」を加え、「第四十二条第一項第八号を」を「第五十六條第一項第八号」に改め、「による検査」の下に「同法第三十三條第一項又は第三十七條第六項の認証を行う登録認証機関に関するものを除く。」を加え、同項第六号中「並びに」を「及び」に改める。

(産業技術力強化法の一部改正)

第二十五条 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「以下同じ」を削る。

第十六条中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第十七条の前の見出し並びに同条及び第十八条を削り、第十九条を第十七条とする。

附則第二条を削る。

附則第三条第一項中「ついで特許法」の下に「(昭和三十四年法律第二百一十一号)」を、「(国立大学法人法)の下に「(平成十五年法律第百十二

号)」を、「(大学共同利用機関法人)の下に「(国立大学法人法第二條第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。第三号において同じ。)」を加え、「この条を」を「この項に改め、同項第二号中「第四十六條第五項」を「第四十六條第六項」に改め、同項第三号中「大学等研究者」の下に「(学校教育法第一條に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同条に規定する高等専門学校の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は大学共同利用機関法人の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者)をいう。」を加え、同条第二項中「第十七條を」を「同法第九條の二及び第百九十五條の二の二」に改め、同条を附則第二条とする。

(学校教育法の一部改正)

第二十六条 学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この法律の規定による改正後の」を削り、同条第十六号を同条第十七号とし、同条第十五号中「第十七條を」を「附則第二条」に改め、同条を同条第十六号とし、同条第十四号を第十五号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)

第百九條の二

(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の一部改正)

第二十七條 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条から第十三条までを一列ずつ繰り上げる。

第十四条第一項中「第十二条を」を「第十一条に改め、同条を第十三条とする。

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正)

第二十八条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十二條第四項中「特許法」の下に「昭和三十四年法律第二百一十一号」を加える。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「第十九條第一項」を「第十七條第一項」に改める。

(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第三十條 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八十一條第一項中「以下同じ」を「次項第四号及び第八十六條において同じ」に改め、同条第三項中「次に」を「ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究を行う事業に関する次に」に改め、同項各号を次のように改める。

一 当該事業の内容及び実施主体

二 その他当該事業の実施に関し必要な事項
第八十一條第四項中「前項各号に掲げる」を「前項に規定する」に、「同項第一号又は第二号イの」を「同項第一号に掲げる」に改め、同条第七項中「第八十四條若しくは」を削る。
第八十四條を次のように改める。

第八十四條 削除

第八十五條中第八十一條第三項第二号に掲げるを「第八十一條第三項に規定する」に、「同号」を「同項」に改める。

(特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の一部改正)

第三十一條 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(平成二十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一條」を「第九條」に、「第十二條」を「第十五條」を「第十條」第三十三條に、「第十六條」を「第十四條」に改める。

第十條及び第十一條を削る。

第三章中第十二條を第十條とし、第十三條から第十五條までを二条ずつ繰り上げる。

第十六條第一項中「第十四條」を「第十二條」に改め、第四章中同条を第十四條とする。

(産業競争力強化法の一部改正)

第三十二條 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第六十六條第一項中「該当する者」の下に「(同法第九十九條の二第一項の政令で定める者を除く。次項において同じ。)」を加え、同条第三項中「該当する者」の下に「(同法第九十八條の二の政令で定める者を除く。)」を加える。

(環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第三十三條 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二條中特許法第三十條第一項及び第二項の改正規定を削る。

附則第二條第一項及び第二項を削り、同条第三項中「施行日」を「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)」に、「新特許法」を「第二条の規定による改正後の特許法」に改め、同項を同条とする。

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十四條 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十九年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二百九十四條中不正競争防止法第十五條の改正規定を次のように改める。

第十五條第一項を次のように改める。

第二條第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三條第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある営業秘密保有者がその事実及びその行為を行う者を知った時から三年間行わないとき。

二 その行為の開始の時から二十年を経過したとき。

第十五條第二項中「前項中」を「前項第一号中」に改める。

第二百九十五條中「第十五條後段」を「第十五條第一項後段」に改める。

(経済産業省設置法の一部改正)

第三十五條 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十六号中「工業標準」を「産業標準」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に改める。

第六條第二項の表日本工業標準調査会の項中「日本工業標準調査会」を「日本産業標準調査会」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に改める。

理 由

我が国産業におけるデータの流通、共有及び利用を促進するため、事業者が相手方を限定して業として提供するデータを不正に取得する行為の差止め等を可能とし、及びデータ等の作成等の方法、品質その他の事項を日本工業規格を拡張して設ける日本産業規格による標準化の対象とするほか、特許等の制度において、権利者の意に反してデータ等が公開等された場合における発明等の新規性の要件の緩和、特許権侵害訴訟等におけるインカメラ手続の導入等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

不正競争防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、「第四次産業革命」と呼ばれるIT分野における急速な技術革新の進展に伴い、企業の競争力の源泉が、データやそれを活用したサービスへと移り変わりつつある状況を踏まえ、データの利活用を促進するための事業環境を整備するほか、知的財産や標準の分野において、ビッグデータ等の情報技術の進展を新たな付加価値の創出につなげるために必要な措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 不正競争防止法の一部改正

(一) ID・パスワード等により管理され、相手方を限定して提供されるデータの不正取得等を、新たに不正競争行為に位置付け、これに対する差止請求権等の民事上の救済措置を設けること。

(二) 暗号等の技術的制限手段について、その効果を妨げる機器の提供等だけでなく、その効果を妨げるサービスの提供等も不正競争行為に位置付けること。
2 工業標準化法の一部改正
(一) 標準化の対象に、データ、サービス等を

追加すること。これに伴い、同法に定められた「日本工業規格」を「日本産業規格」に、法律の題名を「産業標準化法」に改めること。

(二) 標準化に関する専門的な知識、能力等を有する民間団体等を認定し、当該団体等からの産業標準の案の申出については、審議会に付議せずに、主務大臣が産業標準を制定する等の手続を新たに設けること。

(三) 登録認証機関の認証を受けずにJISマークの表示を行った法人等に対する罰金刑の上限を、一億円に引き上げること。

3 特許法等の一部改正

(一) これまで一部の中小企業に限定されていた特許料等の軽減措置の対象を、全ての中小企業に拡大すること。

(二) 裁判所が書類提出命令を発するに際して、非公開で書類を提示させるインカメラ手続において、書類の必要性を判断できるようにするとともに、技術専門家がこれに関与できるようにするなど、知財紛争処理手続を充実させること。

(三) 特許料等のクレジットカード払いを認めるなど、手続の簡素化等を図ること。

(四) 弁理士が、その名称と責務の下で、データの活用や規格の案の作成に関する相談に応ずる等の業務を行うことができるようにすること。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、我が国産業におけるデータの流通、共有及び利用を促進するための措置等として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

付することに決した。
右報告する。

平成三十年五月十一日

衆議院議長 大島 理森殿 久

(別紙)

不正競争防止法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 政府は、この法律の施行後三年を目途として、データの適正な流通及び利活用を促進する観点から、データに関連するビジネスの展開、技術革新、経済社会の情勢の変化等を踏まえ、この法律による改正後の不正競争防止法の規定の実施状況を勘案し、当該規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じること。

二 政府は、データ取引の安全を図り、データ取引の萎縮を避けるため、ガイドラインにおいて、限定提供データに係る不正競争行為の明確化を図ること。特に、保護されるデータの客體、図利加害目的、限定提供データの管理に係る任務、取引によって取得した権限の範囲等の要件の該当性や、正当な目的での使用で不正競争に該当しない場合等について、考え方や具体例を分かり易く明示すること。また、運用状況を見つつ、適時適切にガイドラインの見直しを行うこと。

三 政府は、外国企業が我が国における企業活動を控えたり国内企業とのデータ取引を躊躇したりすることがないよう、諸外国におけるデータ保護制度との整合性の確保に努めること。また、外国企業が行った不正競争行為による国内企業の損害を防止するため、諸外国との連携を通じた国際的なデータ流通環境の整備に努めること。

四 政府は、「限定提供データ」を取扱う事業者に

おいて、「限定提供データ」が適切に管理、保護及び利活用される環境を構築するため、事業者が、従業員に対してデータの適切な取り扱いに関する教育・啓発活動を適切に行えるよう支援を行うこと。

五 政府は、本法に基づく不正競争防止に関する新たな制度及びガイドラインについて、施行まで十分な期間を確保し、広く国民や中小企業を含む産業界に対して、その内容の丁寧な周知に努めること。

六 政府は、今般日本産業規格の対象となるサービ分野を始め、今後新たな分野等の標準化に適切に対応するため、省庁の枠を超えた連携体制を構築するとともに、国際標準化を推進するため、専門人材の確保と育成を図ること。また、国際標準を通じた市場優位性の確保のため、官民が一体となった標準化戦略の立案及び実行に努めること。

七 政府は、「認定産業標準作成機関」に求める基準を明確に定めるとともに、事前の十分な情報提供に努め、認定された機関が標準化作業を円滑に進めるために必要な支援を提供するよう努めること。

八 政府は、中小企業者に対する特許料等の軽減措置の拡充及びその手続の簡素化については、制度が確実に利用されるよう、中小企業者に対して制度の周知徹底を図ること。一方、負担が増加する者に対しては、全体としての知財活動を縮小あるいは停滞させないよう、十分留意すること。

九 最高裁判所は、専門委員の任命に当たっては、その適格性及び公平性を確保するとともに、中立の立場であるとの理解を得られるよう努めること。また、人員不足とならないよう専門委員の確保に努めること。

十 政府は、本法施行による弁理士の業務範囲拡大に当たっては、新たに対象となる標準化関連業務やデータ関連業務等の知見を有する人材の

確保・育成のため、適切な支援を行うよう努めること。また、弁理士が該当業務を行うに当たっては、適正な報酬の獲得とユーザー側の安心感につながるよう適切な報酬体系となるよう促すこと。

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案

右
国会に提出する。

平成三十年三月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定について定めるとともに、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構その他の法人に海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入に資する調査その他の業務を行わせる等の措置を講ずることにより、我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「海外社会資本事業」とは、鉄道施設、水資源の開発又は利用のための施設、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する住宅その他の建築物及びその敷地、下水道、空港、道路、港湾その他国土交通省令で定める施設の整備、運営又は維持管理に関する事業であつて、海外において行われるものをいう。

2 この法律において「機構等」とは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(第四条及

第十六条において「鉄道・運輸機構」という。)、独立行政法人水資源機構(第五条において「水資源機構」という。)、独立行政法人都市再生機構(第六条において「都市再生機構」という。)、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「住宅金融支援機構」という。)、日本下水道事業団、成田国際空港株式会社、高速道路株式会社(高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第一条に規定する会社をいう。第十条において同じ。)、国際戦略港湾運営会社(港湾法昭和二十五年法律第二百十八号)第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた者をいう。第十一条において同じ。及び中部国際空港株式会社(中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)第四条第一項の規定による指定を受けた者をいう。第十二条において同じ。))をいう。

第三条 国土交通大臣は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進の意義に関する事項

二 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進の方法に関する基本的な事項

三 機構等に行わせる海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に資する調査その他の業務に関する基本的な事項

四 機構等及び海外社会資本事業を行い、又は行おうとする我が国事業者その他の関係者の連携及び協力に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する重要事項

基本方針は、良質な社会資本の整備、運営及び維持管理並びに海外社会資本事業への参入に関する国際的動向を踏まえつつ、我が国に蓄積された良質な社会資本に関する知識、技術及び経験を活用し、国土交通大臣、機構等及び海外社会資本事業を行い、又は行おうとする我が国事業者その他の関係者の相互の連携及び協力の下に、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図ることを旨として、定めるものとする。

4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水資源の開発又は利用のための施設に係る海外社会資本事業に関する部分については厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣に、住宅金融支援機構に行わせる業務に関する部分については財務大臣に、それぞれ協議しなければならない。

5 国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水資源の開発又は利用のための施設に係る海外社会資本事業に関する部分については厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣に、住宅金融支援機構に行わせる業務に関する部分については財務大臣に、それぞれ協議しなければならない。

5 国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 前項の規定により成田国際空港株式会社が同項各号に掲げる事業を行う場合には、成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第二百四十四号)第十五条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成三十年法律第 号)と、同条第二項及び同法第十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」と、同法第二十一条中「第十六条第一項」とあるのは「第十六条第一項(海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」と、「同項」とあるのは「第十六条第一項」と、同法第二十二條第七号中「第十五条第二項」とあるのは「第十五条第二項(海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

2 前項の規定により成田国際空港株式会社が同項各号に掲げる事業を行う場合には、成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第二百四十四号)第十五条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」と、同法第二十一条中「第十六条第一項」とあるのは「第十六条第一項(海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」と、「同項」とあるのは「第十六条第一項」と、同法第二十二條第七号中「第十五条第二項」とあるのは「第十五条第二項(海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

3 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 前号に規定する海外の高速鉄道に関する調査、測量、設計、工事管理、試験及び研究の全部又は一部を行う事業を実施する者に対し、その事業の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと。

三 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 前号に規定する海外の高速鉄道に関する調査、測量、設計、工事管理、試験及び研究の全部又は一部を行う事業を実施する者に対し、その事業の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと。

三 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 前号に規定する海外の高速鉄道に関する調査、測量、設計、工事管理、試験及び研究の全部又は一部を行う事業を実施する者に対し、その事業の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと。

三 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 前号に規定する海外の高速鉄道に関する調査、測量、設計、工事管理、試験及び研究の全部又は一部を行う事業を実施する者に対し、その事業の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと。

三 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 前号に規定する海外の高速鉄道に関する調査、測量、設計、工事管理、試験及び研究の全部又は一部を行う事業を実施する者に対し、その事業の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと。

三 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 前号に規定する海外の高速鉄道に関する調査、測量、設計、工事管理、試験及び研究の全部又は一部を行う事業を実施する者に対し、その事業の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと。

三 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 前号に規定する海外の高速鉄道に関する調査、測量、設計、工事管理、試験及び研究の全部又は一部を行う事業を実施する者に対し、その事業の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと。

三 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 前号に規定する海外の高速鉄道に関する調査、測量、設計、工事管理、試験及び研究の全部又は一部を行う事業を実施する者に対し、その事業の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと。

三 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

附則第二条のうち独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第七条第一項の改正

規定中「若しくは第三項」を、「第三項若しくは第四項に、「第三項若しくは第四項」を「若しくは第三項から第五項まで」に改める。
(調整規定)
第四条 不当廉価建造契約防止法の施行の日がこ

の法律の施行の日前である場合には、附則第二
条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人鉄
道建設・運輸施設整備支援機構法の改正規定中
同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下
欄に掲げる字句とする。

第十三条の改正規定	
第十三条第三項中「前三項を」	第十三条第四項中「前三項」を
「前三項」に改め、同項を同条	「前各項」に改め、同項を同条
第四項とし、同条第二項	第五項とし、同条第三項
3 機構は、前二項	4 機構は、前三項
第十七条第一項第一号の改正	同条第四項の下に「及び第五
規定	項
第十九条第一項第一号の改正	第四項
規定	
附則第七条第一項の改正規定	若しくは第三項を、「第三項
	若しくは第四項

2 前項の場合において、前条の規定は、適用し
ない。

(独立行政法人水資源機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人水資源機構法(平成十四年
法律第百八十二号)の一部を次のように改正す
る。

第十二条第二項中「前項」及び「同項」を「前二
項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の一項を加える。

2 機構は、前項の業務のほか、海外社会資本
事業への我が国事業者の参入の促進に関する
法律(平成三十年法律第 号)第五条に規

定する業務(第三十七号第二項第六号におい
て「海外調査等業務」という。)を行う。

第三十一条第二項中「並びに第二項」を、「第
二項並びに第三項」に改める。

第三十七号第二項第四号中「次号」の下に「及
び第六号」を加え、同項に次の一号を加える。

平成三十年五月十五日 衆議院会議録第二十六号

六 海外調査等業務に関する事項について
は、国土交通大臣

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第六条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五
年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次の一号を加える。

六 海外社会資本事業への我が国事業者の参
入の促進に関する法律(平成三十年法律
第 号)第六条に規定する業務を行う
こと。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

第七条 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成
十七年法律第百八十二号)の一部を次のように改
正する。

第十三条第一項第十号中「次項第一号若しく
は第四号」を「次項第二号若しくは第五号」に改
め、同条第二項中第六号を第七号とし、第一号
から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案及び同報告書

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案及び同報告書

一号として次の一号を加える。

一 海外社会資本事業への我が国事業者の参
入の促進に関する法律(平成三十年法律
第 号)第七条の規定による調査、研
究及び情報の提供を行うこと。

第十七条第一号中「業務並びに」を「業務、」に
改め、「」の下に「並びに同条第二項第一号の
業務を加え、同条第二号中「同条第二項第三
号」を「同条第二項第四号」に改め、同条第三号
中「第十三条第二項第四号」を「第十三条第二項
第五号」に改める。

第十九条第一項中「第二項第一号から第四号
まで」を「第二項第二号から第五号まで」に改
め、同条第三項及び第六項中「第十三条第二項
第四号」を「第十三条第二項第五号」に改める。

第二十二号中「第二項第一号若しくは第二号」
を「第二項第二号若しくは第三号」に改める。

第二十八号中「第十三条第二項第四号」を「第
十三条第二項第五号」に改める。

附則第七条第六項中「第四号」を「第五号」
に、「第二項第一号」を「第三号」に改める。

(日本下水道事業団法の一部改正)

第八条 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律
第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六号第三項を同条第四項とし、同条第
二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、
同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の
一項を加える。

2 事業団は、前項に規定する業務のほか、海
外社会資本事業への我が国事業者の参入の促
進に関する法律(平成三十年法律第 号)
第八条に規定する業務を行う。

第五十四号第三号中「第二十六号第一項」の下
に「及び第二項」を加える。

理由

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促
進を図るため、国土交通大臣による基本方針の策
定について定めるとともに、独立行政法人鉄道建
設・運輸施設整備支援機構その他の法人に海外社
会資本事業への我が国事業者の円滑な参入に資す
る調査その他の業務を行わせる等の措置を講ずる
必要がある。これが、この法律案を提出する理由
である。

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案(内閣提出)に関する
報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、海外社会資本事業への我が国事業者
の参入の促進を図るため、国土交通大臣による
基本方針の策定について定めるとともに、独立
行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構以
下「鉄道・運輸機構」という。)その他の法人に海
外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入
に資する調査その他の業務を行わせる等の措置
を講じようとするもので、その主な内容は次の
とおりである。

1 海外社会資本事業とは、鉄道施設、水資源
の開発又は利用のための施設、都市における
土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の
増進に寄与する住宅その他の建築物及びその
敷地、下水道、空港、道路、港湾その他国土
交通省令で定める施設の整備、運営又は維持
管理に関する事業であつて、海外において行
われるものとする。

2 国土交通大臣は、海外社会資本事業への我が
国事業者の参入の促進を図るための基本的
な方針(以下「基本方針」という。)を定めなけ
ればならないものとする。

3 鉄道・運輸機構その他の法人(以下「機構
等」という。)は、基本方針に基づき、海外社
会資本事業に関する調査、測量、設計等を行
うこと。

4 国土交通大臣は、機構等及び海外社会資本
事業を行い、又は行おうとする我が国事業者

に対し、必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

5 国土交通大臣、機構等及び海外社会資本事業を行い、又は行おうとする我が国事業者その他の関係者は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進及び海外社会資本事業の実施に関し、相互に連携を図りながら協力すること。

6 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定について定めるとともに、機構等に海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入に資する調査その他の業務を行わせる等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成三十年五月十一日

国土交通委員長 西村 明宏

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 我が国企業が二千二十年に三十兆円の海外インフラシステムの受注を目指す目標を確実に達成するためには、関係省庁間の連携協力とともに、機構等及び海外社会資本事業を行う我が国事業者その他の関係者との相互連携、協力が重要なものであるとの認識の下、関係者の協力の効果的な在り方等について十分に検討し確実に実行す

ること。

二 基本方針の策定等に当たっては、本法の規定に基づく関係大臣との協議とともに、機構等及び海外社会資本事業を行う我が国事業者その他の関係者から広く意見を聴取する機会等を設けるよう努めること。

三 各機構等が海外業務を実施するに当たっては、各機構等の設立の目的や趣旨を踏まえ、当該事業を実施することにより得られた知見等の国内業務への還元について、十分配慮するよう指導、助言等に努めること。

四 本法の施行により海外業務が各機構等の正規の業務として位置付けられることに鑑み、本法施行後の海外事業の実施状況を見つつ、必要があると判断した場合には、各機構の組織、人員の充実、強化等について、適切に対応すること。

五 各機構等が海外業務を実施するに当たっては、経理や業務遂行において国民の疑念を招くことのないよう、役職員の法令順守の徹底等について指導すること。